

脱税がマネー・ローンダリングの
前提犯罪とされた場合の論点

千 地 雅 巳

〔 税 務 大 学 校
研 究 部 教 授 〕

要 約

1 研究の目的（問題の所在）

平成 12 年 3 月、国連総会で「国連組織犯罪防止条約(パレルモ条約)」が採択され、重要な犯罪(長期 4 年以上)を前提犯罪とするマネー・ローンダリングの犯罪化などが規定された。今後、条約の批准のために必要な組織的犯罪処罰法の改正が行なわれ、脱税がマネー・ローンダリング罪の前提犯罪となることが予想される。

平成 19 年 4 月、警察庁に犯罪収益移転防止対策室が設置され、前提犯罪を所管する検察庁・厚生省麻薬取締部・海上保安庁・税関・証券取引等監視委員会と「疑わしい取引」の情報を共有する等相互に協力して対策を進めている。

今後、税務当局が、マネー・ローンダリング対策に対し、何らかの役割を担うべきか否か、その見解を示すことが求められることも考えられる。

本稿では、以上のような問題意識から税務当局の中で犯則調査権限を有する査察部を中心にマネー・ローンダリング対策で執行者としてどのような役割を担うことができるのかという可能性について実務面から考察するものである。

そこで、はじめに諸外国において、マネー・ローンダリング規制当局と税務当局との関係がどのようになっているのかについて調査し、我が国に導入した場合の税務当局への影響を検討する。

また、我が国におけるマネー・ローンダリング規制の法制度の枠組みと事例について調査し、「脱税を前提犯罪とするマネー・ローンダリング罪」をどのように対応すべきか実務的な問題を整理する。さらに、税務当局が取り組むべき「脱税を前提犯罪とするマネー・ローンダリング」の類型を抽出し、税務当局がどのように調査・告発すべきかを検討する。

2 研究の概要

(1) 国際的な動き

平成 23 年 3 月、OECD の租税犯罪国際フォーラムで、警察と税務当局が協力して金融犯罪に対抗する「政府一体のアプローチ」が奨励された。政府一体のアプローチを効果的に使う手段を探ること及び当局間での協力と情報の共有化が強調された。以降、租税犯罪と他の金融犯罪と闘うための効果的な協力等が話し合われている。

さらに平成 25 年 11 月、イスタンブールで OECD の査察部課長会合が開催され、具体的な警察と税務当局の協力事案の紹介等が行なわれている。

(2) 諸外国におけるマネー・ロンダリングの調査

OECD 租税センターの報告(平成 19 年 9 月)によれば、マネー・ロンダリングの調査担当は、①税務当局主導型(2 か国)、②警察主導型(26 か国)、新組織設立型 (2 か国) の 3 分類だった。

米国では、「疑わしい取引の報告」(Suspicious Transaction Report 以下「STR」と言う)の管理、犯罪調査とも税務当局が主体となっている。税務当局が直接マネー・ロンダリングの調査ができるというメリットがある反面、STR の収集・管理・分析のための膨大な事務量を税務当局が負担している。

英国では、STR の管理・犯罪調査を警察が主体に行っている。STR の管理及び脱税の関連する事案の調査に税務職員を応援派遣・出向している。警察への応援派遣等が税務当局の負担となっている。

オーストラリアでは、マネー・ロンダリング対策に特化した新組織を設立している。新組織への人員出向分が税務当局の負担となっている。

(3) 我が国におけるマネー・ロンダリング規制と事例紹介

イ 犯罪収益等仮装・隠匿の罪 (組織的犯罪処罰法 10 条)

「犯罪収益等の取得若しくは処分につき事実を仮装し、又は犯罪収益等を隠匿した者は、5 年以下の懲役若しくは 300 万円以下の罰金に処し、又

はこれを併科する。」との規定であり、日本におけるマネー・ローンダリング罪の中心的な処罰規定となっている。

ロ 犯罪収益等を收受する罪（組織的犯罪処罰法 11 条）

「情を知って、犯罪収益等を收受した者は、3 年以下の懲役若しくは 100 万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。」との規定で、情を知って犯罪収益を收受することを罰するものである。したがって、犯罪の主体となるのは、前提犯罪の本犯者以外の者である。典型的事案は、暴力団が売春による収益をみかじめ料として收受した事案、風俗営業の名義貸しによる賃料を收受した事案等がある。

ハ 不法収益等による事業経営支配罪（組織的犯罪処罰法 9 条）

事業経営支配罪は、不法収益等を用いて法人等の事業経営が支配することによって、事業活動をさらなる犯罪活動等の不正な行為に利用するものである。典型事案としては、社債の購入を斡旋するように装って、何百億円の詐偽を働き、その資金を使って、自らが代表取締役となって法人を支配しようとしたものがある。（大正生命事件）

ニ 事例紹介

マネー・ローンダリング罪の判例を調べた中で、脱税を前提犯罪とするマネー・ローンダリング罪を検討するにあたり参考となる事例を 3 件紹介する。

① 出資法違反を前提犯罪とする場合の立証の程度

1 件目は、個別犯罪である出資法違反とマネー・ローンダリング罪の立証の程度の差異を検討するために取り上げるものである。

平成 23 年 3 月 3 日山形地裁の判決で、マネー・ローンダリング罪を立件・起訴するためには、「前提犯罪の構成要件該当事実を具体的に認定するまでの必要はなく、犯罪収益が前提犯罪によるものであることを立証すれば足りる」とした事例である。

② ナイジェリア詐欺事件

2件目は、日本の金融機関が国際犯罪組織のマネー・ローンダリングに悪用された典型例であり、全国で初めて海外で行われた詐偽を前提犯罪として日本に送金された資金を犯罪収益と認定し、組処法（犯罪収益等隠匿）を適用した事件である。

海外での詐欺について被害者からの供述の録取は、刑事訴訟法第321条第1項第3号書面として、「その供述が特に信用すべき状況下にされたもの」の要件の充足により証拠能力が認められるところ、その特信性を高めるため検察官が同行し、FBI捜査官が、日本側警察官・検察官立会のもとに関係者への聴取が行われた。

③ 三菱会事件

三菱会事件のうち共犯者とされた外資銀行員の資産隠しの行為について、資産隠しの目的には、脱税目的の場合もあるということを主な理由として、間接事実からのマネー・ローンダリング罪の推認を排斥した事件である。

平成18年3月22日東京地裁判決及び平成19年9月12日東京高裁判決で認識の欠如を理由として無罪判決が言い渡されている。

(4) 税務当局による脱税を前提犯罪とするマネー・ローンダリング罪の調査 イ 経緯

平成16年2月、パレルモ条約の批准のために必要な国内法整備のための法律案が国会に提出されたが、平成17年8月に廃案となった。さらに平成17年10月再提出されたが、結局、平成21年7月に廃案となり今日に至っている。

国内法整備のための法律案は、犯罪収益の前提犯罪を現行の個別に列挙する方法から、「重大な犯罪（長期4年以上の刑）」に拡大することが規定されていた。したがって、同案が施行されていれば、脱税（例えば所得税法238条は長期10年）がマネー・ローンダリングの前提犯罪となっていたわけである。

ロ マネー・ローンダリング罪の性格

どのような場合に個別犯罪とは別にマネー・ローンダリング罪が成立するのであろうか。そのことを検討するにあたり、マネー・ローンダリング罪の性格について考える。

組織的犯罪処罰法の立法趣旨は「犯罪収益等が、新たな犯罪等に再投資されることを防止することにある。」とされている。さらに、前提犯罪が拡大されたことに照らし、犯罪収益等が事業活動に投資されることによって、合法的な経済活動に悪影響を及ぼすことをも法益侵害として捉えるようになってきている。

山口厚教授は、「マネー・ローンダリング罪の処罰根拠は、将来の犯罪活動を助長・促進する点、あるいは、合法的な事業活動に投資される弊害であり、それは前提犯罪それ自体とは別個の法益侵害を惹起するものであるとすることができる。前提犯罪の本犯者が、前提犯罪とは別個の法益侵害に該当する行為を行った場合、それは不可罰的事後行為ではなく、前提犯罪とは別個に本罪が成立することになる。」としている。

もともとマネー・ローンダリング罪は、薬物事犯などの個別犯罪での立件が困難な場合に、代替的にマネー・ローンダリング罪で立件する必要性があったという歴史的側面があったと考えられる。

また、前提犯罪の本犯者以外の者が、マネー・ローンダリング罪に該当する行為を行った場合は、薬物事犯を行っている部門とは別の部門が行なっているマネー・ローンダリングを犯罪化し、これに関与する者を検挙できるようにした法的な仕組みであると言える。

いずれにしても、前提犯罪である個別犯罪のみを起訴するのか、マネー・ローンダリング罪で起訴するのか、あるいはいずれも起訴するのかは検察官の裁量によることになる。

ハ 脱税を前提犯罪とするマネー・ローンダリング罪

脱税をマネー・ローンダリング罪の前提犯罪にすることに関して、津田尊弘氏は「マネロン罪を設けた趣旨が、不正な資金が他の犯罪に使われるおそれがあることを踏まえれば、税の支払いを免れた金銭も不正資

金の流用のおそれという性格を有しているとの意見にも一定の合理性があるように思われる。厳密に言えば、租税債権が消滅するわけではないが、法的に支払を免れるわけではないので、そのことをもって不正資金の流用の可能性がなくなるわけではない。」と述べている。

また、城祐一郎検事は、「三菱会事件で(加担した)銀行員は、前提犯罪の認識として、脱税による資金であると認識していたと主張したことで無罪とされたものであるが、脱税が前提犯罪に含まれていれば、そもそもこのような主張自体無意味であったわけである。このようなことに照らしても、脱税は前提犯罪に入れられるべきであろう。」と述べている。

前述したとおり、前提犯罪及びマネー・ローンダリング罪をどのように起訴するのかは検察官の裁量によるが、税務当局の立場から私見を検討する。

(1) 前提犯罪(脱税)の本犯者で前提犯罪が成立する場合

脱税の本犯者に対する(脱税を前提犯罪とする)マネー・ローンダリング罪の適用については、前提犯罪(脱税)が成立する場合は、マネー・ローンダリング罪の隠匿行為は、脱税の構成要件である「偽りその他不正の行為」に極めて類似しており、脱税とは別個の法益侵害に該当するとは考えにくいことから、新たな犯罪を構成することはほとんどなく、多くの場合マネー・ローンダリング罪は脱税に吸収されると思料される。

(2) 前提犯罪(脱税)の本犯者で前提犯罪が成立しない場合

前提犯罪(脱税)が成立しない場合は、脱税と(脱税を前提犯罪とする)マネー・ローンダリング罪との間の「立証の程度」の差異は小さいと思料される。そのため、前提犯罪である脱税は成立しないけれども、脱税を前提犯罪とするマネー・ローンダリングであれば成立するというような状況を想定できなかった。

といずれも、脱税とは別個に脱税を前提犯罪とするマネー・ローンダリング罪が成立することはないと考えた。

(3) 前提犯罪（脱税）の本犯者以外の者に対するマネー・ローンダリング罪の適用

脱税の本犯者以外の者に対する脱税を前提犯罪とするマネー・ローンダリング罪の適用については、組織的処罰法 9 条・10 条・11 条の構成要件を満たす行為があれば、マネー・ローンダリング罪の適用が考えられる。

(4) ほ脱犯以外の脱税

無申告ほ脱犯の構成要件は、「故意に確定申告書を提出しないことによって税を免れること」であり、「犯罪収益等の隠匿」と類似しているとは言えず、別個のマネー・ローンダリング罪が成立すると考えた。

ニ 税務当局が取り組むべき脱税を前提犯罪とするマネー・ローンダリング罪の類型

① 脱税の共犯での立件が困難な加担者に脱税を前提犯罪とするマネー・ローンダリング罪を適用

共犯の場合には、事前の謀議の立証が必要であり、共犯での立件が困難な場合も少なくない。そこで 1 つ目の類型として、脱税の共犯での立件が困難な加担者にマネー・ローンダリング罪を適用すること検討した。

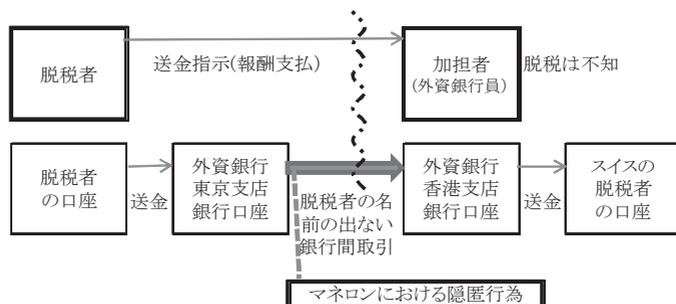
脱税については不知であるため、脱税の共犯での立件が困難であるが、何らかの犯罪収益であることは知っており、マネー・ローンダリング罪の適用が可能な場合があるのではないかと考えたものである。

i 加担者(銀行員)が脱税した資金を隠匿(組織犯罪処罰法 10 条①適用)

三菱会の事件では、銀行員が、出資法違反を前提犯罪とするマネー・ローンダリングではなく、脱税による資金であると認識していたと主張したことで無罪となったものであった。

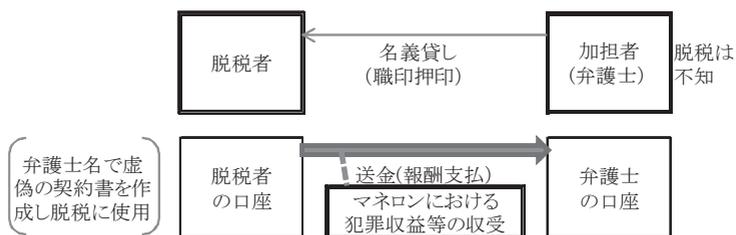
想定した事例は、逆に加担者である銀行員が、脱税については関与していなかったため脱税の共犯での立件が困難だが、何らかの「犯罪

収益等」に当たることを認識していたことから、東京支店から香港支店へ「脱税者の名前のない銀行間取引」の行為に組織的犯罪処罰法 10 条 1 項の適用を検討するものである。



- ii 加担者(弁護士)が脱税した資金を收受 (組織的犯罪処罰法 11 条 適用)

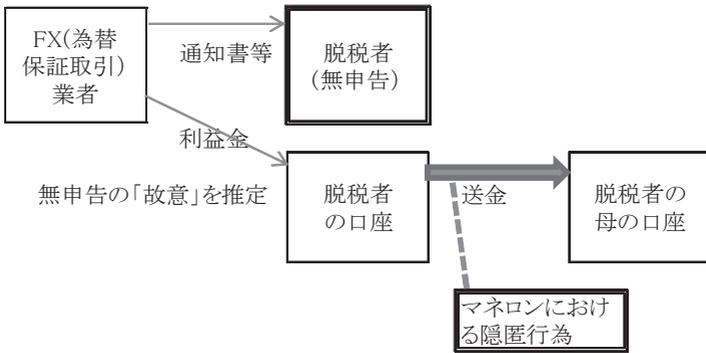
弁護士が名義貸しをして、そこからの収益を弁護士口座に入金させたもので、違法行為からの収益であると知りつつ、弁護士口座に送金を受け取っているとして、組織的犯罪処罰法 11 条の適用を検討するものである。



- ② 無申告ほ脱犯の立証が困難な事案に組織的犯罪処罰法 10 条①を適

用

無申告ほ脱犯の構成要件は、「故意に確定申告書を提出しないことによって税を免れること」であり、「犯罪収益等の隠匿」と類似しているとは言えず、別個のマネー・ローンダリング罪が成立すると考え、2つ目の類型とした。事例の場合、母の口座への送金を組織的犯罪処罰法10条1項の隠匿行為と認定できるか検討するべきと考えた。



ホ 結論

上記の2類型にマネー・ローンダリング罪を適用する場合、

- a 脱税を前提犯罪とするマネー・ローンダリング罪に特化した罰則法とこれに対応する手続法の立法をして、税務当局がマネー・ローンダリング罪を調査・告発する
- b 新たな立法をせず、税務当局が脱税調査の範囲内で証拠収集して、マネー・ローンダリング罪の立件をするかどうかは、脱税者本人を告発した後に検察に判断してもらう。

の2つの方法が考えられる。

税務当局は、1つ目の類型では、脱税の共犯での立件を、2つ目の類型では、ほ脱犯あるいは無申告ほ脱犯での立件を一義的に考えるので、

脱税での立件は難しいがマネー・ローンダリング罪でなら立件可能というような隙間にあたるような上記の事案は極めてまれである。そのため、現時点では、新たな立法等をして税務当局が脱税を前提犯罪とするマネー・ローンダリング罪を直接に調査・告発する必要性は小さいと考えた。

以上の考察を踏まえれば、結論としては、税務当局による脱税を前提犯罪とするマネー・ローンダリング罪の調査・告発は、脱税の共犯での立件が困難な加担者に脱税を前提犯罪とするマネー・ローンダリング罪を適用する等、限定的な場合であり、その調査は、税務当局が脱税調査の範囲で行い、立件については、脱税者本人を告発した後に検察に判断してもらうことで対応可能と判断した。

(5) おわりに

本稿で検討したのは、あくまで脱税を前提犯罪とするマネー・ローンダリング罪の場合である。しかし通常、脱税とマネー・ローンダリング罪を論ずるのは、ヤミ金(出資法違反)やカジノ(賭博罪)等のいわゆる不法利得を前提犯罪とするマネー・ローンダリング罪とその不法利得の所得を申告しない無申告等による脱税のことが多い。

1998年のG7バーミンガム蔵相会議の宣言文において、①STRは、税犯罪が関係していてもその適用を免れないこと、②マネー・ローンダリング対策機関は、自国の法制が許す最大限の範囲内で、STR情報を税務当局に提出すること、が盛り込まれている。

国際的な場で、マネー・ローンダリングと脱税が語られる場合は、この脱税であることを理由にマネー・ローンダリング規制の適用に対して例外をつくらないようにすること及び税務当局がマネー・ローンダリング等の金融犯罪捜査への参加を奨励するものであることが多い。

脱税を前提犯罪とするマネー・ローンダリングの適用自体が問題になることは少ないし、実際に諸外国においても脱税のみを前提犯罪とする適用事例はほとんど見当たらなかった。

本稿では、広大なマネー・ローンダリング罪の領域の中で、対象を「脱

税を前提犯罪とする」マネー・ローンダリング罪という極めて小さな範囲に絞ったため、不法利得と脱税というまさに税務当局が取り組むべきマネー・ローンダリング罪にどう取り組むかということにほとんど言及できなかった。

しかし、諸外国において、政府機関の当局間での情報共有と守秘義務との問題をどのように解決しているのか、他省庁間でマルチタスクによる合同調査を実現するためには、どういった制度、手続法等が必要か、等の検討が必要である。今後の課題としたい。

目 次

はじめに.....	259
第一章 国際的な動き	262
第一節 脱税のマネー・ローンダリング前提犯罪化の動き	262
1 概要.....	262
2 租税犯罪国際フォーラムと査察部課長会合.....	266
第二節 マネー・ローンダリング対策当局によって集められた情報の 税務当局の利用.....	272
1 概要.....	272
2 報告書のサマリー.....	273
3 OECD からの質問.....	276
第三節 租税犯罪と他の金融犯罪と闘うための当局間の効果的な協力 ...	279
1 概要.....	279
2 調査結果と勧告.....	279
3 金融犯罪への対抗措置のためのモデル	281
4 情報共有のモデル.....	282
5 協力を強化するためのモデル.....	283
第二章 諸外国におけるマネー・ローンダリングの調査.....	288
第一節 米国型(税務当局主導)	288
1 背景.....	288
2 概要.....	290
3 IRS-CI の役割.....	290
第二節 英国型(警察当局主導型)	295
1 概要.....	295
2 重大組織犯罪局.....	295
3 特定金融情報部.....	296
4 SOCA と HRMC.....	298

第三節 オーストラリア型（マルチタスクフォース）	299
1 概要	299
2 ウィクンビー・プロジェクト	299
3 取引報告分析センター（AUSTRAC）	302
4 AUSTRAC と ATO 等	302
第四節 小活	303
第三章 我が国におけるマネー・ローンダリング規制と事例紹介	305
第一節 総論	305
1 マネー・ローンダリング規制とテロ資金対策	305
2 組織的犯罪処罰法の立法趣旨	305
3 マネー・ローンダリングの保護法益	306
4 犯罪収益とは	308
5 前提犯罪とは	308
6 犯罪収益の対象となる財産	309
7 犯罪収益の取得時期について	310
8 国外犯について	310
第二節 犯罪収益等仮装・隠匿の罪（組織的犯罪処罰法 10 条）	311
1 概要	311
2 犯罪収益等の取得につき事実を仮装する行為	311
3 犯罪収益等の処分につき事実を仮装する行為	313
4 犯罪収益等を隠匿した罪	313
第三節 犯罪収益等を收受する罪（組織的犯罪処罰法 11 条）	315
1 概要	315
2 典型的事案	315
3 「情を知って」とは	315
4 「收受」とは	316
5 不法収益等收受罪の構成要件該当性	316
第四節 不法収益等による事業経営支配罪（組織的犯罪処罰法 9 条）	317

1 概要	317
2 典型事案	318
第五節 預貯金通帳等の不正譲渡・譲受罪 (犯罪収益移転防止法 27 条、28 条)	319
1 概要	319
2 検挙事例	320
第六節 口座開設における詐欺罪 (刑法 246 条 1 項)	321
1 概要	321
2 他人名義で口座を開設した場合の 1 項詐偽の成立を認めた 初めての最高裁判例	321
3 第三者に譲渡する意図で口座を開設した場合の 1 項詐偽の成立	322
4 反社会的勢力でないことを装って口座を開設した場合の 1 項詐偽 の成立	322
第七節 事例紹介	323
1 出資法違反を前提犯罪とする場合の立証の程度	323
2 ナイジェリア詐欺事件	325
3 三菱会事件	327
第四章 税務当局による脱税を前提犯罪とするマネー・ローンダリング罪 の調査	331
第一節 経緯	331
1 国連総会での「国際組織犯罪防止条約(パレルモ条約)」採択	331
2 国内法の整備	332
3 反対意見	333
4 条約締結への動き	333
第二節 マネー・ローンダリング罪の成立	334
1 提犯罪の本犯者に対するマネー・ローンダリング罪の適用	334
2 前提犯罪の本犯者以外の者に対するマネー・ローンダリング罪 の適用	337

第三節 脱税を前提犯罪とするマネー・ローンダリング罪	339
1 有識者の見解	339
2 前提犯罪(脱税)に対するマネー・ローンダリング罪の適用	340
3 小活	344
第四節 税務当局が取り組むべき脱税を前提犯罪とする マネー・ローンダリング罪の類型	346
1 脱税の共犯での立件が困難な加担者にマネー・ローンダリング罪 を適用	346
2 無申告ほ脱犯の「故意」の立証が困難な事案にマネロン罪適用 (組織犯罪処罰法 10 条①適用)	350
第五節 結論	350
おわりに	352

はじめに

マネー・ローンダリング対策は、薬物犯罪や組織犯罪から始まり、FATF(Financial Action Task Force:金融活動作業部会)等の国際的取組にリードされる形で日本でも対策が進んできた。平成10年のバーミンガム・サミットで、マネー・ローンダリング情報を収集・分析する機関(FIU)の設置が合意され、我が国においては金融庁(特定金融情報室)が担当した。平成12年3月、国連総会で「国連組織犯罪防止条約(パレルモ条約)」が採択され、重要な犯罪(長期4年以上)を前提犯罪とするマネー・ローンダリングの犯罪化などが規定された。

平成19年にFATF40が改訂され、疑わしい取引の届出の対象事業者が金融機関等から、クレジットカード会社や宅地建物取引業者などに拡大され、また、FIU(Financial Intelligence Unit)は、国家公安委員会・警察庁(犯罪収益移転防止管理官)に移転されている。

さらに平成24年2月、FATF勧告が改定され、脱税が前提犯罪として明示的に位置づけられた。解釈ノート末尾の用語集の中の「指定された犯罪類型」

(Designated Categories of Offences)の中に「税犯罪(直接税及び間接税に関するもの)(tax crimes(related to direct taxes and indirect taxes))」が追加された。

こうした動きを受け、またパレルモ条約の批准のためにも今後、組織的犯罪処罰法等の改正が行なわれ、脱税が犯罪収益の隠匿等の罪の前提犯罪になることが予想される。

現在、前提犯罪を所管する検察庁・厚生省麻薬取締部・海上保安庁・税関・証券取引等監視委員会は、それぞれの所掌の範囲において、マネー・ローンダリング事犯やその前提犯罪の摘発、犯罪による収益の没収等を行っている。これらの関係省庁は、「疑わしい取引」の情報を共有する等相互に協力して対策を進めている。

一方で、脱税犯がマネー・ローンダリング対策の抜け穴になっているとの批

判や司法警察が金融捜査技術・経験に秀でる国税当局との協働体制を構築するべきとの指摘もある。⁽¹⁾

今後、税務当局が、マネー・ロンダリング対策に対し、何らかの役割を担うべきか否か、その見解を示すことが求められることも考えられる。

本稿では、以上のような問題意識から税務当局の中で犯則調査権限を有する査察部を中心にマネー・ロンダリング対策で執行者としてどのような役割を担うことができるのかという可能性について実務面から考察するものである。

OECDは、平成21年10月に「税務調査官等のためのマネー・ロンダリング把握ハンドブック(Money Laundering Awareness Handbook for Tax Examiners and Tax Auditors)」を公表し、税務当局の調査官に対してマネー・ロンダリングに対する意識向上を促している。

またOECDの租税犯罪国際フォーラム⁽²⁾は、平成19年にOECD加盟国に、脱税が前提犯罪化されているか、税務当局が疑わしい取引の報告情報にアクセス権を有しているか、などについて調査を行って「マネー・ロンダリング対策当局によって集められた情報の税務当局の利用」⁽³⁾を公表している。同様の調査と報告は、租税国際フォーラムの開催に合わせて随時更新されている。最新の更新は、「租税犯罪と他の金融犯罪と闘うための当局間の効果的な協力(ローマレポート)第2版」(Effective Inter-Agency Co-operation in Fighting Tax Crimes and Other Financial Crimes Second Edition)として平成25年11月に公表されたものである。

(1) 本庄教授は、米国IRSにおけるマネー・ロンダリング捜査等の状況を踏まえ、日本の現状に対して「日本のマネー・ロンダリング対策は、財務・国税庁ぬきの司法のみによる片肺状態となりがちである。日本の前提犯罪は僅かに66であるが、米国の前提犯罪は170以上の連邦犯罪を含む。このような日本の対応は、米国などからみると、はなはだ消極的にみえ、マネー・ロンダリングのヘイブンのようにみられるおそれがある。」としている。本庄資『米国マネーロンダリング』(税務経理協会2006)3頁

(2) OECD租税センター(CTPA: Center for Tax Policy and Administration)から組織変更された

(3) OECD「Access for Tax Authorities to Information Gathered by Anti-Money Laundering Authorities」2007.Sep.

本稿は、はじめにこうした OECD の報告等を使って、諸外国においてマネー・ローンダリング対策の中で税務当局及び税犯罪対策当局（査察担当部署）がどのような役割を担っているのかを整理する。

さらに、米国（税務当局主導）、英国（警察主導）、オーストラリア(マルチタスク)の3つのタイプについて、法執行機関と税務当局がどのようにマネー・ローンダリング対策を連携して行っているかをみていきたい。

次に、我が国におけるマネー・ローンダリング規制の法制度の枠組みと事例について調査し、「脱税を前提犯罪とするマネー・ローンダリング罪」をどのように調査・告発すべきか実務的な問題を整理する。

その上で、税務当局が取り組むべき「脱税を前提犯罪とするマネー・ローンダリング」の類型を抽出し、税務当局がどのように対応すべきかを検討する。

なお、我が国で脱税を前提犯罪化するにあたっては、脱税を前提犯罪とするマネー・ローンダリング罪に特化した罰則法とこれに対応する手続法の立法をどうするか、といった問題や疑わしい取引の届出の対象となる範囲や制度をどうするのか、といった立法についての課題が少なからず存在する。

本稿においては、立法の諸問題については、海外の制度の検討にとどめ、我が国におけるマネー・ローンダリング対策の検討については、執行面での実務的な論点を中心に考察することとしたい。

マネー・ローンダリングについての用語等一般的な説明は、警察庁犯罪移転防止対策室の「犯罪収益移転防止法に関する年次報告書〔平成 26 年〕」に準拠した。

第一章 国際的な動き

第一節 脱税のマネー・ローンダリング前提犯罪化の動き

1 概要

この節では、G20やFATF（Financial Action Task Force：資金洗浄に関する金融活動作業部会）⁽⁴⁾等の国際会議での動きについてみていく。本稿では、マネー・ローンダリング対策の中でも税犯罪に関連する部分にフォーカスしてとりあげる。一覧表として、【資料 1】「脱税のマネー・ローンダリング前提犯罪化の動き」を添付した。

(1) 1998年5月 G7蔵相会議の宣言文

平成10年のバーミンガム・サミットの7カ国蔵相の結論文書に「税関連犯罪に効果的に対処するためにマネー・ローンダリング対策当局が協力することが奨励される。」が盛り込まれた。

具体的には、

「a 疑わしい取引の報告義務は、税関連犯罪が関係していたとしても適用を免れないこと

b 税関連犯罪の調査を支援するために、マネロン対策当局は、自国の税務当局に対し、可能な限り最大限の範囲で疑わしい取引の報告の情報を税務当局等に提出することが望ましい。」

とされ、マネロン当局が収集した「疑わしい取引の報告」の情報を、税務当局に提供することが奨励された。⁽⁵⁾

(4) 1989年7月に開催されたアルシュ・サミット経済宣言を受けて設立されたマネー・ローンダリング対策における国際協調を促進するための政府間会合。「ファトフ」。

(5) 財務省 HP>ロンドン(1998.5.8-9)(バーミンガム・サミット)>7カ国蔵相結論文(1998年5月8日)(仮訳)

https://www.mof.go.jp/international_policy/convention/cy1998/ko005.htm

(2) 2000年11月 国連総会で「国際組織犯罪防止条約(パレルモ条約)⁽⁶⁾」
採択

平成12年11月15日 国連総会(ニューヨーク)で「国際組織犯罪防止条約」が採択され、平成12年12月にイタリアのパレルモで署名会議が行なわれた。

6条で重大犯罪(長期4年以上の刑)を前提犯罪とするマネー・ローンダリングを犯罪化すること、7条で金融情報機関(Financial Intelligence Unit)を設置すること、が規定された。

我が国において、「国際組織犯罪防止条約(パレルモ条約)」は、平成15年5月に国会で承認されたものの、条約に対応するための国内法の整備ができていないため、現在に至るまで批准できていない。G8の中で同条約を批准していないのは、唯一日本だけである。⁽⁷⁾この経緯については、3章1節でとりあげる。

(3) 2007年9月 OECD租税委員会第8作業部会「マネー・ローンダリング
対策当局によって集められた情報の税務当局の利用」公表

1998年5月のバーミンガム・サミットの7カ国蔵相会議で税関連犯罪に効果的に対処するためにマネー・ローンダリング対策当局が協力することが奨励されたことを受けて、2002年にOECD租税委員会(CFA: Committee on Fiscal Affairs)は、第8作業部会(Working Party No.8 on Tax Avoidance and Evasion)が、「マネー・ローンダリング対策当局によって集められた情報の税務当局の利用」についてOECD加盟国へ調査することを決定した。

具体的には、脱税が前提犯罪化されているか、税務当局が疑わしい取引の報告にアクセス権を有しているか、税務当局がマネー・ローンダリング

(6) 正式名称「国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約(Convention against Transnational Organized Crime)」

(7) 外務省 HP>国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約(略省:国際組織犯罪防止条約) <http://mofa.go.jp/mofai/gaiko/soshiki/boshi/html>

対策当局と協力して捜査を行っているか等について加盟国へのアンケートの形で調査が行われ、アイスランドを除くすべての加盟国が回答した。内容については、次節でとりあげたい。

- (4) 2009年9月 G20 ピッツバーグ・サミットの成果文書において「脱税の前提犯罪化」に言及

FATFの検討課題の一つとして、「脱税の前提犯罪化」について言及した。

「FATFは、第4次相互審査の準備としてその勧告のいくつかについて検討するべきである。検討するべきとして挙げられた論点には、顧客管理、法執行、資産の真の受益者、国際協力、そして、税犯罪をマネー・ローンダリングの前提犯罪とするべきか否か、が含まれている。」⁽⁸⁾

- (5) 2010年10月 OECD 租税委員会「税務当局と司法機関が重大な犯罪との闘いのために協力を促進する会議」による勧告

平成22年10月14日、OECDの租税委員会の提案として、「税務当局が国外賄賂だけでなくすべての重大犯罪の捜査に重要な役割を担えること、税務当局と他の司法機関が情報を共有することが重大犯罪の捜査、起訴の努力を前進させること」のために、

「勧告1 加盟国は、税務当局へマネー・ローンダリングやテロ資金供与の情報を伝えることを容易にする立法措置等を行う。

勧告2 加盟国は、税務当局がマネー・ローンダリングやテロ資金供与などにつき、他の法執行機関及び司法当局と協力することを認める。」を勧告した。⁽⁹⁾

(8) 津田尊弘『犯罪収益規制と財産回復 アセット・リカバリーの国際的潮流と日本の実務への示唆』(立花書房 2010年)98頁。

(9) OECD HP>Tax>Tax and crime>Find>2010 Council Recommendation to facilitate co-operation between tax and other law enforcement authorities to combat serious crimes

同時に「税務調査官のためのマネー・ローンダリング認識ハンドブック (OECD Money Laundering Awareness Handbook for Tax Examiners and Tax Auditors)」を公表した。⁽¹⁰⁾

- (6) 2012年2月 FATF「40の勧告」及び「9の特別勧告」を一本化、新「40の勧告」に改訂

平成24年2月にFATFは、従来の「40の勧告」及び「9の特別勧告」を一本化し、新「40の勧告」に改訂した。その際に、解釈ノート末尾の用語集の「指定された犯罪類型 (Designated Categories of Offences)」に税犯罪 (Tax crime) (直接税、間接税に関連するもの) が加えられ、脱税が前提犯罪に含まれることが明示された。

これは、第3次相互審査を通じて、税犯罪とマネー・ローンダリングが密接に関連していることが明らかになったことから、税犯罪により生じた収益に対するマネー・ローンダリング行為についても犯罪の対象とすることを求めることとなったものである。⁽¹¹⁾⁽¹²⁾

- (7) 2014年6月 日本に関する FATF 声明の公表

平成26年6月26日、FATFは日本に対し、マネー・ローンダリングとテロ資金供与対策の法整備を求める声明文を公表した。⁽¹³⁾

<http://www.oecd.org/tax/crime/2010-recomendation.pdf>

- (10) OECD HP>Center for Tax Policy and Administration>Tax and crime>Money Laundering Awareness Handbook> Money Laundering Awareness Handbook for Tax Examiners and Tax Auditors

<http://www.oecd.org/ctp/crime/43841099.pdf>

- (11) 財務省 HP>改訂 FATF 勧告の概要>FATF 勧告の解釈ノート (仮訳)

http://www.mof.go.jp/international_policy/convention/fatf/fatf-40_240216_2.pdf

- (12) FATF HP>TOPICS>FATF Recommendations

http://www.fatf-gaf.org/media/fatf/documents/recomendations/pdfs/FATF_Recomendations.pdf

- (13) FATF 「FATF calls on Japan to enact adequate anti-money laundering and counter terrorist financing legislation」2014.Jun 27

<http://fatf-gafi.org/countries/j-m/documents/japan-ami-cft-deficiencies.html>

求められた法整備の内容は、

- ① 金融機関の顧客管理の強化
- ② テロ行為でアジトの提供など物的支援も処罰対象とする
- ③ 国内のテロリストに対する資金の国内移動防止

などであった。

これを受けて、平成 26 年 11 月に「改正犯罪収益移転防止法」「テロ資金提供処罰法」「テロ資産凍結法」が成立した。

2 租税犯罪国際フォーラムと査察部課長会合

(1) 2011 年 3 月 オスローで「第 1 回租税犯罪国際フォーラム (Forum on Tax and Crime)」開催

2011 年 3 月 21-23 日にノルウェー政府により主催されたオスローでの第 1 回の租税犯罪国際フォーラムに参加した 54 の代表団から 150 人を超える代表により各機関の協力を拡大する課題について議論された。

会議は、OECD、OECD 以外の政府機関、税務当局、金融及び司法省、金融情報機関、中央銀行、FATF、国際機関、民間及び非政府機関から担当者が呼び集められた。

マネー・ローンダリング、贈収賄、テロ資金、租税犯罪等の金融犯罪は、異なる政府機関が協力して防止、捜査、起訴をする「政府一体のアプローチ (through a whole government approach)」の発展・拡大が求められるとした。

パネル 1 フォースへの参加 犯罪と闘う政府一体のアプローチによる挑戦

パネル 2 政府と民間をクリーンに保つ 民間と市民社会の経緯

パネル 3 犯罪との闘いにおける税務当局の役割

パネル 4 租税と犯罪 国内外の協力の推進を構築

パネル 5 マネロンと贈収賄 税務当局による発見の優先

パネル6 売上除外システムと OECD の税務監査のためのツールキット
結論（オスロー宣言：Oslo dialogue）として、

- 1 租税犯罪は重大な犯罪として追跡する必要がある。
租税犯罪を前提犯罪とする FATF の議論を支持する。
- 2 方針の変更を明瞭で一貫していることを示すことが重要である。
- 3 財界はトップから法令及び政策を順守する姿勢を示すことにより重要な役割を果たすことができる。
- 4 税務当局、司法当局、マネー・ロンダリング対策当局その他の機関が当局間で協力することが必要なことは明らかである。
- 5 国際協力には種々のモデルが存在する。先進国・途上国の両方で、異なる政府機関が共同で犯罪捜査をするためのフォーラム、租税犯罪捜査と他犯罪捜査の協力を強化することを再検討すべき。
- 6 国内および国際間の効果的な協力を妨げている「立法、政策、運営のギャップ」を認識する必要がある。
- 7 途上国においても「政府一体のアプローチ」は有益である。

が挙げられた。

これらの実現のために、「不法な資金の流れを含む金融犯罪との闘いに対処するために当局間は共同してグローバルな対話を築く」ことが確認された。

フォーラムは、金融犯罪に対抗するために異なる政府組織が協力して『政府全体（whole-of-government）』のアプローチを効果的に使う手段を探ること、及び異なる政府当局の協力と情報の共有化が強調された。⁽¹⁴⁾

(14) OECD HP>Tax>Tax and crime>Forum on Tax and Crime>First International Forum on Tax and Crime-Oslo-21-23 March 2011 Agenda・The launch of the Oslo dialogue
<http://www.oecd.org/ctp/crime/47425987.pdf>

(2) 2012年6月 ローマで「第2回租税犯罪国際フォーラム」開催

2012年6月14-15日、ローマで、60か国近くの国の職員、税務当局、財務省、司法省、FIU、中央銀行、また世界銀行、IMF、FATF、国連、非政府機関、民間部門が集まり、「政府全体でのアプローチ」を使ってより効果的に金融犯罪と闘うことを議題に話しあった。

プレスリリースでは、「汚職、脱税、マネー・ローンダリングを含む金融犯罪が先進国・途上国の全ての国で脅威となっている。不正な経済活動は、世界のGDPの3.6%に達すると見積もられている。この問題の重要性を認識したG20の首脳と蔵相は、一貫してこの脅威に対抗するため全ての当局が合同で活動すること及び不正活動と戦うため国内の機関の協力関係が進むようOECDが支援することを強く求めている。」と発表した。

また、『租税犯罪と他の金融犯罪と闘うための当局間の効果的な協力(ローマレポート) (Effective Inter-Agency Co-operation in Fighting Tax Crimes and Other Financial Crimes)』は、国内の当局間の協力について30カ国以上を詳細に調べたもので、当局間の協力が進展している現状を確認したものであり、ローマでの議論はこの報告書を支持する。」とした。⁽¹⁵⁾ 同時に「租税犯罪およびその他の金融犯罪に対する国際協力：主要な手法 (International Co-operation against Tax Crimes and Other Financial Crimes : a Catalogue of the main instruments)」⁽¹⁶⁾が公表された。

(15) OECD 「Effective Inter-Agency Co-operation in Fighting Tax Crimes and Other Financial Crimes First Edition」 2012.Jun14
<http://oecd.org/ctp/exchange-of-tax-information/EffectiveInterAgencyCooperationFightingTaxCrimes.pdf>

(16) OECD 「International Co-operation against Tax Crimes and Other Financial Crimes : a Catalogue of the main instruments」 2012.Jun

(3) 2013年11月 イスタンブールで「第3回租税犯罪国際フォーラム」開催

2013年11月7・8日、イスタンブールに70か国近く及びぶ税務当局、税関当局、財務省、司法省、FIU、汚職対策機関、警察、検察、中央銀行と国際的機関の職員が約200名が集まり、金融犯罪と闘いについて議論した。

脱税、汚職、マネー・ローンダリングを含む金融犯罪は、巧妙かつ巨大になっている。国連の試算では、薬物と不正な経済活動は、世界のGDPの3.6%または2.1兆米ドルに達している。

G20やOECDの決定を受けて以下のことが話し合われた。

- 1 租税犯罪とそれに関連する犯罪と闘う国際的協力関係にとって障害となる法律や活動の除去
- 2 租税犯罪との闘いに「疑わしい取引の報告」を使う成果の最大化
租税犯罪と闘うためまた税務監査のためにFIUと疑わしい取引の報告のデータを共有することをはじめとする税務当局とマネー・ローンダリング当局の協力と取組を促進させる。
- 3 租税犯罪調査のための能力向上の強化
- 4 途上国からの不正な資金の流れを止める活動の最大化
- 5 電子通貨の拡大に伴う租税犯罪その他のリスクの監視
- 6 漁業における利益の帰属について他の当局との協力の強化
- 7 たばこの密輸等の税と他犯罪への取り組みを始める重要性をより認識⁽¹⁷⁾

また、「租税犯罪と他の金融犯罪と闘うための当局間の効果的な協力第2版」(Effective Inter-Agency Co-operation in Fighting Tax Crimes and Other Financial Crimes Second Edition)⁽¹⁸⁾及び「税務調査官のための贈

(17) OECD HP>Tax>Tax and crime>Forum on Tax and Crime>3rd International Forum on Tax and Crime Outcomes Statement 7-8November –Istanbul, Turkey
<http://www.oecd.org/ctp/crime/outcomes-third-forum-on-tax-crime.pdf>

(18) OECD「Effective Inter-Agency Co-operation in Fighting Tax Crimes and Other Financial Crimes Second Edition」2013.Jul1

賄認識ハンドブック (Bribery and Corruption Awareness Handbook for Tax Examiners and Tax Auditors)」⁽¹⁹⁾が公表された。

なお、「税務調査官のための贈賄認識ハンドブック」は、国税庁が仮訳を公表している。⁽²⁰⁾

(4) 同日イスタンブールで「第1回査察部課長会合(Forum of Heads of Tax Crime Investigation)」開催

第3回租税犯罪国際フォーラムの会場と隣接して第1回の査察部課長会合が開催された。30を超える国から租税犯罪捜査の責任者が集まり、最近の租税犯罪の動向、租税犯罪の捜査、調査及び予防に生じている新たな問題と優先すべき戦略を話し合った。情報の共有と協力を通じて脅威への取り組みを確認した。

(5) 租税犯罪の国際アカデミー設立

オスロー宣言での「不正な金融資金の流れを追跡するための租税犯罪捜査官の能力の強化」のため、OECDの租税犯罪の国際アカデミーは重要な役割を担っている。

2013年4月と2014年4月に試行的に「金融捜査」の基礎プログラムを開催し、途上国からそれぞれ60名を超える捜査官が受講した。この基礎プログラムの成功を受けて、2014年6月にローマの郊外、オスティアに租税犯罪の国際アカデミーが設立された。

<http://oecd.org/ctp/exchange-of-tax-information/effective-inter%20agency-cooperation-report.pdf>

(19) OECD 「Bribery and Corruption Awareness Handbook for Tax Examiners and Tax Auditors」 2013.NOV

(20) 国税庁 HP OECD 租税委員会 (CFA) >その他>OECD 贈賄認識ハンドブックの公表について

<http://www.nta.go.jp/sonota/kokusai/oecd/press-sonota/201405.htm>

租税犯罪の国際アカデミーは、3週間の講義、グループ討議、プレゼンテーション等であり、オーストリア、カナダ、ドイツ、イタリア、ノルウェー、アメリカ、IMF、インターポール、ユーロポールの専門家が指導する。

基礎プログラムは、参加者が「不正な活動に関する複雑な金融を整理し、洗練されたテクニックを駆使して金の流れを追跡する能力を含む金融捜査の実施」に求められるスキルを理解し、習得するものである。

中級プログラムは、基礎プログラムの受講者に運営・監督の責任を習得させるより高度なコースである。リーダーシップ、限られた資源での運営、国際的な不正の金の流れを証拠化し訴追する試みを習得する。

2015年11月 中級プログラム：金融捜査

2016年4月 基礎プログラム：金融捜査

2016年9月 中級プログラム：金融捜査

2016年11月 特別コース

特別コースは、電子的な取引、インターネット犯罪、付加価値税の脱税、その他租税犯罪捜査等の新たな問題にフォーカスする。

試行的な基礎プログラムへの参加者は、脱税とマネー・ローンダリングと戦う法制度の改正や当局間及び国際的な協力の強化、不正な金の流れを追う能力の強化が大いに役立ったと報告した。⁽²¹⁾

(6) 2014年9月ハーグで「第2回査察部課長会合(Forum of Heads of Tax Crime Investigation)」開催

第2回査察部課長会合は、ユーロポールの呼びかけにより、ハーグのユーロポールのヘッドオフィスで開催された。

租税犯罪と他犯罪のタスクフォースが複雑で巧妙化する犯罪の解決をもたらすことが議論された。

(21) OECD HP>Tax>Tax and crime>International Academy for Tax Crime Investigation
<http://www.oecd.org/ctp/crime/tax-crime-academy.htm>

不正なタバコ取引が、全世界の取引の 12%、100 億ドルに達している
とみられており、税務当局と司法当局の協力が必要なことや電子マネー
が脱税のツールとして使われており、従来の金融システムの外側でマ
ネー・ローンダリング等の操作の温床になっていること等が報告され
た。⁽²²⁾

第二節 マネー・ローンダリング対策当局によって 集められた情報の税務当局の利用

1 概要

前節の 1 概要(1)1998 年 5 月 G7 蔵相会議の結論文書に「税関連犯罪に効
果的に対処するためにマネー・ローンダリング対策当局が協力することが奨
励される。」ことが盛り込まれたことを述べた。

内容は、マネー・ローンダリング対策当局が収集した「疑わしい取引の報
告」の情報を、税務当局に提供する等を奨励するものであった。⁽²³⁾

こうした動きを受けて、OECD の第 8 作業部会が、「マネー・ローンダ
リング対策当局によって集められた情報の税務当局の利用」について OECD
加盟国を調査した。その回答をまとめたものが、報告書「マネー・ローンダ
リング対策当局によって集められた情報の税務当局の利用」である。

(22) OECD HP>Tax>Tax and crime>A strategic perspective on the prevention
[http://www.oecd.org/ctp/crime/a-strategic-perspective-on-the
prevention-and-investigation-of-international-tax-crime.htm](http://www.oecd.org/ctp/crime/a-strategic-perspective-on-the-prevention-and-investigation-of-international-tax-crime.htm)

(23) 財務省 HP>ロンドン(1998.5.8-9)(バーミンガム・サミット)>7 国蔵相結論文書
(1998 年 5 月 8 日) (仮訳)
https://www.mof.go.jp/international_policy/convention/cv1998/ko005.htm.

2 報告書のサマリー

報告書「マネー・ローンダリング対策当局によって集められた情報の税務当局の利用」のサマリー⁽²⁴⁾のうち参考となると思われる部分を抜粋した。内容は、以下のとおりである。

(1) マネー・ローンダリング対策の調整

全ての国に幅広いマネー・ローンダリング対策のシステムがある。多数の国で、マネー・ローンダリング対策を調整する責任がある政府機関をもっている。その他の国（オーストラリア、カナダ、ドイツ、日本、オランダ、スロバキア共和国、英国、米国）は、中央集権化された制度ではなく2以上の政府機関でマネー・ローンダリング対策を調整し、責任を分担している。

(2) マネー・ローンダリングと租税犯罪

半数以上の国で、マネー・ローンダリングの法律は、会計詐欺やその他の租税犯罪をカバーしている。しかし、オーストラリア、オーストリア、カナダ、デンマーク、ギリシャ、日本、韓国、ルクセンブルク、ニュージーランド、ポーランド、ポルトガル、スロベキア共和国、スイス、合衆国ではそうではない。これらの国では、会計詐欺やその他の租税犯罪が、詐欺、虚偽の代表権、共謀のようなマネー・ローンダリングに関する犯罪の一部として犯される場合には、マネー・ローンダリングの法律や規則は、間接的に会計の詐欺や他の租税犯罪をカバーしているにすぎない。

(3) 疑わしい取引の報告の報告条件

およそ半数の国で「疑わしい取引」の定義がある。

(24) OECD・前掲注(7) 4頁。

疑わしい取引は、主に銀行によって報告される。この義務は、ノンバンクの金融部門、投資会社、株式ブローカー、クレジット会社、外貨ディーラー、保険会社、不動産金融会社、送金業者等にも及ぶ。また、多くの国で、ギャンブル部門、弁護士、会計士、公証人、不動産業者にも報告を求めている。大部分の国で、疑わしい取引報告は、FIUに提出される。

日本では、金融機関を監督する金融当局に提出しなければならない。⁽²⁵⁾ オーストラリア、カナダ、イタリア、韓国、メキシコ、オランダ、ノルウェー、スペインと米国は多額の現金取引については、報告が必要となる。米国では、多額の現金取引の報告をIRSとFIUの双方に提出しなければならない。

(4) 疑わしい取引の報告へのアクセス

オーストラリアと米国は、税務当局が疑わしい取引の報告に直接アクセスすることが認められている。

英国では、税務当局のスタッフが重大組織犯罪局（SOMA = Serious Organised Crime Agency）⁽²⁶⁾に出向している。出向したスタッフが、英国歳入関税庁（HM Revenue and Customs）⁽²⁷⁾に送るのが適当か、価値を評価するために疑わしい活動報告（suspicious activity reports）に自由にアクセスできる。

チェコ共和国、日本、ルクセンブルク、メキシコとポーランドでは、税務当局は疑わしい取引報告の情報へ全くアクセスができない。

（その他の諸国については、【資料 3】「疑わしい取引の届出（STR）の利用」を添付した。）

(25) 平成 19 年 4 月、犯罪収益移転防止法の一部が施行され、FIU は金融庁から国家公安委員会・警察庁に移管された。

(26) 2006 年 4 月、国家犯罪情報局（National Crime Intelligence Service）と他の当局の機能を包括して重大犯罪局が設立された。

(27) 2005 年 4 月、英国関税庁（HM Customs & Excise）と歳入庁（Inland Revenue）が統合され、英国歳入席税庁となった。

すべての国で、マネー・ロンダリング対策当局によって得られた情報に厳しい機密規定がある。税務行政組織がこの情報へアクセスできる国は、アクセスを提供する法的根拠がある。

一般的にアクセスが提供される場合、税目的への使用すること以外には制限がない。

(5) その他の犯罪情報

マネー・ロンダリング対策当局が、疑わしい取引報告等を通して犯罪情報にアクセスできる国もある。

(6) 特定の調査という状況で集められた情報へのアクセス

いくつかの国でマネー・ロンダリング対策当局が、情報交換で得た情報を租税犯罪に関連する税務当局に提供することが許されている。

マネー・ロンダリング対策当局が、情報交換で得た情報を税務当局に提供できるのは、オーストラリア、ベルギー、カナダ、チェコ共和国、デンマーク、フィンランド、ドイツ、ギリシャ、アイルランド、日本、韓国、メキシコ、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、ポーランド、スペイン、トルコ、英国、米国である。

特定のマネー・ロンダリング調査のために集められた情報を税務当局と共有するのは、税の目的のために限られる。

(7) 租税条約締結国との情報交換

一般に税務当局はマネー・ロンダリング対策当局から受け取った情報を租税条約の締結国と交換できる。税務当局がマネー・ロンダリング対策当局と協議した後にのみ情報を交換できる場合がある。

オーストラリア、チェコ共和国、フランス、イタリア、日本、ルクセンブルク、メキシコ、トルコでは税務当局が情報にアクセスできないので、租税条約による情報交換はできない。

(8) 情報の有用性

税務当局が疑わしい取引の報告にフルにアクセスできる国（オーストラリア、英国、米国）で協力が極めて良好であることがわかった。

3 OECDからの質問

本文は、OECDからの質問と各国からの回答といった形式になっている。回答のうち重要な部分を要約すると以下のとおりである。

半分以上の国が脱税をマネー・ローンダリングの前提犯罪としていた。

マネー・ローンダリングを担当しているのは、イタリアが財務警察、トルコが財務省主体、オーストラリアと米国が複数の当局と回答した。残る 26カ国が警察・検察と回答している。

また、サマリーでも記述のあったとおり、疑わしい取引の報告に税務当局がアクセスできないのは、日本を含めた 5カ国に過ぎない。

その他参考となると思われる部分を抜粋して作成した【資料2】「マネー・ローンダリングの調査を担当する当局」を添付した。

ここでは、OECDからの質問を抜粋する。

I マネー・ローンダリングと租税犯罪

A マネー・ローンダリング対策を調整することに責任のある政府機関があるか。

B マネー・ローンダリングの国内法と規則は会計詐欺やその他租税犯罪をカバーしているか。

II 疑わしい取引の報告へのアクセス

A 疑わしい取引の報告が必要とされるか。

B 疑わしい取引の報告の法律、規則、ガイドラインがあるか。疑わしい取引が定義されているか。

C 疑わしい取引の報告を提出する人・組織は誰か。

D 疑わしい取引を管轄する機関はどこか。

- E 税務当局による疑わしい取引の報告へのアクセス
- ・集中的データベースがあるか、税務当局はデータベースにアクセスできるか。
 - ・情報にアクセスできるか。
 - ・税務当局による使用に制限があるか。
- (例えば、他の税金目的ではなく、租税犯罪の追跡のために限定)
- F マネー・ローンダリング対策当局から税務当局への情報提供の問題
- ・自発的に、または、税務当局の特定の情報の要求に従って提供するのか。
 - ・提供することの決定はどのようにされるか、ガイドラインがあるか。
- G マネー・ローンダリング対策当局による疑わしい取引報告を含む情報の開示を制限する秘密保持規定があるか。

III 疑わしい取引の報告以外の報告

- A マネー・ローンダリング対策当局に提出される疑わしい取引以外の報告があるか。
- B その報告を管轄する機関はどこか。
- C 報告が複数提出されるのであればその提出先はどこか。
- D 集中的データベースがあるか。
- ・税務当局はその報告の情報にアクセスできるか。
- E マネー・ローンダリング対策当局から税務当局への情報提供の問題
- ・自発的に、または、税務当局の特定の情報の要求に従って提供するのか。
 - ・提供することの決定はどのようにされるか、ガイドラインがあるか。
- F マネー・ローンダリング対策当局によるその他の取引報告を含む情報の開示を制限する秘密保持規定があるか。

IV マネー・ローンダリングに関連する他の犯罪情報

- A 税務当局は、他の犯罪機密情報にアクセスできるか。
- B どのようなタイプの機密情報か。

C 公表を制限する機密性規定があるか。

V 特定の調査で収集した情報

A マネー・ローンダリングの調査で主要な責任を負う政府の組織とその役割はなにか

1 マネー・ローンダリング対策当局は自発的にまたは要請に応じて税金関連の犯罪についての情報を税務当局に提供できるか。

2 税務当局が税金関係に犯罪が含まれているかもしれないマネー・ローンダリングの調査への参加が許されるか。参加に具体的な法律の根拠があるか。

B マネー・ローンダリング調査で集められた情報の開示を制限する守秘規定があるか

VI 租税条約締結国との情報交換

A 税務当局はマネー・ローンダリング対策当局から受け取った情報を租税条約の締結国と交換できるか。(26条の要件に)制限があるか。

VII 情報の有用性

A マネー・ローンダリング対策当局によって集められた情報へ税務当局のアクセスは。

1 マネー・ローンダリング対策当局との協力についての実績があるか。

2 どんな困難があるか。

3 税務当局がマネー・ローンダリング対策当局から得た情報で最も有益だったのはどのようなタイプの情報か。

第三節 租税犯罪と他の金融犯罪と闘うための 当局間の効果的な協力

1 概要

2012年6月にローマで「第2回租税犯罪国際フォーラム」が開催された際に、「租税犯罪と他の金融犯罪と闘うための当局間の効果的な協力(ローマレポート)」が公表された。国内の当局間の協力について32カ国を詳細に調べたもので、当局間の協力が進展することを勧めている現状を確認したものであった。

翌2013年11月のイスタンブールで「第3回租税犯罪国際フォーラム」が開催された際に「租税犯罪と他の金融犯罪と闘うための当局間の効果的な協力第2版」が公表された。報告書でカバーされている国の数は32から48に増加した。

この節では、この、「租税犯罪と他の金融犯罪と闘うための当局間の効果的な協力 第2版」の内容を見ていきたい。

2 調査結果と勧告

はじめに「背景と導入」において、2つの勧告が取り上げられている。

- (1) 外国公務員に対する贈賄への対抗措置に係るOECD勧告(2009年5月25日)⁽²⁸⁾

(抜粋)

- 1 加盟国及びOECD贈賄防止条約締結国は、外国公務員に対する贈賄の経費算入を認めない。贈賄が経費に算入されないことを法令等で明示しなければならない。
- 2 加盟国及びOECD贈賄防止条約締結国は、マネー・ロンダリング、腐敗、テロ資金供与への対抗等の優先度の高い事項について、税務当

(28) 前掲注(18) 10頁 Box1。

局が税に関する情報を他の法執行当局及び司法当局と共有することを認める、OECD モデル租税条約 26 条のコメンタリーのパラ 12.3⁽²⁹⁾におけるオプション規定を二国間租税条約に加えることを検討する。

- 3 加盟国及び贈賄防止条約締結国が、自国の法制度に従って、税務当局が職務の執行上把握した外国公務員への贈賄の疑いを国内における適当な法執行当局に通報することを促すための法令上及び執行上の枠組みを確立し、かつその指針を明示する。

(2) 重大犯罪と闘うために税務当局と他の法執行当局の協力を促進する勧告
(2010 年 10 月 14 日)⁽³⁰⁾

OECD の租税委員会の提案として、「税務当局が国外賄賂だけでなくすべての重大犯罪の捜査に重要な役割を担えること、税務当局と他の司法機関が情報を共有することが重大犯罪の捜査、起訴を前進させうること」のために、

「勧告 1 加盟国は、税務当局へマネー・ローンダリングやテロ資金供与の情報を伝えることを容易にする立法措置等を行う。

勧告 2 加盟国は、税務当局がマネー・ローンダリングやテロ資金供与などにつき、他の法執行機関及び司法当局と協力することを認めて、OECD モデル租税条約 26 条のコメンタリーのパラ 12.3 のオプション規定を二国間租税条約に加えることを検討する。」を勧告した。

同時に「税務調査官のためのマネー・ローンダリング認識ハンドブック」を配付することを奨励した。

(29) 「当該情報が両締結国の法令に基づき他の目的のために使用することができ、かつ、情報を提供した締結国の権限ある当局がその使用を許可する場合には、一方の締結国が受領した情報を当該他の目的に使用することができる。」

(30) 前掲注(18) 12 頁 Box2。

3 金融犯罪への対抗措置のためのモデル

(1) 租税犯罪を調査するための4つのモデル⁽³¹⁾

- ・モデル1 税務当局が直接、租税犯罪の調査を行う。
日本、オーストラリア、英国、米国等 16 か国
- ・モデル2 税務当局は検察官の指揮の下に租税犯罪の調査を行う。12 か国。
- ・モデル3 財務省の監督の下に、税務当局の外部の特別な機関が租税犯罪の調査を行う。4 か国。
- ・モデル4 警察あるいは検察が租税犯罪の調査を行う。19 か国。
モデル1と2の場合に、多くは租税犯罪を調査する専門の部門によって、税務当局が租税犯罪の調査を行っている。

(2) 警察の専門ユニット⁽³²⁾

金融犯罪への対抗措置のために多くの国で専門ユニットをもっている。

- ・犯罪情報ユニット 英国、米国等 21 か国。
- ・財産回復（没収）ユニット オーストラリア、英国、米国等 26 か国。
- ・重大な詐欺への対抗ユニット 英国等 24 か国。
- ・公務員による汚職への対抗ユニット 22 か国。

(3) FIUの5つのモデル⁽³³⁾

- ・モデル1 警察あるいは検察の中。日本、英国等、21 か国。
- ・モデル2 金融の監督当局の中、5 か国。
- ・モデル3 財務省の中。米国等、18 か国。
- ・モデル4 司法省の中。オーストラリア⁽³⁴⁾等、2 か国。
- ・モデル5 その他、2 か国

(31) 前掲注(18) 30 頁。

(32) 前掲注(18) 36 頁。

(33) 前掲注(18) 37 頁。

(34) オーストラリアは、検事総長の部門（Attorney-General's Department）直属。

2012年の修正により、租税犯罪は前提犯罪のリストに加えることが勧告された。修正された勧告は、加盟国の国内法の枠組みに従って実行されるべきだ。

4 情報共有のモデル⁽³⁵⁾

(1) 税務当局→警察・検察

警察または検察が税務以外の捜査をする場合に税務当局との情報共有に障害があるように思われる。

13か国で、税務当局は税務以外の重大な犯罪を適切な捜査当局に報告する義務がない。そのうち3か国は、税務当局が税務以外の犯罪に関する情報を捜査当局に報告することを禁止している。

日本の税務職員は、犯罪を報告する利益と租税の秘密を守る公共の利益を比較均衡しなければならない。

(2) 税務当局（課税）→租税犯罪捜査部門

日本等10か国では、税務当局(課税)は租税犯罪捜査部門に情報を提供する義務を負っている。

4つの国（日本、スイス、アゼルバイジャン、セルビア）で租税犯罪捜査部門は直接税務当局(課税)の情報にアクセスできない。

日本で、税務職員は租税犯罪の嫌疑を査察官（sasatukan）として知られている租税犯罪の調査を担当している職員に報告しなければならない。

(3) FIU→税務当局（疑わしい取引の報告）

調査を行う税務職員は、租税以外の犯罪を幅広い指標から発見するための理想的なポジションにある。

(35) 前掲注(18) 43頁。

2010年 OECD の租税委員会「税務当局と司法機関が重大な犯罪との戦いのために協力を促進する会議」での勧告である「税務当局がマネー・ローンダリングやテロ資金供与などの事項につき、他の法執行機関及び司法当局と情報を共有することを認める。各国が効果的な法律上のそして行政上の枠組みを確立して、マネー・ローンダリングとテロ資金対策を含めた重大犯罪の嫌疑を税務当局に報告することを容易にするガイダンスを提供する。」との勧告がある。

3つの国（日本、スイス、エルサルバドル）で、FIUは租税犯罪調査当局と情報を共有していない。

日本で、FIUは租税犯罪を調査する目的で疑わしい取引の報告を含めて、税務当局に情報を提供していない。租税犯罪は、日本の法律でマネー・ローンダリングの前提犯罪の定義に含まれていない。

(4) まとめ

報告では、3章の44頁から102頁までを使って、48か国の5つの機関（税務当局、租税犯罪調査当局、税関、警察・検察、FIU）の間の情報伝達を、直接アクセス、義務的な報告、許可された報告、要求による報告、不可に分けて、当局間の情報伝達の状況を記述している。

日本、米国、英国、オーストラリアについて、一覧表を【資料8】「当局間の情報伝達」として添付した。

5 協力を強化するためのモデル⁽³⁶⁾

(1) 共同調査チーム (Joint investigation teams) ⁽³⁷⁾

情報を共有することは、金融犯罪と戦う政府当局間の協力にとって必要条件である。共通の目的で、政府の関係当局が共同で調査を行う。情報を

(36) 前掲注(18) 103頁。

(37) 前掲注(18) 104頁。

共有することに加えて、異なった技能と経験を持つ職員による効率的な調査が期待できる。

多くの国では、法律上のゲートウェイが当局間での情報共有を可能にしている。そして、共同調査チームを通して各当局が、直接に犯罪調査を協力することができるようにしている。共同調査は、異なった当局間の職員の連絡ネットワークを発展させ、お互いの仕事の理解のレベルを向上させ、他の分野での協力の効率も改善する。これらは業務の重複を減らし、コスト削減が達成できる場合がある。

共同調査チームを政府機関間の協力を強めるために使っている国は、オーストラリア、日本、米国等、24か国。

代表例は、オーストラリアのウィクンビー・プロジェクトである。

オーストラリアの金融のシステムの完全性を守るために 2006 年に設立されたタスクフォースであり、国税庁、犯罪捜査局、連邦警察、証券投資委員会、FIU（取引報告分析センター）、検事総長の部門から成る。

ウィクンビー・プロジェクトが調査の目的で情報を共有できるように特別立法がなされた。

2013 年 6 月 30 日にウィクンビー・プロジェクトの成果として、70 人を重大犯罪で告訴し、うち 38 の有罪判決、18 億 38 百万豪ドルの税額を追徴し、4 億 28 百万豪ドルの現金を徴収したと発表した。

ウィクンビー・プロジェクトは、タスクフォースの目的のために「機密税務情報」の共有を可能にする法律を作って統制されたはじめての複数当局によるタスクフォースであった。

重大犯罪の調査のために開示が許される「税務情報」は、一般的な守秘の解除より幅広い守秘の解除であった。幅広い情報の共有は、共同の情報戦略を向上させ、状況に応じた最高の意思決定をして、タスクフォースの結果をサポートした。この統合された当局共同のアプローチが前例のない結果をだしたことが、オーストラリア会計検査院（ANAO：Australian National Audit Office）によって認められ、他のタスクフォースのテンプレ

レートとして準備された。その後、「全国犯罪諜報統合センタータスクフォース（NCIFCT：National Criminal Intelligence Fusion Center Taskforce）」、「犯罪資産没収タスクフォース（CACT：Criminal Assets Confiscation Taskforce）」がウィクンビー・プロジェクト類似のモデルを使って設立された。

オーストラリアの経験では、情報の共有についての法律を作って統制することが、議会による厳しい承認プロセスを経ることによって、タスクフォースの目的が明確にされたことで、社会的信用が増したことが利点であった。

一方で、法律により税務当局からタスクフォースに情報の共有がなされたもののタスクフォースから税務当局への情報の流れが考慮されていなかったという欠点があった。

(2) 当局間の情報センター（Inter-agency centers of intelligence）⁽³⁸⁾

このモデルは、当局間で情報を共有すること、ある場合には実務的なスキルも共有することである。当局の間に情報の戦略に焦点をあわせたセンターを設立することもある。多くの場合、センターは、センターが自身で直接集める、または法執行機関によって入手されたデータの分析を行う。

データを集めて、分析する機能をセンターに集約することで、センターの職員は、法律上のまた実務上の経験を積み、他の当局との連絡を向上させ、ゲートウェイの効率を向上させることができる。

特定の地理的なエリアまた犯罪行動のタイプに焦点を当て、情報共有により広範な政府機関に情報を提供する役割を担える。同時に各当局がそれぞれ専門家を雇うよりも費用が少ない方法でありコスト節減が期待できる。

8か国で情報を分析する当局間のセンターを設立している。

(38) 前掲注(18) 110頁。

米国では、組織犯罪麻薬取締特別委員会統合センター（OCDETF-FC：Organized Crime Drug Enforcement Task Force Fusion Centre）、疑わしい活動報告(SAR) レビューチーム(Suspicious Activity Report Review Team)、高度危険金融犯罪エリア (High Intensity Financial Crime Areas)。

オーストラリアは、犯罪委員会(The Australian Crime Commission)。その他、フィンランド、ハンガリー、インド、リトアニア、オランダ、スウェーデンが当局間センターを設立している。

米国の OCDETF-FC は、2006年に司法省、国土安全保障、財務省によって設立された。

OCDETF-FC は、重要な麻薬取引とマネー・ローンダリング企業の解散、清算に焦点をあてた調査をサポートするための情報を集めて、貯え、分析している。

OCDETF-FC のメンバー（IRS-CI、薬物取締局、FBI、米国沿岸警備隊、アルコールたばこ火器爆発物取締局、連邦保安官）は、法の執行のデータを共有することが決められている。

IRS-CI は、OCDETF-FC に金融部門の上席管理者 1 人と 2 人の特別捜査官を派遣している。

SAR レビューチームは、連邦、州、地方レベルの法の執行当局から成っており、94 の連邦司法管轄区のうち 80 区で活動している。

SAR レビューチームの会長は、通常 IRS-CI が主導的な役割を果たす司法長官アシスタントが務める。

SAR レビューチームの目的は、体系的に SAR を再検討して、特定の管轄地区や犯罪活動に従事する疑いのある個人を識別して、フォローアップのために適した当局に割り当てることである。

チームの構成は、連邦検事、IRS-CI、FBI、薬物取締局、移民税関執行局、アルコールたばこ火器爆発物取締局、州と地方警察。少数のいくつかのチームでは FIU からの職員を含んでいる。

米国の高危険金融犯罪エリアとは、マネー・ローンダリングの危険の高い7地域（北カリフォルニア、南カリフォルニア、サウスウエスト近郊、シカゴ、ニューヨーク、南フロリダ、プエルトリコ）で、連邦、州、地方の法執行当局、検察と金融の規制当局者で構成されている。

情報の共有等、リソースの共同利用で当局間の協力を強めている。

（3）人員の出向と共有（Secondments and co-location of personnel）⁽³⁹⁾

多くの国で、当局間で人員を共有する仕組みとして、出向と人員の共有を利用している。職員の技能を他の当局で活かすことができるようにする効果的な方法であり、出向させられた職員が、出向先の仕事に参加し、技能、経験、専門知識を共有する。

これらの戦略は当局間の共同の活動の機会を認識し、情報共有のスピードと効率を向上することによって、当局間の協力の有効性を高める。

数か国で、警察・検察と FIU で出向の取決めがなされている。

英国の税務当局は 1990 年代半ばから、疑わしい取引報告のデータを利用するために FIU にチームを配属している。

（4）その他のモデル⁽⁴⁰⁾

金融犯罪の傾向に関する情報を共有するために政府機関間の会合、講習会、合同委員会等を開催し、調査のテクニックに関するガイダンスや事例処理の紹介を行っている。

これらの革新的なアプローチは、情報を共有して、合同調査を行う他のモデルを補っている。

(39) 前掲注(18) 118 頁。

(40) 前掲注(18) 120 頁。

第二章 諸外国におけるマネー・ローンダリングの調査

1章で、諸外国においてマネー・ローンダリングの調査を担当している政府機関がどこなのか、その概略をみてきた。

3節5では、協力を強化するためのモデルとして、(1)共同調査チーム、(2)当局間の情報センター、(3)人員の出向と共有があった。(1)共同調査チームでは、オーストラリアのウィンビー・プロジェクトが取り上げ、複数のタスクフォースの効果的に機能することが報告されたことをみた。(2)当局間の情報センターでは、米国のOCDETF-FCおよびSARレビューチームの取組をみた。

(3)人員の出向と共有では、英国の税務当局がFIUに出向していることをみた。

2章では、米国、英国及びオーストラリアにおいて、STRの収集、STRの管理分析、税務当局におけるマネー・ローンダリングの調査、我が国に導入した場合の課題についてみていきたい。

第一節 米国型（税務当局主導）

1 背景

マネー・ローンダリングの発生は、1900年代初頭の米国の禁酒法時代にアル・カポネが違法に酒類を密売し、これによって得られた多額の収益をコインランドリーのチェーン店を経営し、それを隠れ蓑にして収益の出所を隠していたことといわれている。

その後、犯罪組織は、巨額の利益のあがる麻薬取引に手を染め、米国社会に深刻な被害をもたらしたため、当局による取締も強化され、麻薬戦争と呼ばれる事態に至っていった。犯罪組織の活動拠点の中心は、米国内だけでな

く中南米にまで広がっており、地理的、国際的な事情から捜査は容易ではなかった。(41)

1970年には、いわゆる RICO 法 (Racketeer Influenced and Corrupt Organizations Act) などから成る組織犯罪規制法が制定された。薬物犯罪の刑罰を重くするとともに組織に経済的ダメージを与えるため、没収の規定を強化するものだった。

この RICO 法は、合法的組織に犯罪組織が浸透することを排除することを目的としたもので、その考え方や構成は、マネー・ロンダリング規制法 (Money Laundering Control Act) に大きな影響を与えていると言われている。(42)

同時期に一万ドルを超える現金取引について定型の報告書を求める銀行秘密法 (Bank Secrecy Act) が制定された。

1986年にマネー・ロンダリング規制法が制定された。何らかの違法行為による犯罪収益であると知っている者が特定違法行為 (Specified Unlawful Activity) の遂行、又は脱税若しくは不正申告の目的で、特定違法行為の犯罪収益を伴う経済取引を行い、又は行おうとしたものに 50 万ドルまたは取引の 2 倍の金額の高い方を限度とする罰金若しくは 20 年以下の自由刑とするものであった。(43)

「犯罪収益 (Proceeds Crime)」を生み出すことになった違法行為が「前提犯罪 (Predicate Offence)」であるが、米国のマネー・ロンダリング規制法では、薬物違反や財産法など広範囲に前提犯罪を列挙しており、それらの犯罪に該当する行為を「特定違法行為」と呼んでいる。(44)

以降の主な動きは以下のとおりである。

1988年、取引における1万ドルを超える現金の受領の申告 (IRS Form 8300) について規定。

(41) 城祐一郎『マネー・ロンダリング罪 捜査のすべて』立花書房 (2014) 4頁。

(42) 前掲注(41) 7頁。

(43) 前掲注(41) 7頁。

(44) 前掲注(41) 7頁。

1990年、FIUとして財務省にFinCENが創設。

1992年、疑わしい取引報告（SAR）の義務を規定。施行は1996年。

1998年、国家マネー・ローンダリング戦略の策定。（高度危険金犯罪エリアの特定等）。

2001年、米国愛国者法の制定。

米国のマネー・ローンダリング規制は、銀行秘密法（31 U.S.C. § 5311-5332）とマネー・ローンダリング規制法（18 U.S.C. § 1956,1957）を法的枠組の柱としている。⁽⁴⁵⁾

2 概要

米国は、1万ドル超の現金取引報告書（CTR：Currency Transaction Report）があること、また、IRSがマネー・ローンダリング規制に伴う金融機関の規制監督、STRの収集・管理・分析を主導して行っていることが特徴的である。

1章3節5(2)当局間の情報センターでみたようにSTRレビューチーム等の情報センターが設立され、当局間での情報の共有が図られている。

3 IRS-CIの役割

(1) 経緯及びDBの管理

米国のマネー・ローンダリング規制が行政の分野ではじまったのは、1970年の現金取引報告書（CTR）からで、これを規定する銀行秘密法の執行がIRSに委ねれたことから、金融機関課から提出される銀行秘密法の取引報告の情報処理をIRSのデトロイト・コンピューティング・センター（DCC）で行った。⁽⁴⁶⁾

(45) 岡崎正江「米国内国歳入庁によるマネー・ローンダリングへの取組」税大ジャーナル 2007.6 123頁

<http://www.nta.go.jp/ntc/kenkyu/backnumber/journal/05/pdf/07.pdf>

(46) 桐原弘毅「米国のマネー・ローンダリング取締り」警察政策研究1号（1997）60-62頁。「銀行秘密法施行当初、現金等取引報告制度には憲法上の守秘義務に抵触する疑

1990年からは、FinCENが同じIRSのDCCで情報処理業務を行っている。

現在、IRS内では、小規模企業・個人事業部門(SB/SE: Small Business / Self Employed)がDCCのこの情報処理業務を所掌している。

銀行秘密法の取引データは、DCCでWeb Currency Banking Retrieval System (Web CBRS)上でデータ・ベース化されており、FinCENは法執行機関等利用機関に対してWebCBRSへのアクセス権限を許可する方法で情報提供を行っている。

現金取引報告書はForm8300と併せ、年間約1,500万件が提出されており、金融機関からの疑わしい取引報告(SAR)約40万件、疑わしい取引報告(MSB: Money Services Business)約30万件をはるかに上回るデータが収集されている。⁽⁴⁷⁾

1章2節の「マネー・ローンダリング対策当局によって集められた情報の税務当局の利用」報告書によると、多くの国でSTRの管理を警察・検察が管轄しており、税務当局が主導しているのは米国のみであった。米国でIRSが管轄しているのは、STRをはるかに上回る現金取引報告書を収集していることによるものと思料される。

なお、米国愛国者法357条では、IRSによる銀行秘密法の執行事務を別組織へ移管することの是非の検討とその報告を財務長官に求めることが規定された。

この報告に対する議会の結論は、銀行秘密法の情報処理を行う上でIRSの専門技術及び人的資源は有効であり、IRSの業務を別組織に移管して行う場合、IRSの代替機能は望めないとしてFinCENとIRSが協力する従来

いがあるとして、金融機関による報告件数は非常に少なかったが、1974年最高裁が合憲判断を行った以降、義務となっている報告件数は増加する。一方、義務とされていなかった疑わしい取引に関する報告は、1985年のポストン銀行事件を契機に増加する。」

(47) 前掲注(45) 129頁

の体制を維持すべきというものであった。(48)

(2) 税務当局による STR 等の収集

STR の収集に関して、IRS は金融規制監督機関をもたない MSBs やカジノと免税団体・政府関係法人・NPO 法人を所管している。

MSBs とは、両替商や送金業、旅行小切手・為替・プリペイドカードの発行、販売、換金業務等がこれに該当する。(49)

執務事務の内容は、

- ①銀行秘密法上の MSBs 等の判定
- ②MSBs 等への銀行秘密法に関する指導教育
- ③銀行秘密法遵守に関する調査

である。

この中で、①の事業者に対する MSBs の判定に特に膨大な事務量が必要とされている。(50)

(3) 税務当局による STR 等の分析

銀行秘密法に基づく疑わしい取引等の報告情報は IRS-CI の重要な情報源の一つであり、IRS-CI による FinCEN データベースへのアクセス件数は、その利用法執行機関中で最も多い。(51)

こうした銀行秘密法情報の分析には、資金移動追跡ソフトを導入している旨の報道がある。(52)

1 章 3 節 5 (2) 当局間の情報センターで述べた「疑わしい活動報告(SAR) レビューチーム)は、IRS-CI、麻薬取締局、入国・税関取締局、FBI 等の

(48) Secretary of the Treasury 「A Report to Congress in Accordance with 355 of the United and Strengthening America by Providing Appropriate Tools Required to Intercept and Obstruct Terrorism Act of 2001 (USA PATRIOTACT)」2002.April 26

(49) MSBs の定義は、31 C.F.R. § 103.11

(50) 前掲注(45) 133 頁

(51) 前掲注(45) 138 頁 「IRS-CI の接続は全接続件数約 1500 万件の 57%を占める」

(52) GCN 「IRS-CI deploys pattern analysis software」2004.Sep 16

連邦法執行機関及び州・地方法執行機関の捜査官・アナリストにより編成されている。STR レビューチームは、全米を 80 の地域に区分し各地域に関係する疑わしい取引報告情報の分析を行うもので、分析には各地域を所管する Field Offices の担当者が当たっている。STR レビューチーム全体で毎月約 15,000 件を分析しており、その結果は、参加する法執行機関間で共有されている。個別の分析内容によっては直接的な事件端緒となる事例もみられる。⁽⁵³⁾

(4) マネー・ローンダリングの捜査

マネー・ローンダリング捜査では、原則的に大陪審捜査 (Grand Jury Investigation) が必要とされている。⁽⁵⁴⁾

連邦司法制度上、大陪審は重罪刑事事件の公訴権限をもち、検察官が提出した資料にもとづき起訴の可否を審査する。大陪審は、法律が定める範囲の犯罪について捜査権限をもち、起訴の可否を判断する上で必要な捜査を行っており、この捜査が大陪審捜査といわれている。大陪審自体は捜査官を持たないため、大陪審捜査は検察官の協力を得て行われているが、罰則付召喚状 (subpoena) に基づく強力な証人尋問権を持つため、検察官単独では不可能な証人尋問や証拠収集・保全などができるといわれている。大陪審制度では、IRS-CI の特別捜査官は検察官の捜査活動の支援を行い、その捜査手続権限は司法省により認められている。⁽⁵⁵⁾

(53) 前掲注(45) 138 頁。

(54) IRM 9.5.5.4.2

(55) 前掲注(45) 138 頁。

(5) 内国歳入法上の情報と銀行秘密法上の情報の峻別

IRS が保有する内国歳入法に基づく税務申告等の情報⁽⁵⁶⁾は、その開示が厳しく制限されており、26 U.S.C. § 6103 が規定する場合にのみ開示が認められる。⁽⁵⁷⁾

FinCEN の管理する銀行秘密法の取引報告情報の提供は、31 U.S.C. § 5319 により、法執行機関等に対してのみ求められる。

IRS は、内国歳入法に執行権限及び銀行秘密法の執行権限をもつことから、各々の執行事務における適切な情報開示を行うように、IRS マニュアル上に情報の取扱いに関する詳細な手続規定を設けている。⁽⁵⁸⁾

IRS 内の各執行事務における情報に関する権限は、次のとおりである。

① 内国歳入法に基づく執行事務

銀行秘密法の目的規定には、同法が取引報告の取得により支援する活動として税犯罪の捜査と手続も掲げられていることから⁽⁵⁹⁾、内国歳入法の執行事務担当官は、FinCEN が提供する銀行秘密法情報について、疑わしい取引報告情報以外の情報について取得が認められる。

② IRS-SB/SE の銀行秘密法の執行事務

IRS-SB/SE の銀行秘密法の執行では、担当調査官は、FinCEN が提供する銀行秘密法情報について、疑わしい活動報告情報も含め取得が認められる。しかし、内国歳入法上の申告情報は取得が認められな

(56) カミーラ・E・ワトソン『アメリカ税務手続法』大蔵財務協会 2013年73頁、「申告書情報 (return information) は、納税者の身元、所得・控除項目・税額の性質・源泉・金額、申告書に関して IRS が入手したあらゆるデータ、申告書に関して実際に行われたまたは行われうる捜査に関する情報をいう。」

(57) 前掲注(56) 74頁。「開示が認められる例外事由 (Exceptions Permitting Disclosure of Return Information) は、(e)同意書において納税者が指定する個人、(d)州税務職員及び州調査機関、(e)重要な利害関係を有する個人又は団体、(f)(g)(i)連邦議会の各委員会、大統領、ホワイトハウス職員、(h)財務省及び司法省の職員で、「自ら直接的に (personally and directly)」租税民事事件又は租税刑事事件に関与している者、(k)IRS 職員は、納税者の税額を決定する際「他の手段によっては獲得できない情報を獲得するために必要な」限りにおいて、等。

(58) 内国歳入法の開示手続は、IRM11.3。銀行秘密法の開示手続は、IRM 4.26.14。

(59) 31 U.S.C. § 5311

い。

③ IRS-CI の犯罪捜査

IRS-CI の犯罪捜査事務では、特別捜査官は、FinCEN が提供する銀行秘密法情報について、疑わしい活動報告情報も含め取得が認められる。内国歳入法上の情報は 26 U.S.C. § 6103 の規定上の必要性が認められる場合にのみ取得が認められる。⁽⁶⁰⁾

第二節 英国型(警察当局主導型)

1 概要

英国歳入関税庁 (HM Revenue and Customs) は、申告書等から STR を収集しており、全 STR の 15% になっていることが特徴的である。

1 章 3 節 5 (3) 人員の出向及と共有でみたように英国の FIU である重大組織犯罪局(警察組織)の特定資金情報部の職員約 200 人のうち、税務当局からの出向者が 50 人いる。

2 重大組織犯罪局

重大組織犯罪局 (SOCA: Serious Organized Crime Agency) は、重大組織犯罪と警察法 2005 に基づく警察機関である。

国家犯罪対策局 (NCS)、国家犯罪情報局 (NCIS)、歳入関税庁 (HMRC) の薬物密売、入国管理の人身売買等の部局が合併した。

関係省庁だけでなく、大学、民間からもリクルートし、約 4,500 人の人員を擁している。

情報志向の機関であるが、法執行機関としての権限も兼ね備えている。秘匿義務よりも犯罪予防が優先されるため、情報の共有化が許されている。

介入局、執行局、情報局、法人サービス局の 4 局からなっている。

(60) 前掲注(45) 135 頁。

介入 (intervention) とは、犯罪活動に介入していき、犯罪を敢行しにくくするという概念であり、単に犯罪を捜査し検挙するというだけでなく、準備から証拠隠滅まで、すべての段階に対策を講じることを目的にしている。

特定資金情報部は、単なる FIU としてだけでなく、マネー・ローンダリング対策に関する戦略、政策を検討し、必要な場合は調査を行う。SOCA は、法執行機関の機能もあり、200 人の捜査員が活動している。彼等は調査をして証拠を集め、マネー・ローンダラーを訴追する。

犯罪組織に雇われ、組織のためにマネロン活動を行い、報酬を得ているブロのマネー・ローンダラーが存在している。犯罪組織あるいは、マネー・ローンダラーを捜査し、訴追し、有罪に持ち込んで犯罪収益を回収していく必要がある。⁽⁶¹⁾

3 特定金融情報部

英国の FIU である特定金融情報部は、長年 80 人程度の職員であったが、SOCA 設置時に約 200 人に増強された。警察職員、社会福祉機関の職員、英国金融サービス機構のスタッフ等で構成されている。他機関からの出向者、例えば税務関係の 50 人の職員が参加している。税の専門家であり、税に関するデータベースの解析等に役立っている。さらには、銀行、弁護士、会計士等の民間人も参加している。

特定資金情報部には、SAR に関するチーム、同意に関するチーム、対話に関するチーム、情報に関するチーム、国際関係のチーム、テロ資金関係のチームがある。

SAR に関するチームは、SAR を受理する部門で、民間から報告されやすい策を講じるとともにデータベースの管理を行っている。

(61) デヴィット・トーマス「英国におけるマネー・ローンダリング対策」警察学論集 第 60 巻第 2 号 (2007 年 2 月 10 日) 35 頁。

SAR の約 4 分の 3 が金融サービス機構から、すなわちリテール銀行からの報告である。14%が歳入関税庁から、5%弱が会計士から、さらに弁護士等の法曹会、保険業界、ギャンブル業界と続いている。

同意チームとは、法律によって SAR の報告は、報告に係る取引をその後も継続してよいかという同意を取り付けることが必要となっており、同意なしで取引を継続した場合、報告機関がマネー・ローンダリングに加担したと判断される場合がある。報告から 7 日以内に同意するかどうか決定することになっているが、実際には平均 2 日で判断をくだす。その間に法執行機関は口座の凍結措置等を行う。

対話のチームは、報告対象機関や法執行機関の関係者と対話、情報交換をする。対話の枠組みを設定して、守秘義務に配慮しつつ、定期的にメッセージをだせるようにしている。

情報チームは、データベースの解析を行っている。データベースの分析によって、例えば特定の犯罪者がある一定の金融商品に魅力を感じているといったことや特定の金融機関や金融部門との結びつきが強いことがわかる場合がある。また、地理的なホットスポットがほかの地域に比べてマネー・ローンダリング活動が活発に行われていることもデータから読み取れる。

蓄積された情報は、法執行機関と共有している。場合によっては、民間部門とも共有している。SAR の報告者からは、一方的に情報を収集するだけでなく、それを元にした分析結果を伝えている。犯罪者の資産隠匿の手口、例えば特定の金融商品が犯罪者にもてはやされているので注意喚起をしてほしい等と伝えている。

国際関係のチームは、エドモンド・グループ、ユーロポール、インターポール等世界中の関係機関と情報交換を行っている。

テロ資金チームは、テロリスト、テロの支援者の活動に注視している。政治家に対応するチームもある。⁽⁶²⁾

(62) 前掲注(61) 41頁。

4 SOCA と HRMC

英国には、英国歳入関税庁によってアクセス可能な疑わしい活動報告のデータベースがある。英国歳入局は、重大組織犯罪局 (SOCA) に職員を派遣しており、データベースに無制限にアクセスして、さらなる調査のために英国歳入庁のターゲットの情報を転送する責務を負っている。SOCA は、重大組織犯罪と警察法 2005 によって指定された接続を通して情報を得たり、共有している。重大組織犯罪局は警察機関であり、財産回復局の情報を参照できるし、犯罪調査が始まったら、民事の財産回復や税務調査の情報を要求する。(63)

重大組織犯罪局から税務当局への情報を開示する条件は、「合意の覚書 (Memorandums of Understand)」により公表されている。「合意の覚書」は、英国歳入席税庁と重大組織犯罪局との間で現在まで改定が続いている。(64)

2002 犯罪手続法の「適切な職員 (Appropriate officers)」がマネー・ローンダリングの調査をできる。適切な職員とは、警察・歳入庁職員、「派遣された」金融調査官 (例えば警察の民間スタッフ)。(65)

租税犯罪に関連するマネロン調査のために調査機関 (例えば警察) は、歳入税関庁の職員を要請できる。共同調査によって歳入関税庁の職員が集めた機密は、歳入税関庁の証拠としては直接使えない。情報開示が禁止されている。(66)

(63) 前掲注(7) 42 頁。

(64) 前掲注(7) 47 頁。

(65) 前掲注(7) 67 頁。

(66) 前掲注(7) 73 頁。

第三節 オーストラリア型（マルチタスクフォース）

1 概要

オーストラリアのウィクンビー・プロジェクトは、オーストラリアの金融システムの完全性を守るために2006年に設立されたタスクフォースであり、国税庁、犯罪捜査局、連邦警察、証券投資委員会、FIU（取引報告分析センター）、検事総長、政府弁護士から成る。

ウィクンビー・プロジェクトが調査の目的で情報を共有できるように特別立法がなされた。⁽⁶⁷⁾

2 ウィクンビー・プロジェクト

(1) 始動の経緯

2004年に犯罪捜査局が、国税庁の要請により、スイスを発端としたタックススキームの捜査をしたところ、調査の過程において、個人の納税者が脱税や租税回避、還付金詐偽のために、海外取引を利用しており、豪州の金融制度が脅威にさらされていることが明らかになった。

この状況に対して、豪州政府は、政府全体の取組として約3億ドルの予算措置を講じ、政府関係機関に合同プロジェクトを設立し、国際的な脱税等の取締り強化に乗り出した。

ウィクンビー・プロジェクトは、国税庁をはじめとする8つの政府機関の合同プロジェクトであり、2006年2月に発足した。⁽⁶⁸⁾

(2) 目的

ウィクンビー・プロジェクトの目的は、タックスヘイブン等を利用し、脱税、租税回避及びマネー・ローンダリングなどの不正行為やその促進を防ぐことによって、豪州の金融制度の規範を保持することである。

(67) 前掲注(18) 105頁、及び130頁。

(68) 前掲注(18) 105頁。

また、脱税を行う者を取り締まることによって、適正な申告を行う投資家や債権者を支持することにもつながると考えられている。⁽⁶⁹⁾

(3) 構成

構成は、

Australian Taxation Office (国税庁 : ATO)

Australian Transaction Reports and Analysis Centre (取引報告分析センター:AUSTRAC)

Australian Securities and Investments Commission (証券投資委員会 : ASIC)

Australian Crime Commission (犯罪捜査局 : ACC)

Australian Federal Police (連邦警察:AFP)

Australian General's Department (検事総長府:AGD)

Australian Government Solicitor (政府弁護士:AGS)

Australian Director of Public Prosecutions (検察庁 : CDPP)

からなる。

特別立法により、各政府機関は、一般に認められているよりも広範な情報を、ウィクンビー・プロジェクトの調査の目的で共有することができるように制定された。

タスクフォースは、国際的な脱税、金融法規制の違反、マネー・ローンダリング、収入及び資産の隠匿を、防ぎ、発見し、闘う。

ATO は、プロモーターを刑事・民事で起訴することをサポートする際に、情報の入手、分析の実施、調査、監査を行う。⁽⁷⁰⁾

(69) 前掲注(18) 105 頁。

(70) ATO ウェブサイト <The fight against tax crime>Project Wickenby
<https://www.ato.gov.au/General/The-fight-against-tax-crime/In-detail/Tax-crime/Project-Wickenby/>

(4) 成果

犯罪捜査局の幹部職員は、「ウィクンビー・プロジェクトは、海外を利用したタックススキームを利用する高額所得者だけをターゲットにしているのではなく、タックスヘイブンのプロモーターに対して、オーストラリアを魅力のない国にすることや納税者に海外への資産隠しを抑止することにも焦点を当てている。ウィクンビー・プロジェクトの成功は、オフショアタックススキームの利用に劇的な変化をもたらしたことである。」と述べている。

ウィクンビー・プロジェクトが始まってから6年間で所得税務調査による追徴金が9億6千万豪ドル発生しているが、実際には2億3千万豪ドルしか徴収されていない点を批判し、プロジェクトの運営予算の4億3千万豪ドルのコストでは、徴収額は十分でないとする考えがある。これに対し、犯罪捜査局の幹部職員は、「徴税だけが当該プロジェクトの目的ではなく、タックスヘイブンの濫用を困難にすることやプロモーターの行動を抑止することであった。」と述べ、プロジェクトがターゲットとしている納税者の納税額は、276%上昇した点を指摘している。これは同じ期間の上位4%の高額納税者の上昇率30%の約10倍となる。つまり、実際に自発的に納税するといった納税者の行動に変化をもたらしたのである。

ある法律事務所のパートナーは、「当プロジェクトのインパクトは、コンプライアンスの変化である。このプロジェクトにより、納税者は海外への投資を行う前に、租税回避行為に当たらないかを慎重に考えるようになった。さらに、納税者が国税庁に隠匿する意図を持って金融取引をする機会が、国税庁の権限強化や情報技術能力の強化により減少している。」と述べた。(71)

(71) Australian Taxation Office; Commissioner of Taxation, Annual Report 2013-14.

3 取引報告分析センター (AUSTRAC)

オーストラリアでは、金融取引報告法 (FTR 法) により、現金取扱事業者は、顧客本人の確認、取引記録の保存、オーストラリアの FIU である取引報告分析センター (AUSTRAC) に一定の取引に関する報告義務がある。

AUSTRAC が報告を受けている金融取引には、1 万豪ドル以上の重要な現金取引のほか、海外からオーストラリアへ、逆にオーストラリア国内から海外に対する電信国際送金指示等が含まれる。後者については額の制限はない。

いわゆる「疑わしい取引の報告」については、テロ資金供与、脱税、企業犯罪等の犯罪にかかわる可能性があるると疑う合理的な理由がある場合、または犯罪収益対策法制の執行を支援するものであると考えられるときにしなければならないことになっている。

また、旅行者も含めた全ての人は、国内外に対して郵便為替等により、または現金で、1 万豪ドル以上のお金を動かすときは国際通貨送金報告をしなければならない。⁽⁷²⁾

4 AUSTRAC と ATO 等

ATO は、直接取引報告分析センターのデータベースにアクセスできる。FTR 法と AUSTRAC 長官と税務長官の覚書 (MOU) による。税務当局による使用に制限はない。ただし、証拠にする目的では使うことができない。

FTR 法により、厳密な機密規定がある。ATO は、法執行機関に 12 か月を超える投獄によって罰せられるべき重大犯罪については、情報を供給することができる。加えて、政府の調査基準 (the Government Investigation Standards) と公共福祉詐欺管理ガイドライン (Commonwealth Fraud Control Guidelines) の下で ATO はオーストラリア連邦警察に重大かあるいは複雑な事件について (税務当局が調査を行う必要がある以外の) 内容を知らさなければならない。

(72) デリズ・アトキンス「豪州におけるマネー・ローンダリング対策・テロ対策の推進」
警察学論集 第 60 巻第 2 号 (2007 年 2 月 10 日) 52 頁。

重大な租税犯罪は、マネー・ローンダリングの前提犯罪となっている。しかしながら、ATO は、AUSTRAC の活動のために納税者情報を提供してはならない。

法律により、連邦警察と州警察は、税務行政と税法の施行のために情報の提供が許されている。⁽⁷³⁾

第四節 小活

米国においては、IRS が STR の収集・管理・分析を主導して行っていることが特徴的であった。

これは、米国のマネー・ローンダリング対策が、1970 年の 1 万ドル超の現金取引報告書 (CTR) から始まり、規定する銀行秘密法を所管したのが、IRS であったことから、1996 年に STR が導入された際も、引き続き IRS が所管した。また、現金取引報告書は、年間約 1,500 万件が提出されており、金融機関からの疑わしい取引報告 (SAR) 約 40 万件、疑わしい取引報告 (MSB) 約 30 万件をはるかに上回るデータ量となっている。

さらに、IRS-CI が薬物事犯を始めとする不法源泉所得の脱税を担当していたこともあって、関連の高いマネー・ローンダリング対策は、IRS が主導している。

日本に同じような制度を導入しようとしても、STR の管理・分析の膨大な事務量を税務当局が担うことになり現実的ではない。現金取引報告書等の制度の差異によるものと思料される。

英国の FIU である重大組織犯罪局(警察組織)の特定資金情報部の職員約 200 人のうち、税務当局からの出向者が 50 人いる。この制度を導入する場合、警察への応援派遣が税務当局の負担となる。また、組織間で情報を共有する場合の守秘義務との調整が必要になる。

(73) 前掲注(7) 21、48、56、64、74 頁。

オーストラリアでは、2006年に設立されたタスクフォースであるウィクンビー・プロジェクトにより、国税庁、犯罪捜査局、連邦警察、証券投資委員会、FIU（取引報告分析センター）、検事総長が調査の目的で情報を共有できるように特別立法がなされた。これは、2004年に犯罪捜査局が、タックススキームの捜査をしたところ、個人の納税者が脱税や租税回避、還付金詐偽のために、海外取引を利用しており、豪州の金融制度が脅威にさらされていることが明らかになったことから、政府全体の取組として約3億ドルの予算措置を講じ、合同プロジェクトが立ち上がったものである。合同プロジェクトへの職員派遣が税務当局の負担となる。

現在、日本においては、疑わしい取引の届出（STR）の管理・分析を警察庁の犯罪収益移転防止室が行なっている。前提犯罪を所管する検察庁・厚生省麻薬取締部・海上保安庁・税関・証券取引等監視委員会は、「疑わしい取引」の情報を共有する等相互に協力して対策を進めている。しかし、税務当局に、疑わしい取引の情報は提供されていない。

今後、脱税がマネー・ローンダリング罪の前提犯罪となった場合には、警察庁が集約しているSTRは、税関や証取委等と同様に税務当局にも提供されるため、STRの管理・分析の事務が発生する。

第三章 我が国におけるマネー・ローンダリング 規制と事例紹介

第一節 総論

1 マネー・ローンダリング規制とテロ資金対策

我が国においては、マネー・ローンダリング行為を処罰するにあたり、組織的犯罪処罰法 9 条・10 条及び 11 条並びに麻薬特例法 6 条及び 7 条に、その処罰の対象となる行為などが規定されている。

また、金融機関等に本人確認、取引記録の保存、疑わしい取引の届出等を義務づける規定として「犯罪収益移転防止法」が措置され、預貯金通帳等の不正譲渡、譲受などの罰則が規定されている。

さらに、マネー・ローンダリングと同じカテゴリーで扱われることが多いテロ資金対策については、公衆等脅迫目的の犯罪行為に実行を容易にする目的で資金を提供する行為などを処罰の対象とする「テロ資金提供処罰法」、国連安保理が指定する等した国際テロリストの財産を凍結することを目的とした「国際テロリストの財産凍結法」がある。

全体像については、【資料 9】「マネー・ローンダリング対策」〔テロ資金対策〕に示した。本稿においては、脱税と密接な関係にあると考えられる組織的犯罪処罰法 10 条、11 条、9 条及び犯罪収益移転防止法 27 条、28 条に焦点を絞り見ていくこととしたい。

2 組織的犯罪処罰法の立法趣旨

組織的犯罪処罰法が設けられた立法趣旨としては「犯罪収益等が、新たな犯罪等に再投資される可能性が高いことから、それらを隠匿したり、合法的な資金に仮装する行為には、将来の組織的な犯罪等を助長、促進するおそれが認められるので、これを防止することにある。」とされている。

そして、組織的犯罪処罰法において前提犯罪が拡大されたことに照らし、犯罪収益等が事業活動に投資されることによって、合法的な経済活動に悪影響を及ぼすことをも法益侵害として捉えるようになってきている。

本罪の処罰根拠は、将来の犯罪活動を助長・促進する点、あるいは、合法的な事業活動に投資される弊害であり、それは前提犯罪それ自体とは別個の法益侵害を惹起するものであるということが出来る。前提犯罪の本犯者が、前提犯罪とは別個の法益侵害に該当する行為を行った場合、それは不可罰的事後行為ではなく、前提犯罪とは別個に本罪が成立することになる。(74)

3 マネー・ローンダリングの保護法益

組織的犯罪処罰法 1 条は、「この法律は、組織的な犯罪が平穩かつ健全な社会成生活を著しく害し、及び犯罪による収益が健全な経済活動に重大な悪影響を与えることにかんがみ、組織的に行われた殺人等の行為に対する処罰を強化し、犯罪による収益に隠匿及び收受並びにこれを用いた法人等の事業経営の支配を目的とする行為を処罰するとともに、犯罪による収益に係る没収及び追徴の特例等について定めることを目的とする。」としている。

ここから、①組織的犯罪の助長を防ぐこと、②健全な経済活動、が保護法益として想定されている。また、犯罪収益の隠匿等が没収・追徴を免れるという性格をもっており、国家の刑事司法作用が保護法益とされているともいえる。(75)

このうち、組織的犯罪の助長を防ぐこと、つまり 3 条で規定された組織的殺人等により、すでに刑法で処罰される犯罪について、それらが組織的に行われた場合に、加重する行為類型であり、殺人などの 11 の犯罪類型に関して、加重類型が設けられている。

(74) 山口厚ほか『経済刑法』商事法務(2012) 122 頁

(75) 神山敏雄ほか『新経済刑法入門』成文堂 (2013 年) 120 頁。

この組織的犯罪に対する処罰の強化については、脱税との関連が薄いと考えられるため、本稿の検討から外し、以降マネー・ローンダリング犯罪に絞って検討することとしたい。

斉藤豊治教授は、「マネー・ローンダリングは、かつては、反社会的な犯罪組織（暴力団等）に関連する取引とされていたが、現在はそれに限られず、違法な活動によって獲得された財産の取引を広く包含するものと解されている。

犯罪収益は、将来の犯罪の発生を助長するものであり、犯罪収益を利用した正当な事業活動への干渉を放置するならば、健全な経済活動にさまざまな悪影響を及ぼす恐れがある。マネー・ローンダリングの処罰の主たる目的は、犯罪収益が将来の犯罪活動の資金源となる悪循環を絶つことであり、その必要性は明らかである。しかし、マネー・ローンダリング処罰の立法や法の運用を急ぐあまり、これまで守られてきた刑事法の人権保障のための基本原則と抵触することがないかどうか、慎重な検討、配慮が必要であろう。」⁽⁷⁶⁾

「財産犯罪による盗品等を財産犯罪の本犯が隠匿・仮装することは、伝統的には不可罰的事後行為ないし共罰的事後行為として、独立には処罰されてこなかった。前提犯罪の別表を見ると、組織的な犯罪でないものが圧倒的多数である。犯罪収益は、別表に列挙された犯罪『行為』によって生じた収益でありさえすればよいのであり、主体としての組織、行為としての組織性は前提とはされていない。このような立法は、保護法益をあいまいなものとするだけでなく、立法として『過剰な犯罪化』ではないかという疑問を生じさせるだろう。」⁽⁷⁷⁾と述べている。

(76) 前掲注(75) 103 頁。

(77) 前掲注(75) 120 頁。

4 犯罪収益とは

犯罪収益 (Proceeds of Crime) については、組織的犯罪処罰法 2 条 2 項に定義規定が設けられている。1 号において、「財産上の不正な利益を得る目的で犯した別表に掲げる罪の犯罪行為(中略) により生じ、若しくは当該犯罪行為により得た財産又は当該犯罪行為の報酬として得た財産」と規定されている。

5 前提犯罪とは

財産上の不正な利益を得る目的で「別表に掲げる罪の犯罪行為」に及ぶことである。このような犯罪収益を産み出す前提となる犯罪を前提犯罪 (Predicate Offence) といい、組織的犯罪処罰法の別表で一つ一つ特定して規定している。

国際的にみると、前提犯罪の規定の仕方は 3 種類ある。

一つは、すべての犯罪を対象とする規定の仕方である。(All Criminal Approach)。これには英国などがある。次は、一定の敷居値(長期 4 年以上の自由刑等)を設けて、それ以上の罪を前提犯罪とするという規定の仕方である。(Threshold Approach) これには、オーストリアやカナダなどがある。最後に日本のように個別に列挙する規定の仕方である (List Approach)。(78)

我が国において、立法時にどの犯罪を前提犯罪とするか勘案した際、死刑又は無期懲役若しくは長期 5 年以上の懲役に当たる罪のうち、

- ① 極めて重大な犯罪
- ② 暴力団等の資金源となる犯罪など、犯罪組織によって多額の収益を獲得するために職業的反復的に実行されると認められる犯罪
- ③ 合法的な経済活動の周辺にあって多額の犯罪収益を伴う犯罪
- ④ 諸外国において広くマネー・ロンダリング罪の前提犯罪とされている犯罪と同種のもの

(78) 前掲注(41) 106 頁。

⑤上記の法定刑を下回るものであっても、現実には暴力団等が多額の収益を獲得していると認められる資金源となる犯罪なども併せて選択されたものと説明されている。(79)

6 犯罪収益の対象となる財産

犯罪収益とは、「犯罪行為により得た財産」又は「犯罪行為の報酬として得た財産」をいう。このうち、「犯罪行為により得た財産」について、平成15年4月11日最高裁判決⁽⁸⁰⁾は、

「『犯罪行為により得た財産』とは 犯罪の構成要件に該当する行為自体によって犯人が取得した財産をいうものと解するのが相当である。

犯罪を遂行する過程において費消・使用されるものとして、犯人が他の共犯者から交付を受けた財産は、当該犯罪との関係では、犯罪行為の用に供するために犯人が取得した財産というべきであって、刑法19条(没収)1項2号の『犯罪行為の用に供し、または供しようとした物』に当たることがあるのは各別として、上記『犯罪行為により得た財産』には当たらないと解すべきである。」とした。

この判決に対して最高裁の上田調査官は、「これまでの高裁判決では、犯人がほかの共犯者から交付を受けた財産について、これを『犯罪行為により得た財産』に該当すると積極的に解したものが多かったが、この点を消極的に解することが最高裁によって示された。『犯罪行為により得た財産』というためには、『犯罪の構成要件に該当する行為自体によって犯人が取得した財産』でなければならないという解釈がなされた。

その理由として、刑法19条1項3号の文言は、『犯罪行為によって(中略)得た物』という規定で、『犯罪行為により得た財産』とほぼ同じ文言であることから、刑法19条1項3号の解釈と同様に考えることが自然であると思われるところ、同条項の解釈としては、『犯罪取得物件とは、犯罪行為

(79) 三浦守ほか『組織的犯罪対策関連三法の解説』成文堂(2001年) 71頁。

(80) 平成15年4月11日最高裁第二小法廷判決(刑集57巻4号403頁)。

当時すでに存在していた物であって、犯罪行為により犯人が得た物』をいうと解されていたことから、『犯罪を遂行する過程において費消・使用されるものとして、犯人が共犯者から交付を受けた物』は含まれないと解釈されることがあげられている。」と述べている。⁽⁸¹⁾

7 犯罪収益の取得時期について

取得時期は、平成 20 年 11 月 4 日最高裁決定⁽⁸²⁾で、「その文理、同法の立法目的(1 条)等にも照らせば、当該犯罪行為によって取得した財産であればよく、その取得時期が当該犯罪行為の成立時の前であると後であるとを問わないと解すべきであるから、前提犯罪の実行に着手する前に取得した前払い代金等であっても後に前提犯罪が成立する限り、『犯罪行為により得た財産』として『犯罪収益』に該当し、その取得につき事実を仮装すれば、犯罪収益取得事実仮装罪が成立するというべきである。」とされ、取得時期が当該犯罪行為の実行の着手前であっても差し支えないと考えられている。

8 国外犯について

前提犯罪の犯罪行為について、括弧書きで「日本国外でした行為であって、当該行為が日本国内において行われたとしたならばこれらの罪にあたり、かつ、当該行為地の法令により罪に当たるものを含む。」とされており、国外犯の規定が設けられている。

これは、マネー・ローンダリングを含む組織的犯罪が国際的な規模をもって行われることもあるから、国外において同様の行為が前提犯罪として敢行された場合も捕捉する必要がある一方、現地の法律上違法な行為でないのであれば、それまでも対象とするのは適切ではないと考えられることなどから、上記のような規定になったとされる。⁽⁸³⁾

(81) 上田哲調査官「最高裁判所判例解説刑事篇平成 15 年度」187 頁。

(82) 平成 20 年 11 月 4 日最高裁決定・刑集 62 卷 10 号 2811 頁。

(83) 前掲注(41) 105 頁。

第二節 犯罪収益等仮装・隠匿の罪（組織的犯罪処罰法 10 条）

1 概要

組織的犯罪処罰法 10 条 1 項

「犯罪収益等の取得若しくは処分につき事実を仮装し、又は犯罪収益等を隠匿した者は、5 年以下の懲役若しくは 300 万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

犯罪収益の発生の原因につき事実を仮装した者も、同様とする。」組織的犯罪処罰法 10 条による犯罪収益等の仮装・隠匿の罪は、日本におけるマネー・ローンダリング罪の中心的な処罰規定である。

禁止される行為は、①犯罪収益等の取得につき事実を仮装する行為、②犯罪収益等の処分につき事実を仮装する行為、③犯罪収益等を隠匿する行為、④犯罪収益等の発生の原因につき事実を仮装する行為である。

2 犯罪収益等の取得につき事実を仮装する行為

（1）典型的事案

典型的事案としては、被疑者が管理する他人名義の預金口座に被害者から振り込みをさせるといった態様のものがある。実際には、被疑者本人が犯罪収益等を取得しているのに他人名義の預貯金口座に振り込ませることなどがこれにあたる。

平成 16 年 6 月 16 日東京高裁判決（東高時報 55 卷 1～12 号 47 頁）

「組織的犯罪処罰法 10 条 1 項前段は、犯罪収益等の帰属を仮装することが一般的にその捕捉を困難にすることから、その仮装自体をとらえて処罰する趣旨を含む規定であると考えられる上、犯罪収益等の取得について事実を仮装する行為にはその帰属を仮装する行為が含まれると解されるところ、本件においても（中略）振込入金が不正取得に当たる疑いが生じた

ものの、その入金が被告人以外に実在する人物や架空の人物であったことから、不正取得ないし騙取行為に及んだ行為者の特定が困難となっていた状況が認められる。したがって、本件において被告人が他人名義の預金口座を開設した上、それらの預金口座に多額の騙取金を振込入金させて預金した行為は、犯罪収益である詐偽行為によって取得した現金の帰属に関する事実を仮装したものとして、同法 10 条 1 項前段に該当すると解するのが相当である。」としている。

他人名義の預金口座を使う以外では、架空人物名義の普通郵便為替証書（平成 16 年 5 月 27 日大阪地裁判決）、代金引換郵便（平成 15 年 5 月 8 日大阪地裁判決）、偽名等を用いた両替（平成 22 年 3 月 17 日最高裁第二小法廷決定（刑集 64 卷 2 号 111 頁））、情を知らない第三者名義での両替行為（平成 26 年 3 月 28 日さいたま地裁）、預貯金の預け替えをして他人名義に換える行為（平成 25 年 10 月 31 日宇都宮地裁判決）がある。

（2）経理処理に虚偽の記載をした事案

平成 18 年 10 月 19 日東京地裁判決

前提犯罪は、盗品等有償譲受け罪であり、別の被疑者によって詐取された電化製品について、その事情を分かりながら 2,044 万円余りで買い受けてこれを販売した際、その仕入先を架空の会社とする販売表を作成するなどして、その電化製品等の販売代金が正当な事業収入であるかのように装い犯罪収益等の取得につき事実を仮装したという事案である。取得の事実につき事実を仮装した場合の典型例といえる。

被疑者らが犯罪収益等の取得につき事実を仮装した行為が法人の業務に関して行われたもので被疑者らが当該法人の代表者や使用人等であった場合には、組織的犯罪処罰法 17 条の両罰規定により、法人も処罰される。

他に、架空会社宛の請求書を作成した上、総勘定元帳に虚偽の記載をした事案（平成 18 年 12 月 8 日東京地裁判決）がある。

3 犯罪収益等の処分につき事実を偽装する行為

典型的事案として、犯罪収益等で得た資金を他人名義を用いて他人名義の資産を購入する態様がある。

平成 16 年 3 月 31 日神戸地裁姫路支部判決

無許可で産業廃棄物を処理していた業者が、その違法営業により得た資金をとそれ以外の資金が混和した資金により、妻名義で不動産を購入したことを捉えて、犯罪収益等の処分につき事実を偽装したものとして処理された。

4 犯罪収益等を隠匿した罪

(1) 典型的事案

典型的事案としてはトランクルームやコインロッカーなど隠匿性の高いところで隠した事案である。

知人名義で貸借したトランクルームに犯罪収益を搬入した事案(平成 17 年 2 月 7 日大阪地裁判決)、

コインロッカーに犯罪収益を隠匿した事案(平成 17 年 2 月 9 日東京地裁判タ 1185 号 159 頁)がある。

平成 16 年 2 月 13 日京都地裁判決。詐欺による犯行により他人名義の預貯金口座に振り込ませた後、当該被害金を更に別の他人名義の預貯金口座に振込送金したという事実を捉えて、犯罪収益の隠匿とした。

(2) イラン・イスラム共和国等の銀行に送金した事案

平成 11 年 3 月 25 日東京地裁判決(判時 1690 号 156 頁)

「被告人は、合計 3,118 万円余という多額の金員を、第三者名義により、イラン・イスラム共和国所在のイラン・メリ銀行を支払場所とし、自分の母親 V 子を受取人として、いずれも通知払いの方法で送金しているところ、その金額の多さからして、単に家族への生活費の送金と見ることはできず、被告人が、捜査段階で供述しているように、この金員を日本に置いておけばいつか見つかって取り上げられると思い、イラン・イスラム共和国で母

親によって保持、保管されることを前提に、家族の生活費等とともに被告人の事業資金に充てるために送金したものと認められる。そして、関係証拠によれば、同国内の銀行に不法収益を送金したときには、日本国内の銀行に預金した場合と比較して、わが国の捜査機関がこれを捕捉することが相当困難になることが認められる（現に、警視庁所属の警察官から、国際刑事警察機構イラン・イスラム共和国に対してなされた本件海外送金についての照会に対しても、照会書発送後二か月以上を経ても回答がなされていない。）上、送金名義人が K と M 子に仮装されていることも加わり、被告人による送金と確認することも困難であったと認められる。しかも、被告人は、不法収益を、イラン・メリ銀行に開設した自分の預金口座に送金したのではなく、V 子宛てに通知払いの方法で送金しているのであるから、同銀行から同人にこれが払い戻されることによって、我が国の捜査機関が不法収益を捕捉することは、より一層困難になることも明らかである。そして、本件において同銀行に送金された不法収益は、いずれも受取人に支払われたと認められるのである。これらの点を考慮すると、被告人が、不法収益を、自分の母親を受取人として指定し、自分の母親が保持、保管することを前提に、イラン・イスラム共和国内の銀行に向けて、通知払いの方法で送金し、仕向先銀行をして受取人にこれを支払わせるという行為は、不法収益を『隠匿』する行為に該当すると解するのが相当である。」とした。

関連する判例として、アラブ首長国連邦内の銀行における他人名義の預金口座に送金した事案（平成 12 年 2 月 19 日東京地裁判決）、地下銀行により、イラン・イスラム共和国内の受取人に送金受領額に相当する現金を支払ったという事案（平成 15 年 7 月 30 日名古屋地裁判決）、中華人民共和国内の銀行に送金した事案（平成 16 年 5 月 10 日東京地裁判決）がある。

第三節 犯罪収益等を収受する罪（組織的犯罪処罰法 11 条）

1 概要

組織的犯罪処罰法 11 条

「情を知って、犯罪収益等を収受した者は、3 年以下の懲役若しくは 100 万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。」

この犯罪は、情を知って犯罪収益を収受することで成立する。したがって、犯罪の主体となるのは、前提犯罪の本犯者以外の者である。本条違反については、共同正犯者の中で犯罪収益等の分配を行うことは当然であり、新たな法益侵害は認められないから、本条違反が成立することはないとされている。

2 典型的事案

典型的事案としては、暴力団が売春による収益をみかじめ料として収受した事案（平成 25 年 1 月 17 日東京地裁判決）、風俗営業の名義貸しによる賃料を収受した事案（平成 24 年 12 月 25 日東京地裁判決）等がある。

3 「情を知って」とは

平成 19 年 2 月 7 日大阪地裁判決（判夕 1266 号 331 頁）

『情を知って』とは、その文言や、同条の趣旨に照らして、前提犯罪の行為状況及び収受に係る財産がその前提犯罪に由来することの認識を意味すると考えられ、その行為が違法であることの認識までも求められておるものは解されない。」と判示した。

「情を知って」とは、収受の際に当該財産が、犯罪収益等であることを認識していたということである。

認識の程度については、当該財産が犯罪収益等であることを確定的に認識していた場合だけでなく、それが犯罪収益等であるかもしれないが、それでも構わないと思ったという未必的な認識で足りると解されている。⁽⁸⁴⁾

4 「收受」とは

平成 10 年 9 月 25 日大阪高裁判決（判タ 1008 号 286 頁）。

使い走りに過ぎない者が暴力団に上位者のために受け取ったに過ぎず、直ちにそれを当該上位者に渡していたような場合も、「收受」となるか問題となった事案である。

「收受とは、不法収益等を取得しない場合でも、実質的に自己のものであると同様の支配関係を持つに至った場合は勿論のこと、単にこれを受領したにすぎない場合も收受にあたと解するのが相当である。そうすると被告人が不法収益等を暴力団組織の上位の者に渡していたとしても、不法収益等と知って受け取っている以上は收受にあたる。」と判示した。

「收受」とは、犯罪収益等を取得することで、実質的に自己の物であると同様の支配をするに至った場合であり、有償であると無償であるとを問わないし、後に返却することになっていても構わないと解されている。⁽⁸⁵⁾

5 不法収益等收受罪の構成要件該当性

暴力団が、覚せい剤密売の場所代として、1 日当たり現金 29 万円を連続 510 日徴収し、合計 1 億 4790 万円を不法收受した事案。

弁護人は、不法収益等收受罪は、不法収益を收受するごとに一罪が成立するのであるから、個々の收受行為につき、日時場所や授受当事者を特定するに足りる証拠がない以上、構成要件該当性を欠き無罪であると主張した。

平成 10 年 2 月 13 日大阪地裁判決では、「幹部らは、現場責任者から覚せい剤密売により得た不法収益等であるとの情を知りつつ 1 日当たり現金 29

(84) 前掲注(41) 190 頁。

(85) 前掲注(41) 190 頁。

万円を場所代名目で徴収していたというもので、同一の罪名に触れる数個の行為として評価すること、すなわち包括一括罪として処断することが相当である。」とした上で、「本件では、個々の不法収益等の收受行為につき、その日時場所や授受当事者を逐一立証することは必ずしも必要ない。」と判示した。

包括一罪として、收受の日時場所等について個々に立証する必要はないにしても、個々の收受行為において收受した財産が犯罪収益であることの立証は必要となる。

本件では、現場責任者から規制薬物の売上の中から場所代を支払っていた旨の供述に加え、押収された密売メモ等により同供述の裏づけが取れる等していたことから、その立証が十分になし得ていた、とされた。⁽⁸⁶⁾

第四節 不法収益等による事業経営支配罪 (組織的犯罪処罰法 9 条)

1 概要

組織的犯罪処罰法 9 条 1 項

『『不法収益等』を用いることにより、法人等の株主等の地位を取得し、又は第三者に取得させた者が、当該法人等又はその子法人の事業経営を支配する目的で、その株主等の権限又は当該権限に基づく影響力を行使し、又は第三者に行使させて、次の各号にいずれかに該当する行為をしたときは、5 年以下の懲役若しくは 1,000 万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 当該法人等又はその子法人の役員等を選任し、若しくは選任させ、解任し、若しくは解任させ、又は辞任させること。

二 当該法人等又はその子法人を代表すべき役員等の地位を変更させること。』

(86) 前掲注(41) 209 頁。

事業経営支配罪は、不法収益等を用いて法人等の事業経営が支配されることによって、その事業活動が犯罪活動等の不正な行為に利用されることから、これを防止するために設けられた処罰規定である。⁽⁸⁷⁾

2 典型事案

大正生命事件（平成 15 年 1 月 20 日東京地裁判決、判タ 1119 号 267 頁）
被疑者は、大正生命に対して、社債の購入を斡旋するように装って、何百億円もの被害をもたらす詐偽を働き、その資金を使って第三者割当てによる新株を買い、大正生命の発行済株式総数 1 億 4185 万株の約 66.8%の株式を被疑者の支配下に置いた上、大正生命の事業経営を支配する目的で、大正生命の株主総会において、被疑者が、株主としての権限を行使するなどして、自らが代表取締役となって、大正生命を支配しようとしたもの。

刑法 246 条の詐偽により得た犯罪収益等を用いて株式払込金とし、新会社の取締役の選任を行ったことから、組織的犯罪処罰法 9 条 1 項 1 号の違反が成立した。同時に起訴された詐偽等と併せて、懲役 10 年、罰金 1,000 万円の判決であった。

本件では、被告人と大正生命との間の株式引受契約が詐偽によるものとして、大正生命側からその意思表示を取り消されることが予想されたものであり、本件株式引受が取り消されて無効となった場合、そのことが組織的犯罪処罰法 9 条 1 項の罪の成立に影響を与えるかどうか問題となった。

一般的に詐偽による意思表示が取り消されても、詐欺罪の成立には影響しないと解されており、組織的犯罪処罰法 9 条 1 項の解釈としてもこれと異なる解釈をする必要はないとされ、無効が本件犯罪の成立に影響を与えることはないと考えられた。⁽⁸⁸⁾

(87) 前掲注(74) 129 頁。

(88) 前掲注(41) 129 頁。

他に、医薬品無許可販売により得た犯罪収益等を用いて会社設立をした事案（平成 18 年 3 月 27 日静岡地裁沼津支部判決）、架空の投資ファンドにより搾取した犯罪収益等を用いて会社設立をした事案（平成 26 年 5 月 22 日前橋地裁判決）がある。

第五節 預貯金通帳等の不正譲渡・譲受罪 （犯罪収益移転防止法 27 条、28 条）

1 概要

犯罪収益移転防止法 27 条

「① 他人になりすまして、特定事業者との間における預貯金契約に係る役務の提供を受けること又はこれを第三者にさせることを目的として、『預貯金通帳等』を譲り受け、その交付を受け、又はその提供を受けた者は、1 年以下の懲役若しくは 100 万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

（後略）。

② 相手方に前項前段の目的があることの情を知って、その者に預貯金通帳等を譲り渡し、交付し、又は提供した者も同項と同様とする。（後略）。

③ 業として前 2 項の罪に当たる行為をした者は、3 年以下の懲役若しくは 500 万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

④ 第 1 項又は第 2 項の罪に当たる行為をするよう、人を勧誘し、又は広告その他これに類似する方法により人を誘引した者も、第 1 項と同様とする。」

犯罪収益移転防止法 28 条

「① 他人になりすまして、『資金移動業者』との間における為替取引により送金をし若しくは送金を受け取ること又はこれらを第三者にさせることを目的として、『為替取引カード等』を譲り受け、その交付を受け、又はその提供を受けた者は、1 年以下の懲役若しくは 100 万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。（後略）。」

犯罪収益移転防止法 27 条においては、預貯金通帳等が不正に取得されたり、譲渡されることを禁止している。また、キャッシュカード等と類似の機能を有する為替取引カード等（送金業務を行う資金移動業者が、その送金サービスを行うに当たり、その送金の際の授受のために用いられるカード等）についても 28 条で同様の規定を設けている。

平成 26 年中における預貯金通帳等の不正譲渡等の検挙件数は、1,651 件であった。⁽⁸⁹⁾

2 検挙事例

不正アクセスによる被害金の送金に係る為替取引カード等の有償譲渡事件（愛知県警 平成 26 年 1 月）

日本に居住するフィリピン国籍の男(被疑者) は、在日外国人向けの求人サイトに登録し、電子メールで雇用を勧誘してきた英国のコンサルタント会社を名乗る者との間で、送金業務等を内容とする雇用契約を締結したものであるが、同社の社員を名乗る者の指示を受けて、被疑者の預金口座に送金されたインターネットバンキングに対する不正アクセスにより詐取された被害金 40 万円のうち被疑者に報酬及び送金手数料を差し引いた約 38 万円を、日本国内の資金移動業者を介してロシア連邦内の個人宛に送金し、その送金の受取に必要な情報（送金番号等）を同社の社員を名乗る者に電子メールで提供していたことから、犯罪収益防止法違反（為替取引カード等の有償譲渡）で検挙したものである。なお、被疑者が送金した被害金は、送金当日にロシア連邦内で引き出されていた。⁽⁹⁰⁾

(89) 警察庁犯罪収益移転防止対策室「犯罪収益移転防止に関する年次報告書〔平成 26 年〕」43 頁。

(90) 前掲注(89) 53 頁。

第六節 口座開設における詐欺罪（刑法 246 条 1 項）

1 概要

刑法 246 条 1 項

「人を欺いて財物を交付させた者は、十年以下の懲役に処す。」

金融機関の普通預金規定では、偽名口座や借名口座など預金者の本人性を偽る場合や、第三者への譲渡を意図していたような場合には、取引を拒否若しくは解除するなどの措置を講ずることとしている。

これらの規定に違反していることを隠して、預金口座を開設し、預貯金通帳やキャッシュカードを取得した場合、1 項詐偽（財物）が成立する。

2 他人名義で口座を開設した場合の 1 項詐偽の成立を認めた初めての最高裁判例

平成 14 年 10 月 21 日最高裁第二小法廷決定（刑集 56 卷 8 号 670 頁）

「預貯金通帳は、それ自体として所有権の対象となり得るものであるにとどまらず、これを利用して預金の預入れ、払戻しを受けられるなどの財産的な価値を有するものと認められるから、他人名義で預貯金口座を開設し、それに伴って銀行から交付される場合であっても、刑法 246 条 1 項の財物にあたるのが相当である。そして、被告人は、上記のとおり、銀行窓口係員に対し、自己が A 本人であるかのように装って預金口座の開設を申し込み、その旨誤信した同係員から貯蓄総合口座通帳 1 冊の交付を受けたのであるから、被告人に詐欺罪が成立することは明らかである。

そうすると、詐欺罪の成立を否定した原判決には、刑法 246 条 1 項の解釈適用を誤った違法があるというべきである。」と判示した。

長井圓教授は、この判決に対し「従来は放任されていた架空名義での口座開設がマネー・ローンダリングの禁止に伴い銀行実務でも許されなくなると同時に、他人名義での口座開設による預金通帳の受交付を財物詐欺罪として

有罪とした裁判例が登場したのは、おそらく偶然ではないであろう。」⁽⁹¹⁾と述べている。

3 第三者に譲渡する意図で口座を開設した場合の1項詐欺の成立

平成19年7月17日最高裁第三小法廷決定（刑集61巻5号521頁）

「預貯金通帳及びキャッシュカードを第三者に譲渡する意図であるのにこれを秘して上記申込みを行う行為は、詐欺罪にいう人を欺く行為にほかならず、これにより預金通帳及びキャッシュカードの交付を受けた行為が刑法246条1項の詐欺罪を構成することは明らかである。」とした。

預金通帳等のとどまらず、航空機の搭乗券（平成22年7月29日最高裁決定（刑集64巻5号829頁））や携帯電話機の申込（平成24年12月13日東京高裁判決（高刑集65巻2号21頁））等、無断譲渡が禁止されているものにも適用されている。

4 反社会的勢力でないことを装って口座を開設した場合の1項詐欺の成立

平成26年4月7日最高裁第二小法廷決定（刑集68巻4号715頁）

「政府は、平成19年6月、企業にとっては、社会的責任や企業防衛の観点から必要不可欠な要請であるなどとして、『企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針』等を策定した。

平成22年4月、預金等共通規定等を改訂して、貯金は預金者が暴力団員を含む反社会的勢力に該当しないなどの条件を満たす場合に限り利用することができ、その条件を満たさない場合には、預金の新規申し込みを拒絶することとし、同年5月6日からは、申込者に対し通常預金等の新規申し込み時に、暴力団員を含む反社会的勢力でないこと等の表明、確約を求めることとしていた。

(91) 長井園「刑法246条1項の『財物』と預金通帳」ジュリスト1246号153頁。

以上のような事実関係の下においては、総合口座の開設並びにこれに伴う総合口座通帳及びキャッシュカードの交付を申し込む者が暴力団員を含む反社会的勢力かどうかは、本件局員においてその交付の判断の基礎となる重要な事項であるというべきであるから、暴力団員である者が、自己が暴力団員でないことを表明、確約して上記申込みを行う行為は、詐欺罪にいう人を欺く行為にあたり、これにより総合口座通帳及びキャッシュカードの交付を受けた行為が刑法 246 条 1 項の詐欺罪を構成することは明らかである。」と反社会的勢力でないことを装って口座を開設した場合の 1 項詐欺の成立を認めた判決がある。

一方で、被疑者が、暴力団員であることを理由に貯金口座開設が拒否されているとは知らなかったとして、無罪となった判決（平成 25 年 5 月 9 日神戸地裁判決）もある。

第七節 事例紹介

マネー・ローンダリング罪の判例の中で、脱税を前提犯罪とするマネー・ローンダリング罪を検討するにあたり参考となる事例を 3 件紹介する。

1 出資法違反を前提犯罪とする場合の立証の程度

1 件目は、個別犯罪である出資法違反とマネー・ローンダリング罪の立証の程度の差異を検討するために取り上げるものである。

平成 23 年 3 月 3 日山形地裁の判決のものであり、雲野晴久検事が紹介した事案である。⁽⁹²⁾

この事案は、前提犯罪を高金利による出資法違反とするものであった。被害者が全国に広がっていた上、協力を得ることも容易ではないことから、前

(92) 雲野晴久「組織的犯罪処罰法のいわゆるマネロン罪を立件する範囲について」捜査研究 749 号 東京法令出版（2013 年）34 頁。

提犯罪となる出資法違反の立件件数を積み上げることができず、同法違反の訴因を多数起訴することは困難であった。

しかしながら、高金利を受領したことによる多額の現金等が犯罪収益として現存したことから、その没収の科刑のためにも、当該犯罪収益等に見合う組織的犯罪処罰法の訴因を掲げる必要があった。そのため、出資法違反としては立件、起訴しなくとも、多額の現金等がその前提犯罪である出資法違反により得られた犯罪収益等であることを立証することで、組織的犯罪処罰法違反を立証した事案である。

個々の出資法違反事件を立件して起訴するためには、元金金の支払日と支払金額を確定させ、正確な貸付利息を計算した上で、顧客の供述調書を作成しなければならない。そのために顧客に接触して「被害付け」が必要となる。

しかし、マネー・ローンダリング罪を立件・起訴するにあたっては必ずしも前提犯罪を立件・起訴することを要しない。前提犯罪としての出資法違反を立証するだけであれば、受領した元金に係る貸付利率が最低でも年29.2%を超えていることを立証すれば足りる。顧客に接触して被害付けをする必要はないし、正確な貸付利率を算出する必要もない。

そこで、最終的には様々なサンプル調査を実施し、どの顧客を取り上げても、貸付利率が例外なく年29.2%を超えていることを証拠化して、全ての返済金等受領行為が出資法違反であることを立証したほか、他人名義の預貯金口座に入金された金員のうち、顧客から入金されたものを精査して犯罪収益等に該当しないものを除外するなどし、本件犯罪収益等が出資法違反行為により形成されたものであることを立証したものである。【資料 7】「出資法違反を前提犯罪とするマネロン罪」参照。

平成18年11月2日大阪高裁判決（刑集61巻9号835頁）は、「組織的犯罪処罰法10条1項前段は、『犯罪収益の取得若しくは処分につき事実を仮装し』た者に対し、同項所定の刑を科すことにしたものであるから、同項前段の罪を認定するためには、その構成要件である客体が『犯罪収益等』に当

たることを示せば足り、当該犯罪収益が生じる前提犯罪の構成要件該当事実を具体的に認定するまでの必要はないと解するのが相当である。」と判示した。

前提犯罪の構成要件該当事実を特定して、構成要件要素となる日時、場所等をすべて立証するまでの必要はなく、犯罪収益が何らかの前提犯罪によるものであることを立証すれば足りるとしたものである。

2 ナイジェリア詐欺事件

2件目は、日本の金融機関が国際的犯罪組織にマネー・ロンダリングのために悪用された典型例であり、海外で行われた詐偽を前提犯罪として日本に送金された資金を犯罪収益と認定し、全国で初めて組処法（犯罪収益等隠匿）を適用した事件である。また、預金通帳を第三者に不正譲渡したことを刑法246条1項の詐欺罪の成立を認めた事件である。

さいたま地裁平成20年2月14日判決のもので、森井理氏が紹介した事案である。⁽⁹³⁾

海外で発生した詐偽を同法にいう「前提犯罪」と認定できるか。また、銀行員からの送金理由の電話質問に「車の部品代」などと正当な業務収益である旨虚偽を申し向ける行為が「犯罪収益の收受、仮装・隠蔽」に当たるか、が問題となった事案である。

前提犯罪証明のためには、わが国の公判に耐えうる詐欺被害者や関係者の供述調書等の資料が必要と思われ、捜査担当者が米国に赴き、現地のFBI捜査官の事情聴取に立会するなどして内容を把握することが最も迅速かつ効果的な方法である。

海外にいる関係者の供述録取は、刑事訴訟法第321条第1項第3号書面として、同号及びその但書「その供述が特に信用すべき状況下にされたもの」の要件の充足により証拠能力が認められるところ、その特信性を高めるため、埼玉県警察官に加えて、さいたま地方検察庁検察官も現地へ同行した。

(93) 森井理「国際的詐欺にかかるマネー・ロンダリング事件の検挙好事例について」警察学論集第61巻10号警察大学校（2008年）33頁。

平成 18 年 7 月 21 日に「日米刑事共助条約」が発効、同条約に基づく警察庁から米国司法当局への直接捜査共助要請が可能となった。そこで、同条約により、同年 11 月 9 日、警察庁から米国司法省に対し捜査共助を要請し、埼玉県警察、検事等 6 名が渡米し、ユタ州 S 市、テキサス州 D 市において、被害者、弁護士銀行担当者、小切手振出し会社担当者からの事情聴取と供述調書の作成、変造小切手の写しなどの提供を依頼した。

関係者への聴取は、FBI 捜査官が、日本側警察官・検察官の立会のもとに行い、日本側の要望を入れ、供述人の供述調書への署名のほか、可能な限り詳しい内容を調書化し、その供述調書等関係書類は、平成 19 年 2 月に警察庁に送達された。

また本件は、預金通帳を第三者に不正譲渡したことに刑法 246 条 1 項の詐欺罪を適用した事案であった。

金融機関が定める「普通預金規定」は、通帳を譲渡等により第三者が利用することを禁止している。口座開設時に各行窓口担当は、口座開設の申込みを受け、本人を確認の上、第三者利用の禁止のための事業内容や口座開設目的を確認を行っていた。判決では「開設時に第三者利用が利用するとわかっていれば、口座開設には応じず通帳等交付しなかった」として、通帳詐欺被害を認めた。

組処法違反事実について判決では、「被疑者甲・乙両名は共謀の上、平成 18 年 3 月 2 日にアメリカ合衆国内の銀行から、乙男をして日米銀行 O 支店に開設させた『AAA HOLDINGS INC 乙男』名義の普通預金口座に振込み送金された現金 2,167 万 7,592 円について、これが氏名不詳者によって詐欺された金員であることを知りながら、乙男が、同日、埼玉県内において、電話で同支店行員から上記送金があった旨告げられ、同送金の理由を尋ねられた際、同行員に対し、『自動車部品の販売代金である。』旨の虚偽を、さらに同月 7 日ころ、同県内において、電話で、同行員から送金元の銀行から返金要求があった旨を告げられ、これへの対応を尋ねられた際、同行員に対し『自動車部品を既に出荷しているので、返金には応じられない。』旨の虚偽をそれ

ぞれ申し向けて、上記振込送金による金員の取得が正当な事業収益であるかのように装い、もって犯罪収益の取得につき事実を仮装したものである。」とした。

なお、最終的には当該詐欺は、外国で発生し、外国人の被疑者が、外国人の被害者に対して行った犯罪ではあるが、日本の口座に入金し送金された時点で既遂に達したと認められることから、米国において発生した詐欺事件の犯行の一部が、日本国内に及んだものであり、前提犯罪は日本の詐欺罪（刑法 246 条）と判断し、組処法 10 条 1 項（犯罪収益等で隠匿）が適用された。

3 三菱会事件

3 件目は、三菱会事件である。三菱会事件の中で共犯者とされた外資銀行員の資産隠しの行為について、資産隠しの目的には、脱税目的の場合もあるということを中心に理由として、間接事実からのマネー・ローンダリングの推認を排斥した事件で、平成 18 年 3 月 22 日東京地裁判決及び平成 19 年 9 月 12 日東京高裁判決で認識の欠如を理由として無罪が言い渡され確定している。城祐一郎検事の解説が詳しい。⁽⁹⁴⁾

公訴事実の概略は、無登録で貸金業を営むことにより得た額面約 46 億円の割引金融債を国内の S 銀行東京支店に持ち込み、割引金融債の償還を行かせた上、C 香港支店に開設した〇名義の口座に入金させる等して、犯罪収益等を隠匿したというものである。

本件では、客観的事実関係については全く争いがなく、争点は割引金融債等がいずれも犯罪収益等であることを認識しながら、あえて一連の手続きを行ったものであるか否かという点だけであった。被告人は、犯罪収益等であるという認識はなかったと主張する一方、〇らが脱税の目的で資産隠しを図っているおそれもあるのではないかと認識していたなどと弁解していた。

(94) 前掲注(41) 321 頁。

東京地裁判決平成 18 年 3 月 22 日用京地裁判決では、「資産隠しの理由としては、マネー・ロンダリングの目的のほかにも、脱税の手段として資産を隠す目的、あるいは脱税した結果として手元に残存している資産を隠す目的等様々な目的が考えられる。そして被告人の関わってきた取引において、マネー・ロンダリングの目的で行われる資産隠しが行なわれていたとの事情もうかがわれない。」と、被告人の資産隠しの目的には、脱税目的の場合もあるということを主な理由として、間接事実からのマネー・ロンダリングの推認を排斥している。

城祐一郎検事は、「三菱会事件の C 香港支店の銀行員は、前提犯罪の認識として、脱税による資金であると認識していたと主張したことで無罪とされたものであるが、脱税が前提犯罪に含まれていれば、そもそもこのような主張自体無意味であったわけである。このようなことに照らしても、脱税は前提犯罪に入れられるべきであろう。」⁽⁹⁵⁾と述べている。

三菱会事件は、もう一つ、犯罪被害者財産を没収・追徴させないとした規定のために、海外に隠匿された財産を没収できないという問題があった。

犯罪被害財産と認められるような財産に関しては、犯罪収益等が本来的には、犯人から没収・追徴されなければならないものの、被害者が当該財産について正当な権利を有していることから、犯人からこれを没収することによって、被害者の犯人に対する損害賠償請求権などの私法上の請求権の実現を困難にすることが、被害者保護の観点から適当でないと認められる場合には、没収・追徴を控えるべきものと考えられている。

しかしながら、暴力団等の犯罪組織が犯罪被害財産を隠匿等した事案で、被害者が、民事上の請求権の行使をためらったりすると、犯罪被害財産として、被害者の保護を意図した制度が、その意図とは異なり、犯人に違法な犯罪収益を確保させる結果になるという事態を迎えてしまうことになる。

(95) 前掲注(41) 319頁。

この点について、平成17年2月9日東京地裁判決（判例タイムズ1185号159頁）は、「13条2項に掲げる犯罪行為は、いずれも被害者から犯人に対する直接的な財産や価値の移転をとまなうもので、これらの犯罪行為によって被害者から得た財産又は当該財産の保有若しくは処分に基づき得た財産であれば、特段の事情がない限り、これを引き当てとし被害者から犯人に対する損害賠償請求等がなされる可能性があり、被害者保護の観点から没収・追徴を禁止していると考えられる。」「組織的犯罪処罰法は、犯罪被害財産である犯罪収益等を犯人のもとに残すことで間接的に被害者の保護を図ろうとしているのであるから、結果として犯人が犯罪収益等を利得したままになり得ることも、同法の予定するところというべきである。」として、没収・追徴を一切認めなかった。

しかし、平成17年11月17日東京高裁判決（東京高裁刑事判例集58巻4号1頁）で、「組織的犯罪処罰法は、犯罪による収益等を犯人の手からの確に剥奪する趣旨から、没収の対象となる財産の範囲を刑法の定める有体物から金銭債権にも拡大するなどする一方で、『犯罪被害財産』の没収・追徴を禁止しているが、この没収・追徴禁止の趣旨は、犯罪の被害者保護の観点から、被害者が犯人に対して損害賠償請求権等の私法上の権利を行使した場合に、犯罪収益等の財産がその引当てになる可能性に配慮したことによるものと解される。」と判示した上で、『犯罪被害財産』とは『犯罪行為によりその被害を受けた者から得た財産』等をいい、文字どおりに解すると、犯罪に被害者が存在し、損害賠償請求権等を行使する可能性があるというだけで没収・追徴が禁止されることになる。このような解釈は、被害者の保護に役立たない上、かえって犯罪により利得が犯人から剥奪されずにその手元に残されるという甚だ不合理な結果を招来することになるのであるから、損害賠償請求権等が現実に行使される可能性がないような場合にまで没収・追徴が許されないとは解するのは相当ではない。

したがって、被害者が私法上の権利を現実に行使する可能性がないような場合には、その財産は『犯罪被害財産』には当たらないと解するのが相当で

ある。」と判示し、「大規模な組織的犯罪においては、個々に被害者及び犯罪行為が具体的に特定されるのはごく一部であり、かつ、損害賠償請求権等の私法上の権利を行使する者も被害者のうちごく一部であるという現実を踏まえ、没収・追徴が禁止される『犯罪被害財産』とは、『刑事手続上、訴因として当該財産に係る犯罪及び被害者が特定されているものをいい』、それ以外は『犯罪被害財産』には当たらず、原則どおり没収・追徴の範囲と定めるのが、最も合理的かつ妥当な解釈というべきである。」との判断が示された。

その後、平成 18 年 6 月の「組織的犯罪処罰法」が改正され、例外的没収（13 条 3 項）として、犯罪被害財産であっても没収できる場合として次の 3 つを列挙した。

①団体の活動として組織で行われたとき、団体に不正権益を得させる等のとき、犯人に対する損害倍書請求権等の行使が困難であると認められるとき、②犯罪被害財産の事実を偽装し、隠匿する行為が行なわれたとき、③情を知って、これを收受する行為が行なわれたとき。

平成 20 年 4 月になって、平成 16 年 6 月にチューリッヒ州が没収した約 58 億円のうち、その 50%にあたる約 29 億円が日本国政府に譲与された。同 7 月、東京地検は、被害回復給付金支給法に基づき、被害者に支給する手続が開始された。平成 21 年 1 月までに 7000 件近くの申請があり、約 5,490 名に約 29 億円が支給された。⁽⁹⁶⁾

(96) 前掲注(41) 301 頁。

第四章 税務当局による脱税を前提犯罪とする マネー・ローンダリング罪の調査

第一節 経緯

1 国連総会での「国際組織犯罪防止条約(パレルモ条約)」採択

1章の国際的な動きでみた「国際組織犯罪防止条約」を再度取り上げる。

平成12年11月15日、国連総会(ニューヨーク)で「国際組織犯罪防止条約」が採択され、平成12年12月にイタリアのパレルモで署名会議が行なわれた。

この条約は、重大な犯罪について実行を合意すること及び犯罪収益の資金洗浄を行うことを犯罪とし、条約の対象となる犯罪に関する犯罪人引渡手続を迅速に行うように務め、また、捜査、訴追、及び司法手続において最大限の法律上の援助を相互に与えることなどを規定している。

6条で重大犯罪(長期4年以上の刑)を前提犯罪とするマネー・ローンダリングを犯罪化することが規定されており、長期10年である脱税は、マネー・ローンダリングの前提犯罪に規定されることになる。

我が国において、「国際組織犯罪防止条約(パレルモ条約)」は、平成15年5月に国会で承認されたものの、条約に対応するための国内法の整備ができていないため、現在に至るまで批准できていない。G8諸国の中で同条約締結していないのは我が国だけであり、171カ国もの国・地域(2012年9月)がこの条約を締結済みである。⁽⁹⁷⁾

(97) 外務省 HP 外交政策>国際組織犯罪に対する国際社会と日本の取組>国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約 <http://mofago.jp/mofai/gaiko/soshiki/boshi.html>

2 国内法の整備

平成 16 年 2 月、「犯罪の国際化及び組織化並びに情報処理の高度化に対処するための刑法等の一部を改正する法律案」が国会に提出された。

この法案は、

- 1 「国際組織犯罪防止条約」の締結に伴う罰則等の整備の概要⁽⁹⁸⁾
 - (1) 組織的な犯罪の共謀罪の新設〔組織的犯罪処罰法〕
 - (2) 証人等買収罪の新設
 - (3) 犯罪収益の前提犯罪を重大な犯罪(長期 4 年以上の刑)等に拡大
 - (4) 贈賄罪及び関係罰則につき国外犯処罰規定を整備

のほか、

- 2 強制執行を妨害する行為等に対する罰則整備
- 3 ハイテク犯罪に対処するための法整備

を内容とするものであったが、平成 17 年 8 月に廃案となった。

平成 17 年 10 月再提出され、平成 18 年に与党から共謀罪の対象を絞り込む 3 つの修正案が提出され、さらに民主党の提案する案と与党が受け入れる

(98) 国連国際組織犯罪防止条約は、締約国に対し次の行為の犯罪化等を義務づけた。

- ① 組織的な犯罪集団への参加の犯罪化として、犯罪活動の既遂又は未遂とは別個の犯罪として共謀罪か参加罪の一方又は双方を設けること（第 5 条）。
- ② マネー・ロンダリングについて、犯罪収益であることを認識しながら、犯罪収益である財産の不正な起源を隠匿し、偽装する等の目的で当該財産を転換し、移転すること及び犯罪収益である財産の真の性質、出所等を隠匿し、偽装すること、並びに犯罪収益である財産を取得すること等を犯罪化すること（第 6 条）。
- ③ 腐敗の犯罪化として、公務員に対し、公務の遂行の対価として不当な利益を約束、申し出、供与及び公務員が、これを要求し、受領することを犯罪化すること（第 8 条 1 項）。
- ④ 条約の対象犯罪、すなわち、重大な犯罪と条約が犯罪化を求める犯罪に関する手続において、虚偽の証言をさせ、又は証言若しくは証拠の提出を妨害するために暴行、脅迫を加え、又は不当な利益を約束、申し出、供与することの犯罪化及び裁判官又は法執行職員の対象犯罪に関する公務の遂行を妨害するために暴行、脅迫を加えることを犯罪化すること（第 23 条）。

方向なども模索された。しかし結局、平成 21 年 7 月に廃案となり今日に至っている。⁽⁹⁹⁾

3 反対意見

日本弁護士連合会は、共謀罪の新設に強く反対している。共謀罪を規定した条約 5 条については、「留保又は『対象犯罪を組織的犯罪集団の関与する、越境的な性質を有する犯罪に限定する。』との解釈宣言を行うべきである。」としている。

また、マネー・ローンダリングの前提犯罪の適用範囲拡大についても、拡大があまりに広範であるとして反対している。条約 6 条についても「留保又は『対象犯罪を組織的犯罪集団の関与する、越境的な性質を有する犯罪に限定する。』との解釈宣言を行うべきである。」としている。⁽¹⁰⁰⁾

4 条約締結への動き

外務省は、ホームページの「国際組織犯罪に対する国際社会と日本の取組」の中で、国際組織犯罪防止条約の締結の意義として、「我が国は、これまで国際的な組織犯罪に対処するための国際協力に積極的に参加しており、我が国がこの条約を締結し、深刻化する国際的な組織犯罪に対する国際的な取組において引き続き主導的な役割を果たすことが重要です。

我が国がこの条約を締結することにより、国際社会における法の抜け穴をなくし、また、国際的な組織犯罪の防止のための国際協力を促進することを通じて、深刻化する国際的な組織犯罪に対する国際的な取組の強化に寄与することができると考えています。国際社会からの要請も踏まえ、早期に国際

(99) 法務省 HP 刑事局>過去の国会提出法案

http://moj.go.jp/keiji/keiji12_00029.html

(100) 日本弁護士連合会「国連『越境組織犯罪防止条約』締結にともなう国内法整備に関する意見書」(2003 年 1 月 20 日) 1 頁。

の犯罪防止条約を締結することが、我が国の責務であると考えています。」としている。(101)

平成 26 年 7 月 22 日の閣議後記者会見で、谷垣法務大臣(当時)は、国際組織犯罪防止条約を臨時国会に提出するののかとの記者の質問に対し、「国際組織犯罪防止条約 (パレルモ条約)」を締結することについては、国会の承認も得ているわけです。この条約を締結し、条約上の義務を果たしていくためにも、この法律の整備が必要なことは否定できないわけです。諸外国と協調してテロ対策に当たっていくためには、いつかはやらなければならない課題であることは間違いありません。それから、更に申し上げますと、国際組織犯罪防止条約を締結しなければ、人身取引議定書を締結することもできないというようなこともありまして、国際的にもやらなければならない、担保法を通さなければならないということは事実です。ただ、これは今まで何度か国会に提出しておりますけれども、なかなか難しかったことも事実です。その中には、誤解等も随分あったのではないかと思います。どういうふうにやっていくかというのは相当に慎重にいろいろ考えていかなければなりませんし、まだ何も決定していないという以上は申し上げにくい段階です。」と答えた。(102)

第二節 マネー・ローンダリング罪の成立

1 前提犯罪の本犯者に対するマネー・ローンダリング罪の適用

(1) 前提犯罪が成立する場合

3 章 1 節でみたとおり、組織的犯罪処罰法の立法趣旨は「犯罪収益等が、新たな犯罪等に再投資されることを防止することにある。」とされている。

(101) 前掲注 (97)。

(102) 法務省 HP 記者会見要旨>平成 26 年>法務大臣閣議後記者会見の概要>平成 26 年 7 月 22 日(火) http://www.moj.go.jp/hisho/kouhou/hisho08_00555.html

そして、前提犯罪が拡大されたことに照らし、犯罪収益等が事業活動に投資されることによって、合法的な経済活動に悪影響を及ぼすことをも法益侵害として捉えるようになってきている。

山口厚教授は、「本罪の処罰根拠は、将来の犯罪活動を助長・促進する点、あるいは、合法的な事業活動に投資される弊害であり、それは前提犯罪それ自体とは別個の法益侵害を惹起するものであるということが出来る。前提犯罪の本犯者が、前提犯罪とは別個の法益侵害に該当する行為を行った場合、それは不可罰的事後行為ではなく、前提犯罪とは別個に本罪が成立することになる。」⁽¹⁰³⁾としている。

一方、斉藤豊治教授が指摘するとおり、「財産犯罪による盗品等を財産産犯罪の本犯が隠匿・仮装することは、伝統的には不可罰的事後行為ないし共罰的事後行為として、独立には処罰されてこなかった。

しかし、犯罪収益は、別表に列挙された犯罪『行為』によって生じた収益でありさえすればよいのであり、主体としての組織、行為としての組織性は前提とはされていない。このような立法は、保護法益をあいまいなものとするだけでなく、立法として『過剰な犯罪化』ではないかという疑問を生じさせるだろう。

犯罪収益は、将来の犯罪の発生を助長するものであり、犯罪収益を利用した正当な事業活動への干渉を放置するならば、健全な経済活動にさまざまな悪影響を及ぼす恐れがある。マネー・ローンダリングの処罰の主たる目的は、犯罪収益が将来の犯罪活動の資金源となる悪循環を絶つことであり、その必要性は明らかである。しかし、マネー・ローンダリング処罰の立法や法の運用を急ぐあまり、これまで守られてきた刑事法の人権保障のための基本原則と抵触することがないかどうか、慎重な検討、配慮が必要であろう。」⁽¹⁰⁴⁾との考えもある。

(103) 前掲注(74) 122頁。

(104) 前掲注(75) 120頁。

山口厚教授の述べたとおり、前提犯罪が成立する場合には、前提犯罪の本犯者が、前提犯罪とは別個の法益侵害に該当する行為を行った場合に、前提犯罪とは別個にマネロン罪が成立することになると考える。

それでは、「前提犯罪の本犯者が、前提犯罪とは別個の法益侵害に該当する行為を行った場合」とは、どういった場合であろうか。

3章4節でみた大正生命事件の被疑者は、大正生命に対して、社債の購入を斡旋するように装って、何百億円もの被害をもたらす詐偽を働き、その資金を使って第三者割当てによる新株を買い、大正生命の発行済株式総数1億4185万株の約66.8%の株式を被疑者の支配下に置いた上、大正生命の事業経営を支配する目的で、大正生命の株主総会において、被疑者が、株主としての権限を行使するなどして、自らが代表取締役となって、大正生命を支配しようとしたものである。

このような場合、前提犯罪である刑法246条の詐偽により得た犯罪収益等を用いて、新会社の取締役の選任を行ったことは、別個の法益侵害に該当すると考えられる。

(2) 前提犯罪が成立しない場合

前提犯罪が成立しない場合、または一部しか成立しない場合は、前提犯罪を起訴するか、前提犯罪を起訴せずにマネー・ローンダリング罪で起訴するかは、検察官の裁量によると思料される。

3章7節1でみた「出資法違反を前提犯罪とする場合の立証の程度」でみた事例は、出資法違反の訴因を多数起訴することが困難であったが、多額の現金等がその前提犯罪である出資法違反により得られた犯罪収益等であることを立証して、組織的犯罪処罰法違反で起訴したものであった。

何を出資法違反で起訴し、何をマネー・ローンダリング罪で起訴するかは、検察官の起訴裁量権で判断されるべき事項と思料される。

平成24年3月7日神戸地裁判決は、不正に入手した名義のキャッシュカードを用いて、現金自動払機から現金を引き出したとして、窃盗並びに

組織的犯罪処罰法違反に問われた事案である。弁護人は、本件犯行の一部を窃盗とし、一部を組織的犯罪処罰法とする起訴は、恣意的で、起訴便宜主義、起訴裁量権の範囲を逸脱した違法があるとして、公訴棄却を主張した。これに対し裁判所は検察官の訴因構成には、広範な裁量が認められるとして公訴棄却の主張を退けた事例がある。

判決で「検察官には、公訴提起に当たり、証拠集取等も状況等も踏まえ、訴因をいかに構成するかについて広範な裁量が認められているのであり、弁護人の指摘する事情を踏まえても、本件各公訴提起がその裁量の範囲を逸脱したということとはできない。」とした。

前提犯罪が成立しない場合は、別個の法益侵害に該当する行為がなくても、マネー・ローンダリングに該当する行為、すなわち、組織的処罰法 9 条・10 条・11 条の構成要件を満たす行為があれば、マネー・ローンダリング罪の適用が考えられる。

このようなときは、犯罪収益が新たな犯罪等に再投資される場合はもとより、帰属を仮装する等の隠匿行為等があれば足りると考える。

「組織的犯罪処罰法 10 条 1 項前段は、犯罪収益等の帰属を仮装することが一般的にその捕捉を困難にすることから、その仮装自体をとらえて処罰する趣旨を含む規定であると考えられる。」⁽¹⁰⁵⁾からである。

2 前提犯罪の本犯者以外の者に対するマネー・ローンダリング罪の適用

前提犯罪の本犯者以外の者がマネー・ローンダリング罪に該当する行為を行った場合を検討するにあたり、マネー・ローンダリングの性格を整理しておきたい。

マネー・ローンダリングという概念の発生と発展は、米国の組織犯罪との関いに見出すことができる。1970 年には、組織犯罪規制法は、いわゆる RICO 法 (Racketeer Influenced and Corrupt Organization Act) 等から構成さ

(105) 平成 16 年 6 月 16 日東京高裁判決(東京高裁判決時報刑事 55 巻 1~12 号 47 頁)。

れており、麻薬犯罪組織に対する戦略として、刑罰を重くするとともに、それらの組織に経済的ダメージを与えるため、没収の規定を強化するものであった。

1986年には、米国において、マネー・ローンダリング規制法が制定された。同法は、薬物犯罪組織に金融面での打撃を与えるだけでなく、不法収益を支配しながらも直接不法行為に携わることがないため、従来の犯罪では摘発が困難であった首脳クラスの摘発を可能にした。

米国において、マネー・ローンダリング規制が強調されてきた背景要因について、桐原弘毅氏は、次の点を指摘している。(106)

- ① 暴力だけでなく経済力によって社会に影響を与えるようになった犯罪組織に対する問題認識が生じたこと。
- ② 犯罪組織のトップは不法収益を支配・管理するものの、前提犯罪への直接的関与がほとんどなく従来の犯罪では摘発が困難であることから、その摘発のために不法収益を手にした者を検挙するという発想が生まれたこと。
- ③ 米国におけるマネー・ローンダリングの主なターゲットであるコロンビアのコカイン・カルテルでは、密売部門とは全く別な部門がマネー・ローンダリングを行っているため薬物事犯の取締りだけでは組織の壊滅は不可能であった。そのためマネー・ローンダリングを犯罪化して、これに関与する者を検挙するという法的な仕組みが必要とされたこと。
- ④ キャッシュレス社会である米国では、多額の現金取引はそれ自体で犯罪が疑われるため、密売人等が多額の現金を金融機関に預けようとするときが、マネー・ローンダリング摘発の端緒を得る絶好の機会になること。

この指摘を踏まえると、マネー・ローンダリングの性格として、薬物事犯を行っている密売部門とは別の部門が行なっているマネー・ローンダリングを

(106) 1996年7月開催の警察政策研究センター発足記念フォーラムのパネルディスカッションにおける桐原弘毅氏(当時預金保険機構特別業務部)の発言。「[パネルディスカッションの概要]警察政策研究1号(1997)29頁」。

犯罪化し、これに関与する者を検挙できるようにした法的な仕組みであると言えよう。

したがって、前提犯罪の本犯者以外の者が、マネー・ローンダリング罪に該当する行為を行った場合は、マネー・ローンダリング罪が成立する。

本犯者以外のものが、マネー・ローンダリングの行為だけではなく、前提犯罪にも関与していた場合は、前提犯罪で起訴するのか、マネー・ローンダリング罪で起訴するのかは、検察官の裁量によることになると思料される。

第三節 脱税を前提犯罪とするマネー・ローンダリング罪

1 有識者の見解

我が国において脱税をマネロン罪の前提犯罪とすることに関し、津田尊敬弘氏は、「日本においては、脱税とマネー・ローンダリングは完全に異なる犯罪であるとして扱われてきた。これは、脱税によって支払を免れた金銭については、正当な経済活動から得られた金銭であり、犯罪収益とは言い難いという論理的背景がある。」⁽¹⁰⁷⁾

「検討するに、マネロン罪を設けた趣旨が、不正な資金が他の犯罪に使われるおそれがあることを踏まえれば、税の支払いを免れた金銭も不正資金の流用のおそれという性格を有しているとの意見にも一定の合理性があるように思われる。

もちろん、厳密にいえば、租税債権が消滅するわけではないが、法的に支払を免れるわけではないので、そのことをもって不正資金の流用の可能性がなくなるわけではない。」⁽¹⁰⁸⁾と述べている。

城祐一郎検事は、「なぜ、脱税について、日本では、これを前提犯罪に含めてこなかったのでしょうか。

(107) 前掲注(8) 98頁。

(108) 前掲注(8) 98頁。

最もわかりやすい理由としては、脱税で隠した資金というのは、通常はそれ自体は犯罪で得た金銭ではなく、適法な経済活動で得た金銭であることから、犯罪収益という概念に含まれないという理由である。しかしながら、税務申告をする際に除外して申告し、少なめにしか税金を払わないことから、そこに犯罪が生まれるわけであるが、従来から脱税者の手元にある金銭は適法な状態で手に入ったものであるから、犯罪をしたことによって得たものということにはならないという考え方に基づいたものである。

しかしながら、

- ①FATFの新しい『40の勧告』では、脱税も前提犯罪に含めるべきであると勧告していると読めること
- ②英国、仏国、ベルギー等脱税を前提犯罪に含めている国々も多数あること
- ③国際組織犯罪防止条約で、前提犯罪は長期4年以上の自由刑が規定される犯罪が含まれるべきとされていること
- ④テロ資金対策についてもマネロン捜査の範疇に入れるという動きがあること

などに照らせば、もはや日本でも脱税を前提犯罪に入れないとする理由はないのではないかと思われる。」⁽¹⁰⁹⁾としている。

さらに「三菱会事件のC香港支店の銀行員は、前提犯罪の認識として、脱税による資金であると認識していたと主張したことで無罪とされたものであるが、脱税が前提犯罪に含まれていれば、そもそもこのような主張自体無意味であったわけである。このようなことに照らしても、脱税は前提犯罪に入れられるべきであろう。」⁽¹¹⁰⁾と述べている。

2 前提犯罪(脱税)に対するマネー・ローンダリング罪の適用

次に、脱税を前提犯罪するマネー・ローンダリング罪の成立について、

(109) 前掲注(41) 318頁。

(110) 前掲注(41) 319頁。

- (1)前提犯罪(脱税)の本犯者で、前提犯罪(脱税)が成立する場合
- (2)前提犯罪(脱税)の本犯者で、前提犯罪(脱税)が成立しない場合
- (3)前提犯罪(脱税)の本犯者以外の者
- (4)ほ脱犯以外の脱税等

の場合をそれぞれ検討する。

(1) 前提犯罪(脱税)の本犯者で前提犯罪(脱税)が成立する場合

前提犯罪が脱税の場合であっても、山口厚教授の「前提犯罪が成立する場合には、前提犯罪の本犯者が、前提犯罪とは別個の法益侵害に該当する行為を行った場合に、前提犯罪とは別個にマネロン罪が成立することになると考える。」との見解は同様となろう。

ところで、マネー・ローンダリング罪の「犯罪収益」の隠匿行為と脱税犯の構成要件である「偽りその他不正の行為」は、類似した行為といえる。

このことに関し、城検事は、「脱税捜査で最も重要なことは、『たまり』と呼ばれる隠匿された資産を発見することである。これが見つかれば、その資産形成過程に申告以上の収益が存在したことを強力で推認できるからである。

そして、この脱税の隠匿行為は、まさにマネー・ローンダリングの隠匿と極めて類似している。財産の出所を秘匿し、その後、それを表の金として使えるようにするなど、全く同様の構造を持っているのである。」⁽¹¹¹⁾と述べている。

脱税とマネー・ローンダリング罪が極めて類似していることから、脱税とは別個の法益侵害に該当するマネー・ローンダリングの行為を想定することはたいへん難しい。このことは、脱税が成立する場合には、脱税を前提犯罪とするマネー・ローンダリング罪が新たな犯罪を構成し成立することがほとんどないことを意味する。

このことを別の言い方で説明すれば、法条競合の吸収関係に近いと考えた。板倉宏教授は、「一つの構成要件が、他の構成要件に該当する事実を含んでい

(111) 前掲注(41) 318頁。

ると考えられるため、他の構成要件にあたる事実を別罪としてとりあげない場合を吸収関係という。」⁽¹¹²⁾「たとえば、殺人予備罪を犯した者がその計画の遂行として進んで殺人を犯したとき、殺人罪の構成要件で前者をも包括的に評価することができるようことを法条競合の1つとして吸収関係であるとする。」⁽¹¹³⁾と解説している。

マネー・ローンダリング罪が殺人予備罪にあたり、脱税が殺人罪として法条競合の吸収関係があると言えるのではないかと考えた。

また、平成20年7月3日東京高裁判決(高裁刑事裁判速報集)は、観念的競合の関係に立つ犯罪収益等隠匿と組織的詐欺を一罪となとした判決のように、観念的競合の場合も考えられるだろう。

いずれにしても、脱税が成立する場合には、脱税が脱税を前提犯罪とするマネー・ローンダリング罪を吸収してしまい新たな犯罪としてマネー・ローンダリング罪が別個に成立することはほとんどないと思料される。

(2) 前提犯罪(脱税)の本犯者で前提犯罪が成立しない場合

2節でみたとおり、前提犯罪が成立しない場合、または一部しか成立しない場合は、前提犯罪を起訴するか、前提犯罪を起訴せずにマネー・ローンダリング罪で起訴するかは、検察官の裁量によると思料される。

これを前提犯罪が脱税とすると、脱税で起訴するか、脱税を前提犯罪とするマネー・ローンダリング罪で起訴するかは検察官の裁量によるということになる。

個別犯罪である脱税と脱税を前提犯罪とするマネー・ローンダリング罪との間に差異があるのであろうか。

3章7節1の「出資法違反を前提犯罪とする場合の立証の程度」でみた事例では、出資法違反の訴因を多数起訴することが困難であったが、多額の現金等がその前提犯罪である出資法違反により得られた犯罪収益等であることを立証して、組織的犯罪処罰法違反で起訴したものであった。

(112) 板倉宏『刑法総論』勁草書房(2004年)348頁。

(113) 前掲注(107) 348頁。

出資法違反での起訴が困難であった理由は、構成要件該当性が厳密であり、いつ、どこで当事者の特定のための直接証拠が必要なことであった。一方、マネー・ローンダリング罪であれば、預金口座の入出金や貸付台帳等の間接証拠により立証が可能であった。

つまり、個別犯罪である出資法違反とマネー・ローンダリング罪との間に立証の程度に差異があったため、マネー・ローンダリング罪で起訴するメリットがあったわけである。

個別犯罪である脱税と脱税を前提犯罪とするマネー・ローンダリング罪との間に差異があるか、という点を考えるとともとも脱税では、預金口座の入出金や貸付台帳等のいわば間接証拠による立証などが許容されていることが多く、マネー・ローンダリング罪の立証との間に差異はないと史料された。

そのため、前提犯罪である脱税は成立しないけれども、脱税を前提犯罪とするマネー・ローンダリングであれば成立するというような状況を想定できなかった。

(3) 前提犯罪(脱税)の本犯者以外の者に対するマネー・ローンダリング罪の適用

前節でみたとおり、マネー・ローンダリングの性格として、前提犯罪とは別にマネー・ローンダリングを犯罪化し、これに関与する者を検挙できるようにした法的な仕組みであることを考えると、脱税の本犯者以外の者が、マネー・ローンダリング罪に該当する行為を行った場合は、マネー・ローンダリング罪が成立する。

脱税を前提犯罪とするマネー・ローンダリング罪は、脱税とは別個の罪であり、前提犯罪の成立の有無にかかわらず、マネー・ローンダリング罪は成立する。

なお、本犯者以外のものが、マネー・ローンダリングの行為だけではなく、脱税にも関与していた場合は、脱税の共犯で起訴するのか、マネー・ローンダリング罪で起訴するのかは、検察官の裁量によることになると史料される。

(4) ほ脱犯以外の脱税等

ここまで、「脱税」の用語を用いてきたが、税法では、

- ①ほ脱犯（偽りその他不正の行為により税を免れる罪）
 - ②無申告ほ脱犯（故意に確定申告書を提出しないことにより税を免れる罪）
- を併せて脱税犯と言っている。

また、秩序犯として

- ③単純無申告犯
- ④虚偽記載書類行使・不提出犯
- ⑤法人税申告書署名義務違反
- ⑥職務妨害の罪

がある。

1 節 2 で述べた「犯罪の国際化及び組織化並びに情報処理の高度化に対処するための刑法等の一部を改正する法律案」は、マネー・ロンダリングの前提犯罪を重大な犯罪（長期 4 年以上）に拡大するものである。前提犯罪を長期 4 年以上の重大な犯罪に限定すると考えると長期 1 年である秩序犯は、マネー・ロンダリングの前提犯罪となることはないと考えられる。長期 5 年である「無申告ほ脱犯」については、ほ脱犯とは、構成要件が異なるため別途検討を要する。4 節であらためて取り上げることとしたい。

3 小活

脱税(ほ脱犯)の本犯者に対するマネー・ロンダリング罪の適用については、

- ① 脱税の成立が見込まれる場合は、脱税を前提犯罪とするマネロン罪は脱税に吸収されてしまうため、税務当局が脱税の調査のみを行うこととなる。

その場合、マネー・ロンダリング罪の調査・告発を前提としないことから、マネー・ロンダリング罪を調査・告発するための罰則法とこれに対応する手続法を立法する必要はないこととなる。

結果としては、警察庁が集約・管理している STR が、犯罪収益移転防止法 12 条 1 項の規定により、税関や証取委と同様に税務当局に提供されることになると考えられるため、STR の管理・分析の事務が発生することになる。

- ② 脱税の成立が見込めない場合は、個別犯罪としての脱税(ほ脱犯)とマネー・ローンダリング罪の前提犯罪としての脱税との間に立証の程度の差異はなく、前提犯罪である脱税は成立しないけれども、脱税を前提犯罪とするマネー・ローンダリングであれば成立するというような状況を想定できなかった。

したがって、脱税の成立が見込めない場合は、脱税によっても、またマネー・ローンダリング罪によっても調査・告発ができない、という結果となる。

- ③ 脱税の本犯者以外の者が、マネー・ローンダリング罪に該当する行為を行った場合は、マネー・ローンダリング罪が成立する。

別個の法益侵害に該当する行為がなくても、マネー・ローンダリング罪に該当する行為、すなわち、組織的処罰法 9 条・10 条・11 条の構成要件を満たす行為があれば、マネー・ローンダリング罪の適用が考えられる。

この場合、マネー・ローンダリング罪での立件を前提にマネロン罪の調査・告発をするためには、脱税を前提犯罪とするマネー・ローンダリング罪に特化した罰則法と、これに対応する手続法あるいは国犯法の改正が必要となる。⁽¹¹⁴⁾

脱税を前提犯罪とするマネー・ローンダリング罪に限定すればその犯罪調査は、現在の税務当局の調査ノウハウで対応可能である。また、マ

(114) 岡崎正江「マネー・ローンダリング規制と税務行政」論叢 47 号(2005 年) 269 頁。
「不法利得に関する犯則事件を証拠収集可能な範囲で脱税犯として告発し、これと併せて脱税部分のマネー・ローンダリング罪を告発することが可能と考えられる。このような直接的規制支援の前提として、脱税を前提犯罪とするマネー・ローンダリング罪を特化した罰則法と、これに対応する手続法の制定あるいは国犯法の改正が必要になる。」

マネー・ローンダリング罪の告発に必要な証拠収集も脱税と同程度と考えられる。

次節で税務当局が取り組むべきマネー・ローンダリング罪にどのようなものがあるか検討することとする。

- ④ 無申告ほ脱犯については、長期5年であり、ほ脱犯とは構成要件が異なるためマネー・ローンダリング罪のでの調査・告発について、次節で検討することとする。

第四節 税務当局が取り組むべき脱税を前提犯罪とする マネー・ローンダリング罪の類型

3節で、脱税の本犯者以外の者が、マネー・ローンダリング罪に該当する行為を行った場合にマネー・ローンダリング罪の適用が考えられること及び無申告ほ脱犯について検討を要することを述べた。

この節では、上記2類型について、税務当局が取り組むべきマネー・ローンダリング罪にどのようなものが想定できるか、検討する。

1 脱税の共犯での立件が困難な加担者にマネー・ローンダリング罪を適用

脱税の本犯者以外の者が、マネー・ローンダリング罪に該当する行為を行った場合は、マネー・ローンダリング罪が成立し、マネー・ローンダリングの行為だけではなく、脱税にも関与していた場合は、脱税の共犯で起訴するのか、マネー・ローンダリング罪で起訴するのかは、検察官の裁量によることになると思料されることは、前節で述べた。

この場合、現状では脱税の調査権限のみが与えられている税務当局としては、一義的には脱税の共犯での立件を考え、脱税での立件が困難な場合に、マネー・ローンダリング罪の適用を検討することになる。実際、脱税の共犯の場合には、事前の謀議の立証が必要であり、共犯での立件が困難な場合も少なくない。

そこで1つ目の類型として、脱税の共犯での立件が困難な加担者にマネー・ローンダリング罪を適用すること検討した。

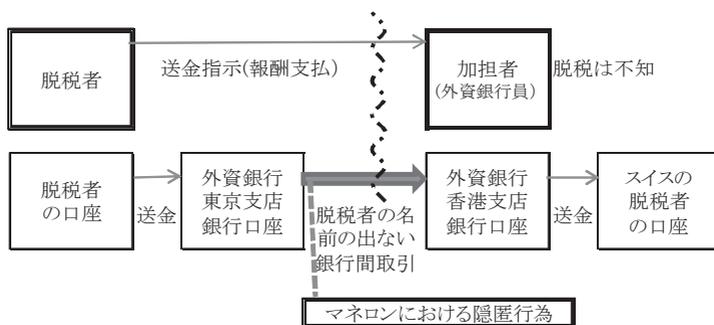
黒い太枠の加担者の右側にいずれも「脱税は不知」とした。これは、脱税については不知であるため、脱税の共犯での立件が困難であるが、何らかの犯罪収益であることは知っており、マネー・ローンダリング罪の適用は可能であるということを表したものである。

(1) 加担者(銀行員)が脱税した資金を隠匿 (組織犯罪処罰法 10 条①適用)

事例の1つめは、3章7節3で取り上げた三菱会事件をやや簡略化したものである。三菱会事件の銀行員は、前提犯罪の認識として、脱税による資金であると認識していたと主張したことで無罪とされたものである。この事例では、逆に加担者である銀行員が、脱税については関与しておらず、前提犯罪の認識として、何らかの「犯罪収益等」に当たることを認識していたにすぎないため、脱税の共犯での立件が困難であり、組織的犯罪処罰法 10 条 1 項の適用を検討するものである。

外資銀行東京支店から香港支店へ「脱税者の名前が出ない銀行間取引」を 10 条 1 項の隠匿行為と認定するものである

i) 加担者(銀行員)が脱税した資金を隠匿 (組織犯罪処罰法 10 条①適用)

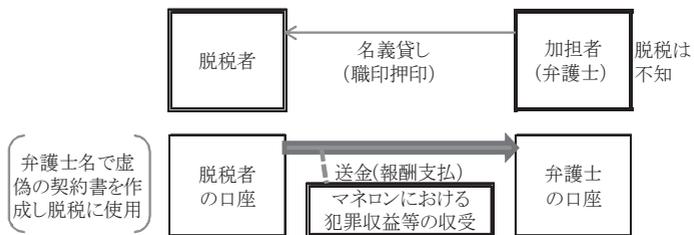


平成 19 年 9 月 12 日大阪高裁判決
 ヤミ金(出資法違反)の事情を知らない銀行員を組処法 10 条①
 違反で立件

(2) 加担者(弁護士)が脱税した資金を受受 (組織的犯罪処罰法 11 条適用)

事例の 2 つめは、3 章 7 節 4 で取り上げた弁護士の事件と同様のものである。弁護士が名義貸しをして、そこからの収益を弁護士口座に入金させたもので、名義貸しをしたのであるから違法行為からの収益であると知りつつ、弁護士口座に送金を受け取ったので、組織的犯罪処罰法 11 条が適用されるものである。

ii) 加担者(弁護士)が脱税した資金を受受 (組織的犯罪処罰法 11 条適用)



(3) 脱税者に譲渡する目的で口座を開設し譲渡 (犯罪収益処罰法 27 条②適用)

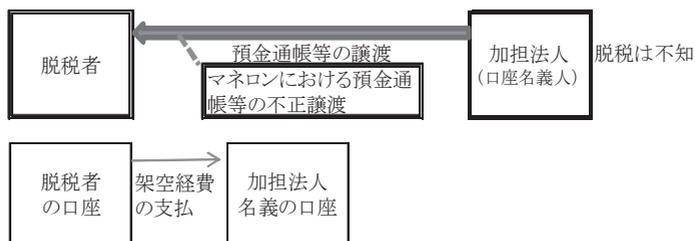
事例の 3 つめは、脱税者のために口座を開設し、預金通帳を譲渡したものであり、脱税の調査では、実務上よくある事例である。

3 章 7 節 2 で取り上げたナイジェリア詐欺事件では、国際的詐欺グループが米国等で小切手詐欺を行い得た資金をマネロン規制の緩い日本の金融

機関で現金化したものであった。前提犯罪が海外の詐欺事件であると考えられたことから組織的犯罪処罰法 10 条①での立件の前に預金通帳の不正譲渡を詐欺として逮捕・起訴し、米国において発生した詐欺事件を解明した後に組織的犯罪処罰法 10 条①で起訴し、通帳詐欺と併せて実刑判決が言い渡されたものであった。

事例は、犯罪収益移転防止法 27 条 2 項違反を適用することから、マネー・ローンダリング罪の一環として取り上げたが、組織的犯罪処罰法とは異なるため、脱税がマネー・ローンダリング罪の前提犯罪となったとしても、税務当局が調査等をするためには実務上検討しなければならない課題が多く残る。

iii) 脱税者に譲渡する目的で口座を開設し譲渡(犯罪収益移転防止法 27 条②適用)



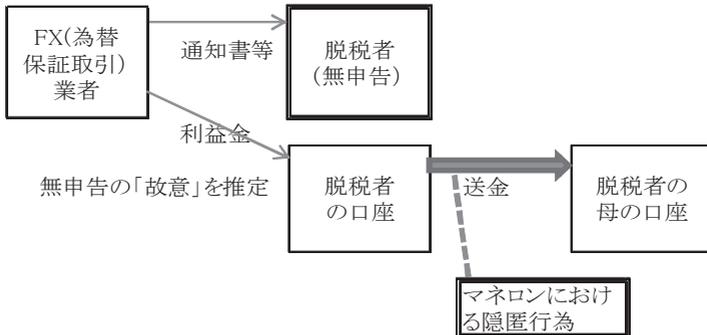
〔平成 14 年 10 月 21 日最高裁判決
第三者に譲渡する目的で口座を開設〕

2 無申告ほ脱犯の「故意」の立証が困難な事案にマネロン罪適用（組織犯罪処罰法10条①適用）

2つめの類型は、無申告ほ脱犯の場合である。ほ脱犯とは異なり、「偽りその他不正の行為」がない場合に適用となる。無申告ほ脱犯の構成要件は、「故意に確定申告書を提出しないことによって税を免れること」であり、「犯罪収益等の隠匿」と類似しているとは言えず、別個のマネー・ローンダリング罪が成立すると考えた。

事例の場合、母の口座への送金が偽りその他不正の行為と認定できればほ脱犯が成立し、無申告の故意が立証できれば無申告ほ脱犯が成立するのですが、どちらも成立せず、無申告の故意が推定でき、かつ、母の口座への送金が組織的犯罪処罰法10条1項の隠匿行為と認定できれば、マネー・ローンダリング罪が成立すると考えた。

理論上は考えられるものの実務的にレアなケースと考えられる。



第五節 結論

上記の2類型（①②）にマネー・ローンダリング罪を適用する場合、

イ 脱税を前提犯罪とするマネー・ローンダリング罪に特化した罰則法とこれに対応する手続法の立法あるいは国犯法を改正して、税務当局がマネー・ローンダリング罪を調査・告発する

ロ 新たな立法や国犯法の改正をせず、税務当局が脱税調査の範囲内で証拠収集しておき、マネー・ローンダリング罪の立件をするかどうかは、脱税者本人を告発した後に検察に判断してもらう

の2つの方法が考えられるが、実際には税務当局は、1つめの類型では、脱税の共犯での立件を、2つめの類型では、ほ脱犯あるいは無申告ほ脱犯での立件を一義的に考えるので、脱税での立件は難しいがマネー・ローンダリング罪でなら立件可能というような隙間にあたるような上記の事案は極めてまれである。

そのため、現時点では、新たな立法等をして税務当局が脱税を前提犯罪とするマネー・ローンダリング罪を直接に調査・告発する必要性は小さいと考えた。

以上の考察を踏まえれば、結論としては、税務当局による脱税を前提犯罪とするマネー・ローンダリング罪の調査・告発は、脱税の共犯での立件が困難な加担者に脱税を前提犯罪とするマネー・ローンダリング罪を適用する等、限定的な場合であり、その調査は、税務当局が脱税調査の範囲で行い、立件については、脱税者本人を告発した後に検察に判断してもらうことで対応可能と判断した。

おわりに

本稿では、税務当局が取り組むべき脱税を前提犯罪とするマネー・ローンダリング罪を中心に検討してきた。

そして、「脱税を前提犯罪とする」マネー・ローンダリング罪は、3節2で検討したとおり、マネー・ローンダリング罪の「犯罪収益の隠匿」行為と脱税の「偽りその他不正の行為」は、類似しており、新たな犯罪を構成せずに、脱税に吸収されると考えた。

マネー・ローンダリング罪の適用がその威力を発揮するのは、3節の3で検討したように、前提犯罪の行為者とマネー・ローンダリング罪の行為者が異なる場合である。前提犯罪での立件が難しくても、犯罪収益の隠匿の部分をつまえて、マネー・ローンダリング罪での立件が可能になるからである。

したがって、通常、脱税とマネー・ローンダリング罪を論ずるのは、ヤミ金(出資法違反)やカジノ(賭博罪)等のいわゆる不法利得を前提犯罪とするマネー・ローンダリング罪とその不法利得の所得を申告しない無申告等による脱税のことが多い。

こうした例えば、出資法違反、出資法違反を前提犯罪とする組織的犯罪処罰法違反及び法人税法違反といった併合罪の事案は、現在でも検察・警察と税務当局の協力の下、合同調査等により調査・立件が行なわれている。

1998年のG7バーミンガム蔵相会議の宣言文において、①STRは、税犯罪が関係していてもその適用を免れないこと、②マネー・ローンダリング対策機関は、自国の法制が許す最大限の範囲内で、STR情報を税務当局に提出することが盛り込まれている。

国際的な場で、マネー・ローンダリングと脱税が語られる場合は、この脱税であることを理由にマネー・ローンダリングの適用の例外をつくらないようにすること及び税務当局がマネー・ローンダリング等の金融犯罪捜査への参加を奨励するものであることが多い。

脱税を前提犯罪とするマネー・ローンダリングの適用自体が問題になるこ

とは少ないし、実際に諸外国においても脱税のみを前提犯罪とする適用事例はほとんど見当たらなかった。

広大なマネー・ローンダリング罪の領域の中で、対象を「脱税を前提犯罪とする」マネー・ローンダリング罪という極めて限定的な場合に絞ったため、不法利得と脱税というまさに税務当局が取り組むべきマネー・ローンダリング罪にほとんど言及できなかった。他犯罪と脱税が併合罪になるような場合、現状において問題がないわけではない。

そういった問題を解決するためには、OECDの租税犯罪フォーラムが強調する警察・税務当局の協力による政府一体のアプローチ等が参考になる。諸外国において、異なる政府機関での情報共有と守秘義務との問題をどのように解決しているのか、他省庁間でマルチタスクによる合同調査を実現するためには、どういった制度、手続法等が必要か、等を詳細に検討することが必要になる。今後の課題としたい。

OECDの租税犯罪フォーラムが強調する警察・税務当局の協力による政府一体のアプローチは、金融犯罪・テロ資金対策に税務当局が積極的に参加することを求めるものである。不正な資金の流れに着目する『Follow the money』を重視した『金融捜査』が、欧米で急速に拡大している。FIUのもつSTR情報、警察のもつ犯罪情報、税務当局のもつ申告情報を有効に活用して金融犯罪に対抗していこうという試みである。

一方、IRS-CIは、脱税取締りに関する権限を唯一持つ機関という点から、ウェブスター委員会により、租税関連犯罪以外の犯罪をも対象とする捜査業務の現状について、本来的な使命への回帰を促された。

こうしたことから、財務省設置法19条「内国税の適正かつ公平な賦課及び徴収の実現、酒税業の健全な発達及び税理士業の適正な運営の確保を図ること」と定める国税庁の任務を踏まえ、税務行政の目的においてマネー・ローンダリング規制がどのように位置づけられるのか十分な検討が必要と考える。

なお、「マネー・ローンダリングは進行中の脱税である」と述べられ、はやい段階からマネー・ローンダリングと脱税との関係を強調しておられた本庄資教授の著書・講演の聴講及びご意見を拝聴させていただくことなどにより、本研究の問題意識が更に強められたことを最後に記したい。

資料1

脱税のマネー・ロンダリング前提犯罪化の動き

国際的な動き	日本国内の動き
<p>1998年5月 G7ロンドン蔵相会議の宣言文で、税関連犯罪に効果的に対処するためにマネロン対策機関が協力することが奨励。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・疑わしい取引の報告義務は、税犯罪が関係していたとしても適用を免れない ・マネロン対策当局は、自国の法制が許す最大限の範囲で疑わしい取引の報告を税務当局等に提出する 	
<p>2000年11月 国連総会で「国際組織犯罪防止条約(パレルモ条約)」採択。</p> <p>重大な犯罪を前提としたマネロンの犯罪化、金融情報機関(FIU)の設置の奨励などが規定された。</p> <p>「重大な犯罪」を長期4年以上の刑を科すことができる犯罪としている。</p>	<p>平成15年5月 「国際組織犯罪防止条約」を国会で承認。</p> <p>平成16年2月 「犯罪の国際化及び組織化並びに情報処理の高度化に対処するための刑法等の一部を改正する法律案」提出→平成17年8月廃案。</p> <p>平成17年10月 再提出・修正案→平成21年7月廃案。</p>
<p>2007年9月 OECD租税委員会第8作業部会「マネロン当局によって集められた情報の税務当局の利用(①)」公表。</p>	
<p>2009年9月 G20ピッツバーグ・サミットの成果文書において「脱税の前提犯罪化」に言及した。</p> <p>FATFは、第4次相互審査の準備としてその勧告のいくつかについて検討するべきである。検討するべきとして挙げられた論点には、顧客管理、法執行、資産の真の受益者、国際協力、そして、<u>税犯罪をマネー・ロンダリングの前提犯罪とすべきか否か</u>、が含まれている。</p>	
<p>2010年10月 OECD租税委員会「税務当局と司法機関が重大な犯罪との戦いのために協力を促進する会議」による勧告</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 税務当局がマネロンやテロ資金供与の報告することを容易にする立法措置等を行う 2. 税務当局がマネロンやテロ資金供与などの事項につき、他の法執行機関及び司法当局と共有することを認める。 <p>「税務調査官のためのマネロン把握ハンドブック(②)」公表</p>	
<p>2011年3月 オスローで「第1回租税犯罪国際フォーラム」開催。</p> <p>フォーラムの目的は、金融犯罪に対抗するために異なる政府組織が協力して『政府全体(whole-of-government)』のアプローチを効果的に使う手段を探ること。異なる政府当局の協力と情報の共有化が強調された。</p>	
<p>2012年2月 FATF「40の勧告」及び「9の特別勧告」を一本化、新「40の勧告」の改訂。</p> <p>第3次相互審査を通じて、税犯罪とマネロンが密接に関連していることが明らかになったことから、税犯罪により生じた収益に対するマネロン行為についても犯罪の対象とすることを求めることとなった。</p> <p>解釈ノートの用語集の「<u>指定された犯罪類型</u>」の中に税犯罪(Tax Crime)が加えられ、<u>脱税が前提犯罪に含まれることが明示された。</u></p>	
<p>2012年6月 ローマで「第2回租税犯罪国際フォーラム」開催</p> <p>「租税犯罪と他の金融犯罪と闘うための当局間の効果的な協力(ローマレポート) (③)」を公表。</p>	
<p>2013年11月 イスタンブールで「第3回租税犯罪国際フォーラム」開催。</p> <p>「租税犯罪と他の金融犯罪と闘うための当局間の効果的な協力(ローマレポート)第2版(④)」を公表。</p> <p>同会場で、「第1回 査察部課長会合(OECD FORUM OF HEADS OF TAX CRIME INVESTIGATION)」開催。</p>	<p>平成26年6月 FATFは、日本に対し、「マネロン及びテロ資金供与対策について、必要な国際基準を満たしていない」として迅速な対応を要請する声明文を公表した。</p>
<p>2014年6月 ローマに「租税犯罪捜査の国際アカデミー」設立。</p>	
<p>2014年9月 ハーグ・OECD・EUROPOLE共催「第2回査察部課長会合」</p>	
<p>2015年9月 「第4回租税犯罪国際フォーラム」</p> <p>「第3回査察部課長会合」開催予定。</p>	

① OECD「Access for Tax Authorities to Information Gathered by Anti-Money Laundering Authorities」

② OECD「Money Laundering Awareness Handbook for Tax Examiners and Tax Auditors」

③ OECD「Effective Inter-Agency Co-operation in Fighting Tax Crimes and Other Financial Crimes」

④ OECD「Effective Inter-Agency Co-operation in Fighting Tax Crimes and Other Financial Crimes Second Edition」

マネー・ローンダリングの調査を担当する当局

資料2

国名	租税犯をカバーしているか	マネロンの調査で主要な責任を負う政府の組織はどこか、その役割は何か	区分	税務当局が、税金関係の犯罪に関係するかもしれないマネロン調査に参加できるか、もしそうならどのように、参加に具体的な法律の根拠があるか。
アルゼンチン	○	金融報告部は、STRを調査することを担当する	警察	× 共同調査はできない。
オーストリア	○	Geldwaschemestelleはマネロン調査のための専門的ユニットとして設置された。連邦内務省内の犯罪情報局CISAの一部	警察	× 共同調査はできない。
オーストラリア	×	連邦警察、犯罪委員会、AFPIは犯罪取締、ACCIはマネロン調査のための複数の当局のタスクフォース。必要な時は、ATOは連邦警察、犯罪委員会、マネロン調査に関連する他の当局に参加する。	複数の当局	共同調査 委員会の法的な権限により、徴税の責務が免除され他の機関と参加する法的根拠がある。FTR法はAUSTRAC長官と税務長官の覚書(MOU)による。
ベルギー	○	経済金融管理中央室は、経済・金融・重大財政侵害と戦う警察局、マネロン・インサイダーを含む。検察官の下で警察。	警察	× 2002年末以来、税務職員は、警察官としての法的権限を持っている。一時配置の間、税務当局に情報を連絡できない。
カナダ	×	RCMPは、マネロン調査に責任のある警察機関、RCMPの下、13のユニットがありマネロンを含む犯罪捜査を担当している。地方警察、検察官、歳入庁、裁判計課と協力して担当する。	警察	共同調査 カナダでは、税務当局が犯罪捜査のために専門知識を使ってマネロン調査を支援することが許されている。税務当局の支援は、犯罪収益を追い没収する。
チェコ共和国	○	財務省の金融分析部と別には、警察の機関として贈収贈と主要経済犯罪と闘う警察局があり、マネロンを担当している。	警察	共同調査 税務当局は、脱税に関係するかもしれないマネロン調査に参加する。
デンマーク	×	マネロンは通常警察が組織する。そのうちいくつかの事件は重大経済犯罪の検察官が、検察の下にマネロン事務局を置く。	警察	共同調査 税務当局は、専門知識が必要であれば調査に参加する。他の場合は情報が連絡される。法的根拠はない。
フィンランド	○	マネロン室、STRの情報で警察調査(情報局面)が開始される。し、公判前で原告に税務当局が含まれていれば情報は関係者に配られる。	警察	共同調査 税務当局がその事件の原告の地位にあるときは、マネロン当局は公判前の調査の情報を渡して協力する。
フランス	○	TRACFIN、司法当局と司法警察がマネロンと戦う担当である	警察	× TRACFINは得た情報はマネロンと戦うために使われるだけで他の目的には使えない。
ドイツ	○	銀行、保険、金融サービス等を監督する機関は、犯罪調査の権限はない。マネロン調査は検察官事務所と警察局が担当	警察	共同調査 特定の事件で警察と税務当局が共同活動する。しかし、マネロン事件が刑事訴訟手続になっているれば税務当局は知られるだけの規則となっている。
ギリシャ	×	STRから得た情報は、金融犯罪捜査委員会によって維持される。情報が検察官に提出されれば、検察官はこの情報を税務当局に提供することを決める権限がある。	検察	× ギリシャでは、税務当局がマネロン調査に参加することは許されない。
ハンガリー	○	国家警察本部で組織犯罪を行う金融経済犯罪室が担当。検察の要求により税務当局の情報提供を要求できる。	警察	× ハンガリーでは、税務当局がマネロン調査をずする警察に参加することは許されない。
アイルランド	○	GBFI、1996年に設立された犯罪財産局に税務当局、社会福祉局、警察が職員を配置している。	警察	共同調査 1996年に設立された犯罪財産局に税務当局、社会福祉当局、警察が職員を配置している。
イタリア	○	財務大臣の下で事務長である財務警察の特別チームである反マネー捜査局と特別責任警察が担当。	財務警察	× 財務警察は、犯罪警察と税金警察を調査する
日本	×	検察官、検察事務官、警察、麻薬管理官がマネロン調査の責任がある。当局は個々の司法権に基づき調査を実施する	警察主体	× 日本では、税務当局がマネロン調査に参加することが許されていない。しかし警察から提供された情報で独立した税務調査が始まるだろう。
韓国	○	最高公共検察官室と国家警察局	警察	共同調査 韓国では、要請によって税務当局は、税金関連のマネロン事件に参加できる。
ルクセンブルク	×	マネロン庁の責任の下で司法警察の組織犯罪課がマネロン違反の調査を実施する。	警察	× ルクセンブルクでは、共同活動に法律に根拠がなく、税務当局はマネロン調査に参加しない。
メキシコ	○	金融・信用事務局内の金融情報部の取引調査指揮者に責任がある。	検察	共同調査 連邦検察官が有罪の強い疑いを報告すると財政信用事務局が口座、財産を調べマネロンの要素があれば告発する。
オランダ	○	FIJNLがSTRを分析し、重大な財政犯罪であれば検察官と警察に知らせられる。刑事事件の結算後に課税のために、財務情報調査局-検査局に連絡される。	警察主体	共同調査 税務行政の一部であるFIOD-ECDが税金関連のマネロン調査に参加する。警察はFIOD-ECDには情報を提供できるが税務当局にはできない。
ニュージーランド	×	警察、重大詐欺室	警察	× 内閣歳入庁は、秘密規定のため他の機関と共同の調査に参加できない。しかし、独立した税務調査ができる
ノルウェー	○	経済環境犯罪の調査と起訴当局がマネロンの調査を行う。一部は自身で起訴し、大部分は地方警察、起訴当局に送る。	警察	× 法律の根拠はない。警察と税務当局は個々の事件(懲役の月以上)で情報を共有する。
ポーランド	×	マネロン調査の責任者は検察官である。その調査に警察を巻き込むことができる。	検察	× ポーランドでは、税務当局がマネロン調査に参加することが許されない。
ポルトガル	×	司法警察-贈収贈、金融詐偽と戦う部門がある。この部門が情報収集し、問い合わせ、調査を行う。	警察	共同調査 ポルトガルでは、公共省の要請があれば(例えば税務調査が必要)共同調査が可能である。
スペイン	○	保安省の調査部が責任を持つ。司法警察は特別ユニットをつくり調査を行う。	警察	共同調査 FSGがマネロン調査中に税金犯罪を認知すれば司法当局に連絡する。検察官は税務当局に職を要請する。
スウェーデン	○	犯罪捜査部金融課。金融課は調査に参加せず、重要な情報は警察部に渡される。	警察	共同調査 司法手続規則により、検察官は予備的調査を始めたとき税務当局に支援を要請できる。
スロバキア	×	警察、検察、法廷、最高監督事務所が当局である。刑法252条にしたがって犯罪収益の事件を含む全ての犯罪に責任がある	警察	共同調査 警察権限No.171/1993のpar.29aで税務当局は、警察が協力をすることを決定すれば、税金関連のマネロン調査に参加できる。
スイス	×	STRを開発する州に送り、州の当局が起訴を行う。将来、連邦レベルに集中される計画がある。	州の検察	× スイスでは、共同調査の法律が全くない。
トルコ	○	MASAKは調整を行う。マネロンの調査は財務省と他の省とで行う。犯罪法No.5237/2019案により検察官に報告する	財務省主体	共同調査 税務調査は、税手続法135条が規定する指定された職員だけができる。税務当局はマネロン調査に参加できる。
英国	○	2002犯罪手続法が「適切な職員(Appropriate officers)」が調査できる。適切な職員は、警察・歳入庁職員、「派遣された」金融調査官(例えば警察の民間スタッフ)。	警察主体	共同調査 租税犯罪に関連するマネロン調査のために警察は、歳入関庁の職員を要請し、共同調査では、歳入関庁の職員が集めた機密も歳入関庁の証拠として直接使えず、情報開示が禁止される。
米国	×	米国では、マネロン調査は特定の警察機関に割り当てられない。複数の当局で共有される。例えばFBIは、SEC、税関、移民局等と調査することに責任を持つ。	複数の当局	共同調査 米国では、そのような参加に法律の根拠はないが、法執行機関の長年の関係で、適切なときに共同調査を実施してきた。

疑わしい取引の届出(STR)の利用

資料3

	疑わしい取引を提出する人・組織は誰か	管轄する機関	税務当局による疑わしい取引の届出の利用 ・集中的DBにアクセスできるか ・情報にアクセスできるか ・税務当局による使用に制限があるか (例えば、租税犯罪の追跡のために限定)	反マネロン当局から税務当局への情報の問題 ・自発的に、または、税務当局の特定の情報の要求に従って提供するのか ・提供することの決定はどのようにされるか、ガイドラインがあるか
アルゼンチン	宝石・美術品等ディーラー、公証人	金融報告部	税務当局は全く利用できない	税務当局は全く利用できない
オーストリア	競売人、宝石・金属・美術品ディーラー	取引報告・分析センター	税務当局は全く利用できない(開税許偽・開税脱税を除く)	税務当局は全く利用できない、開税許偽・開税脱税に関連する情報は財務当局に渡す。
オーストラリア	—	マネロン部・犯罪情報局	ATOが直接DBにアクセスできる。FTR法とAUSTRAC長官と税務長官の覚書による。税務当局による使用に制限はない	直接アクセスのため問題なし
ベルギー	—	CTIF	厳密な制限のもとで利用できる	重大で計画的な租税許偽に関連する情報は司法当局と財務省に知らせる
カナダ	—	金融取引報告分析センター	厳密な制限のもとで利用できる	マネロンと脱税に関連しているという合理的な根拠があれば情報を提供する。
チェコ共和国	—	金融庁 金融分析局	税務当局は全く利用できない	税務当局は全く利用できない
デンマーク	—	マネロン庁	厳密な制限のもとで利用できる	マネロン事務局又は地方警察はSTRを税務当局に知らせる。当局間で情報交換できる。
フィンランド	—	国家投資局 マネロン室	厳密な制限のもとで利用できる	STR情報はマネロンと戦うためにだけ使える。裁判前調査で原告であれば情報が配られる
フランス	宝石・金属・美術品・骨董品ディーラー	経済金融産業省特別局	厳密な制限のもとで利用できる	マネロンと戦う司法当局等は、財務調査のためにどんな情報でも知らせることができる。但ではマネロン違反は租税犯罪に罪ならない
ドイツ	カジノ、損害保険、弁護士・会計士・公証人・税理士・不動産業者・信託業者	法執行当局	厳密な制限のもとで利用できる	公判開始後、裁判記録に基づく事実が知られる。課税にも犯則にも使える。
ギリシャ	—	金融犯罪捜査委員会	厳密な制限のもとで利用できる	検察官は必要と判断したときに税務当局に情報を提供する権限を有している。
ハンガリー	—	国家警察本部	税務当局は全く利用できない	警察本部は、他の犯罪によって開始された刑事手続にSTRの情報を提供する。
アイルランド	—	マネロン部	2003年5月から警察に加えて歳入委員会に直接報告される	2003年5月から直接アクセスのため問題なし
イタリア	骨董品・競売・美術品業者	為替局	税務当局は全く利用できない(反マネロンの調査権限がある財務警察を除く)	STR自身は秘密である。UIFが分析した後に、担当する調査機関にのみ開示される。
日本	—	金融機関監督の金融犯罪調査部	税務当局は全く利用できない	STR情報は、JAFICの集中化したDBで維持される。税務当局に提供されない。
韓国	クレジット保証会社、新しいテクノロジーの投資会社等	金融情報部	厳密な制限のもとで利用できる	STR情報は、KoFICの集中化したDBで維持される。税務当局に提供する権限がある。
ルクセンブルク	—	マネロン庁	税務当局は全く利用できない	税務当局は全く利用できない
メキシコ	—	金融・信用情報局	厳密な制限のもとで利用できる	連邦検察官から財務当局にマネロン調査の報告書が提供される。
オランダ	宝石・金属・高級車・船等のディーラー、弁護士・公証人・不動産業者	金融情報部	厳密な制限のもとで利用できる	厳格な条件、または司法・法執行機関を通じた間接的にSTRを利用できる
ニュージーランド	—	金融捜査部	厳密な制限のもとで利用できる	1994年税務運営法に基づき、警察から財務当局に手渡している。
ノルウェー	電子マネー会社、年金資金、郵便、会計士、不動産業者、弁護士等	経済・環境犯罪捜査当局	厳密な制限のもとで利用できる	厳格な条件、または司法・法執行機関を通じた間接的にSTRを利用できる
ポーランド	カジノ、弁護士、税理士、競売場、貴重品ディーラー、不動産業者	検察、金融情報一般調査部	厳密な制限のもとで利用できる	金融情報部(GIFD)、財政管理長官等の要求に基づいて、情報を提供する。
ポルトガル	—	法務省	厳密な制限のもとで利用できる	司法の権威の証明書を通じてのみ入手が可能。租税犯罪の追跡にのみ使うことができる。
スペイン	カジノ、不動産業者、会計士、税理士、弁護士、宝石・金属業者	マネロン委員会特別部	厳密な制限のもとで利用できる	スペインでは税務当局へ渡すことについての規定がない。税関連のデータを伝えている。
スウェーデン	—	犯罪捜査部金融課	厳密な制限のもとで利用できる	金融部は、税務当局の情報を渡す。(渡す前に素材を確認しなければならない)
スロバキア	—	金融情報部	厳密な制限のもとで利用できる	スロバキアでは、税務当局は租税犯罪を調査しない。課税でSTRを利用する権限がある
スイス	—	マネロン報告事務所	厳密な制限のもとで利用できる	相互支援に規定されている租税犯は、法廷を通じて間接的に情報を入手できる。
トルコ	スポーツクラブ	MASAK	厳密な制限のもとで利用できる	租税犯罪に関連するマネロン犯の情報は、MASAKの判断で税務当局に連絡する。
英国	法律顧問、会計士、税理士、破産管理人、カジノ、不動産業者、ディーラー	金融情報部・重大組織犯罪罪局	英国歳入関税局の職員(SOCAIによって配置)が重大組織犯罪罪局のDB(ELMER)の限定されたバージョンを利用できる	英国歳入庁は重大組織犯罪罪局に派遣している職員を通じて情報に無制限にアクセスできる。(重大組織犯罪と警察法2005)
米国	—	FinCEN	IRS-CI及び関税局はFinCENのDBにアクセスできる。課税調査のためではなく、特定の調査に関してアクセスできる。	直接アクセスのため問題なし

(1)米国型(税務当局主導)

STR情報の収集		STRのDB管理・分析		マネー・ロンダリング捜査	
FRB FDIC OCCO通員監督局	銀行等 金融機関	金融犯罪取締ネットワーク局 FinCEN 職員約290人①麻薬取締局②FBI ③入国・税関取締局④税関・国境警備局 ⑤IRS-CI⑥郵政公社検査部門 IRSのデトロイトコンピューターセンターでDB管理。 疑わしい取引届出分析チーム IRS-CI・FBI等の連邦法執行機関及び州・地方法執行機関の捜査官 ・分析結果は、各執行機関で共有		マネー・ロンダリング捜査は、基本的に大陪審捜査(Grand Jury Investigation) IRS-CI特別捜査官は、検察官の支援活動 罰則付召喚状が使われ、合同捜査も頻繁に行われる	
SEC CFTC商品先物委員会	証券・商品 先物取引	銀行秘密法違反の調査		テロ資金捜査	
IRS-SB/SE 小規模企業・個人 事業部門	現金商売・カジノ等 (判定に多大な事務量・専属職員180名が3000件の個別指導)	金融犯罪タスクフォース FCTF IRS-CIと地方法執行当局で150以上のTF TF職員(約350人)はIRS-CIの指示の下、マネロンやBSA違反を調査する権限が与えられている		テロ資金捜査は主としてFBI	
IRS-TE/GE NPOの認定審査 部門	免税団体・政府 関係機関・NPO 法人等				

(2)英国型(警察当局主導)

重大組織犯罪局(SOCA) (約4500人) 重大組織犯罪と警察法2005に基づく警察機関。情報志向の機関であるが、法執行機関としての権限も兼ね備えている。秘匿義務よりも犯罪予防が優先されるため、情報の共有化が許されている。介入局(特定資金情報部)・執行局(情報局)・法人サービス局の4局がある。		警察 主力となる捜査対象は、プロのマネーロンダラー。犯罪組織の構成員というより雇われて組織のためにマネロン活動をしている。租税犯罪に関連するマネロン調査のため警察は、歳入税関庁の職員を要請できる。共同調査では、歳入税関庁の職員が集めた機密も歳入税関庁の証拠としては直接使えない。情報開示が禁止される。	
特定資金情報部 (約200人うち税務当局職員50人) STR情報の収集 STRに関するチーム STRの受理・データベースの管理 年間約25万件 金融機関 75% 歳入税関庁 15% 会計士 5% 弁護士3%		STRの分析 情報の分析に関するチーム 情報を、必要なし・妥当・よい情報・非常に重要な情報の4つに分類 財産回復局の情報を参照できるし、犯罪調査が始まったら、民事の回復や税務調査の情報を要求する	
同意に関するチーム STRの報告者は、今後も取引を続けてよいかの同意をとりつける		国際関係のチーム エグモント・グループ・ユーロポール・インターポール等との情報交換	
対話に関するチーム 報告対象機関や法執行機関と話しあう 法執行機関の不適切な取扱いに対応		テロ資金関係のチーム	
		税務当局 (歳入税関庁HMRC) STRの収集 特定資金情報部に職員派遣 共同調査に参加	

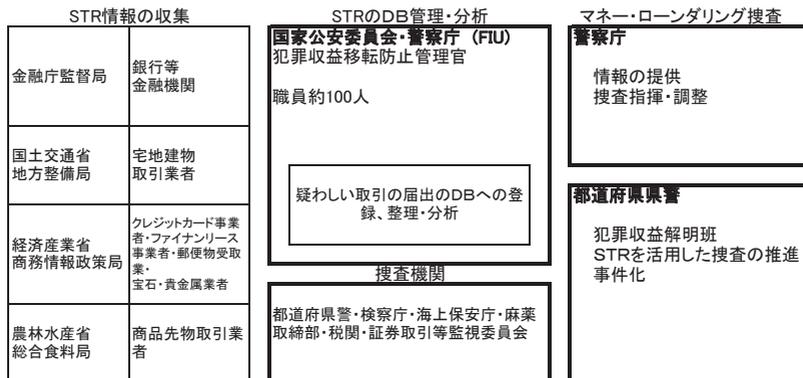
(3)オーストラリア型(マルチタスクフォース)

2004年に犯罪捜査局が、国税庁からの要請により、スイス等の海外取引を利用したタックススキームの捜査をしたところ、多額の脱税や租税回避、還付金詐偽が発覚し、豪州の金融制度が脅威にさらされていることが明らかになった。この状況に対して、豪州政府は、政府全体の取組として約3億ドルの予算措置を脱税、税関、租税回避及びマネロンなどの不正行為やその促進を防ぐことによって、豪州の金融制度の規範を保持することである。

取引報告分析センター(AUSTRAC)		連邦警察	
STR情報の収集		マネロン(刑事罰)の捜査	
金融機関等	職員約190名 連邦警察 犯罪捜査局 検察庁 法務長官府 証券投資委員会 国税庁 税関等	犯罪捜査局 マネロン(行政罰)の調査	
カジノ等			
貴金属商等		国税庁(ATO) 徴税の責務が免除された他の機関とマネロン業務に参加する法的権限がある。	
弁護士など			
DBの管理・情報分析			
集中的DB 金融取引報告法により、厳密な機密規定がある。		国税庁が直接DBにアクセスできる。 金融取引報告法とAUSTRAC長官と国税庁長官の覚書(MOU)による。 税務当局による使用に制限はない。	

資料5

わが国のマネロン対策



疑わしい取引の届出 (STR) 受案件数

	平成22年		平成23年		平成24年		平成25年		平成26年	
	件数	%								
金融機関等	292,529	99	334,903	99	360,513	99	344,147	98	366,779	97
ファイナンスリース事業者	83	0	45	0	109	0	62	0	86	0
クレジットカード事業者	1,617	1	2,350	1	3,664	1	5,086	2	10,608	2
宅地建物取引業者	21	0	5	0	10	0	1	0	1	0
宝石・貴金属業者	19	0	4	0	28	0	7	0	5	0
郵便受取業	36	0	34	0	42	0	57	0	34	0
合計	294,305	100	337,341	100	364,366	100	349,361	100	377,513	100

組織的犯罪処罰法に係るマネロン事犯検挙件数

	平成22年		平成23年		平成24年		平成25年		平成26年	
	件数	内暴								
法人等経営支配(9条)	1	0	1	0	0	0	2	0	1	1
犯罪収益等隠匿(10条)	139	46	150	43	158	27	171	35	180	26
犯罪収益等收受(11条)	65	44	92	38	80	28	99	40	112	28
合計	205	90	243	81	238	55	238	75	293	55

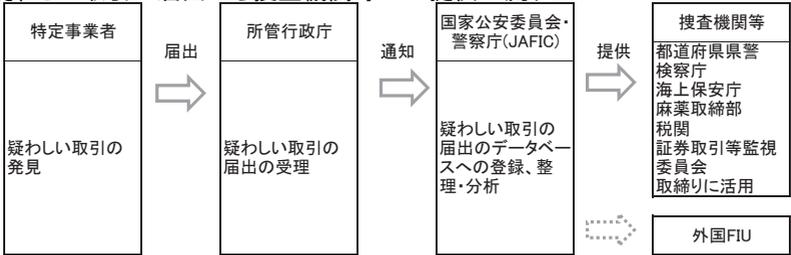
麻薬特例法に係るマネロン事犯検挙件数

	平成22年		平成23年		平成24年		平成25年		平成26年	
	件数	内暴								
薬物犯罪収益等隠匿(6条)	8	4	8	3	8	2	6	6	5	3
薬物犯罪収益等收受(7条)	1	1	0	0	3	2	4	4	2	2
合計	9	5	8	3	11	4	10	10	7	5

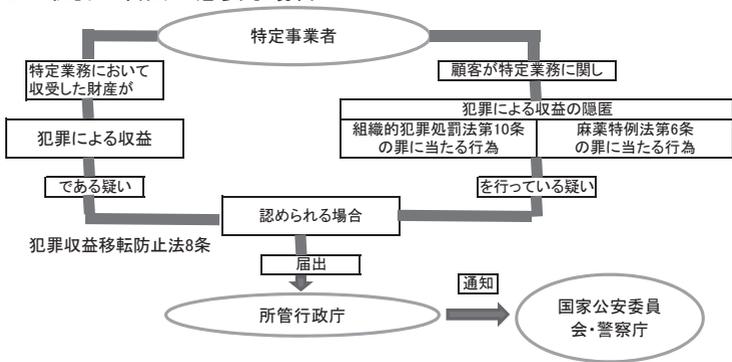
犯罪収益移転防止法に係る罰則の適用状況

区分	年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
預貯金通帳等の譲渡等(業)		30	18	32	18	19
預貯金通帳等の譲渡等(非業)		727	1,221	1,487	1,570	1,584
勧誘・誘引		8	22	24	17	14
為替取引カード等の譲渡等		0	0	0	0	33
その他		0	0	1	0	1
合計		765	1,261	1,544	1,605	1,651

疑わしい取引の届出から捜査機関等への提供の流れ



疑わしい取引の届出が必要な場合



資料7

出資法違反を前提犯罪とするマネロン罪(平成23年3月3日山形地裁判決)

出資法違反

被害者
延18,000人
(全国)
利益合計
約4億円

平成21～22年分

うち立件
被害者12人
元利合計
231万円

溜まり4,900万円を全
額没収するためには
6,000万円以上のマ
ネロン罪の立件が必

たまり

現金 3,225万円
ボルシェ 693万円
借名預金残高 232万円

マネロン罪

平成18～22年分

借名口座と顧客台帳
(顧客ごとに住所、氏名、生年月日、電話番号、貸
付担当者、貸付日、利息返済日、元本返済日)
を精査し、
約7,500万円のマネロン罪を起訴

判決

被疑者A 懲役4年 罰金1,500万円
被疑者B 懲役3年2月 罰金1,000万円
附加刑として追徴7,000万円

※雲野晴久『組織的犯罪処罰法のいわゆるマネロン罪を立件する範囲について』『捜査研究2013. 8月』

ナイジェリア詐欺事件(平成20年2月14日さいたま地裁判決)

日本

ナイジェリア国籍の男

↓口座開設依頼

日本人5名
(各月30万円)
約30口座
入籍約8.6億円

米国・カナダ

小切手詐偽

○海外で発生した詐偽を同法にいう「前提犯罪」と認定でき
るか

○行員の送金理由の電話質問に「車の部品代」などと正当
な業務収益である旨虚偽を申し向ける行為が「犯罪収益の
收受、仮装・隠蔽」に当たるか

通帳詐欺事実

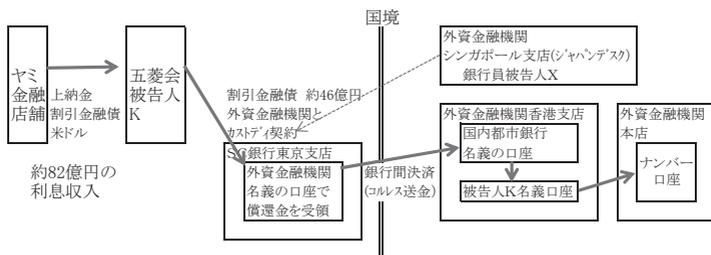
金融機関が定める「普通預金規定」で、通帳は譲渡等により第三者が利用することを禁止している。口座開設時に各行窓口担当は、口座開設の申込みを受け、本人を確認の上、第三者利用の禁止のために事業内容や口座開設目的に確認を行っており、「開設時に第三者利用が利用するとわかっていれば、口座開設には応じず通帳等交付しなかった」旨申し立てた。

組処法違反事実(要旨)

被疑者兩名は共謀の上、平成18年3月2日にアメリカ合衆国内の銀行から、日本人名義の普通預金口座に振込み送金された現金2,167万7,592円について、これが詐欺された金員であることを知りながら、電話で同支店行員から上記送金があった旨告げられ、同送金の理由を尋ねられた際、「自動車部品の販売代金である。」旨の虚偽を、さらに後日、同行員から送金元の銀行から返金要求があった旨を告げられ、これへの対応を尋ねられた際、「自動車部品を既に出荷しているので、返金には応じられない。」旨の虚偽をそれぞれ申し向けて、振込送金による金員の取得が正当な事業収益であるかのように装い、もって犯罪収益の取得につき事実を仮装した。

「8億6000万円資金洗浄 2被告に実刑判決」2008年2月15日、産経新聞。

五菱会マネロン事件(平成19年9月12日東京高裁判決)



被告人K・・・懲役6年6月(組織的犯罪処罰法違反)

銀行員被告人X・・・無罪(資産隠しの目的は脱税の場合もあるとして、マネロンの推認は排斥された)

当局間の情報伝達

日本

		情報を受け取る機関				
		税務 税当局	捜査 税局犯	税 関	警察・ 検察	F I U
情報 を 提供 する 機関	税務当局	/	義務的 な報告	要求 による	義務的 な報告	不可
	税関	要求 による	義務的 な報告	/	義務的 な報告	不可
	警察・検察	許可され た報告	許可され た報告	許可され た報告	/	許可され た報告
	金融情報 部 (FIU)	不可	不可	許可され た報告	許可され た報告	/
	金融取締り	要求 による	義務的 な報告	要求 による	義務的 な報告	許可され た報告

米国

		情報を受け取る機関				
		税務 税当局	捜査 税局犯	税 関	警察・ 検察	F I U
情報 を 提供 する 機関	税務当局	/	直接 アクセス	要求 による	許可され た報告	不可
	税関	許可され た報告	許可され た報告	/	許可され た報告	許可され た報告
	警察・検察	要求 による	直接 アクセス	許可され た報告	/	要求 による
	金融情報 部 (FIU)	直接 アクセス	直接 アクセス	許可され た報告	直接 アクセス	/
	金融取締り	許可され た報告	許可され た報告	許可され た報告	許可され た報告	許可され た報告

英国

		情報を受け取る機関				
		税務 税当局	捜査 税局犯	税 関	警察・ 検察	F I U
情報 を 提供 する 機関	税務当局	/	直接 アクセス	直接 アクセス	許可され た報告	許可され た報告
	税関	直接 アクセス	直接 アクセス	/	許可され た報告	許可され た報告
	警察・検察	許可され た報告	許可され た報告	許可され た報告	/	許可され た報告
	金融情報 部 (FIU)	直接 アクセス	直接 アクセス	直接 アクセス	直接 アクセス	/
	金融取締り	許可され た報告	許可され た報告	許可され た報告	許可され た報告	許可され た報告

オーストラリア

		情報を受け取る機関				
		税務 税当局	捜査 税局犯	税 関	警察・ 検察	F I U
情報 を 提供 する 機関	税務当局	/	直接 アクセス	許可され た報告	許可され た報告	不可
	税関	許可され た報告	許可され た報告	/	許可され た報告	許可され た報告
	警察・検察	許可され た報告	許可され た報告	許可され た報告	/	
	金融情報 部 (FIU)	直接 アクセス	直接 アクセス	許可され た報告	直接 アクセス	/
	金融取締り	許可され た報告	許可され た報告	許可され た報告	許可され た報告	許可され た報告

- 租税捜査局が、税務当局課税から「直接アクセス」で情報を受け取れないのは、日本だけである。
- FIUから租税捜査部・税務当局課税が情報を受け取れないのは日本だけである。
- 税務当局が、FIUに情報を渡すのは、英国だけで、他の3国は、「不可」である。

※ OECD「Effective Inter-Agency Co-Operation in Fighting Tax Crimes and Other Financial Crime Second Edition 2013」

資料9

〔マネー・ローンダリング対策〕

〔テロ資金対策〕 テロ対策三法
平成26年11月公布

麻薬特例法

薬物犯罪収益
(麻薬特例法2条3項)
「薬物犯罪収益」とは、薬物犯罪の犯罪行為により得た財産・・・をいう。」

組織的犯罪処罰法

組織的犯罪処罰法の犯罪収益
(組織的犯罪処罰法2条2項)
「犯罪収益」とは、財産上の不正な利益を得る目的で犯した別表(注)に掲げる罪の行為により生じた財産・・・

薬物犯罪収益等の偽装・隠匿等の罪

(麻薬特例法6条1項)
①取得若しくは処分につき事実を偽装、②隠匿③発生の原因につき事実を偽装 5年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

犯罪収益等の偽装・隠匿等の罪

(組織的犯罪処罰法10条1項)
①取得若しくは処分につき事実を偽装、②隠匿③発生の原因につき事実を偽装 ⑤年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

薬物犯罪収益等を收受する罪

(麻薬特例法7条)
情を知って、・・・收受 3年以下の懲役若しくは100万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

犯罪収益等を收受する罪

(組織的犯罪処罰法11条)
情を知って、・・・收受 3年以下の懲役若しくは100万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

不法収益等による法人等の事業経営の支配を目的とする行為の罪

(組織的犯罪処罰法9条)
①役員を選任・解任・辞任、②代表役員の変更 ⑤年以下の懲役若しくは1000万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

不法収益等による法人等の事業経営の支配を目的とする行為の罪

(組織的犯罪処罰法9条)
①役員を選任・解任・辞任、②代表役員の変更 ⑤年以下の懲役若しくは1000万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

〔前提犯罪〕

(注) 別表 1 組織的な殺人等・・・ 2 あへん煙草吸食器輸入等・・・ 3 爆発物の使用・・・等、全84項目。税犯罪は掲げられていない。

犯罪収益移転防止法

特定事業者(2条2項)

金融機関等(1～36号)

ファイナンス事業者(37号)、クレジット事業者(38号)、宅地建物取引業者(39号)、宝石・貴金属買取事業者(40号)、郵便物受取サービス業者、電話受付代行業者、電話転送サービス業者(41号)、弁護士又は弁護士法人(42号)、司法書士又は司法書士法人(43号)、行政書士又は行政書士法人(44号)、公認会計士又は監査法人(45号)、税理士又は税理士法人(46号)

(1)顧客等の取引時確認(4条)、(2)確認記録の作成・保存(5条)、(3)取引記録等の作成・保存(6条)、(4)疑わしい取引の届出(8条)、(5)外国為替取引に係る通知(9条)、(6)取引時確認等を的確に行うための措置(10条)、(7)弁護士による措置(11条)

是正命令違反

24条 是正命令に違反した者は、2年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

報告徴収及び立入検査回避

25条 報告や資料提出をしなかった者、虚偽の報告や資料を提出した者、立入検査を拒んだ者等は、1年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

本人特定事項の虚偽申告

26条 本人特定事項隠し目的による虚偽申告をした者は、1年以下の懲役若しくは100万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

預貯金通帳等の不正譲渡・譲受

27・28条 預貯金通帳等の有償・無償の譲受け、譲渡し等をした者は、1年以下の懲役若しくは100万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。業としてした者は、3年以下の懲役若しくは500万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

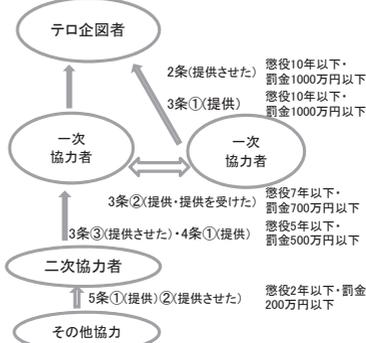
金融機関等本人確認法(平成15年施行)は廃止。

組織的犯罪処罰法(5章)(平成12年施行)は疑わしい取引の届出は削除。

	テロ資金提供処罰法	テロ財産凍結法
勧告	テロ資金供与	テロリストの資産の凍結
主体	問わない	公告国際テロリスト
認識	テロ行為のため	問わない
行為	提供する行為・提供される行為	贈与、貸付け、売却代金の支払、預貯金の払出し等

テロ資金提供処罰法

公衆等脅迫目的の犯罪行為の実行を容易にする目的で資金を提供する行為等 (テロ資金提供処罰法 2～5条)



国際テロリストの財産凍結法

国連安保理が指定するなどした国際テロリストの財産が対象。

第1267号決議 ○アル・カイダ関係者・タリバン関係者
第1373号決議 ○センデロ・ロンソノ・コロンビア革命軍等
「3年以下懲役・罰金100万円以下」